

協議第 1 号

次期習志野市教育振興基本計画(素案)について

次期習志野市教育振興基本計画について、別紙のとおり協議する。

令和7年9月24日協議

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

習志野市教育振興基本計画（素案）

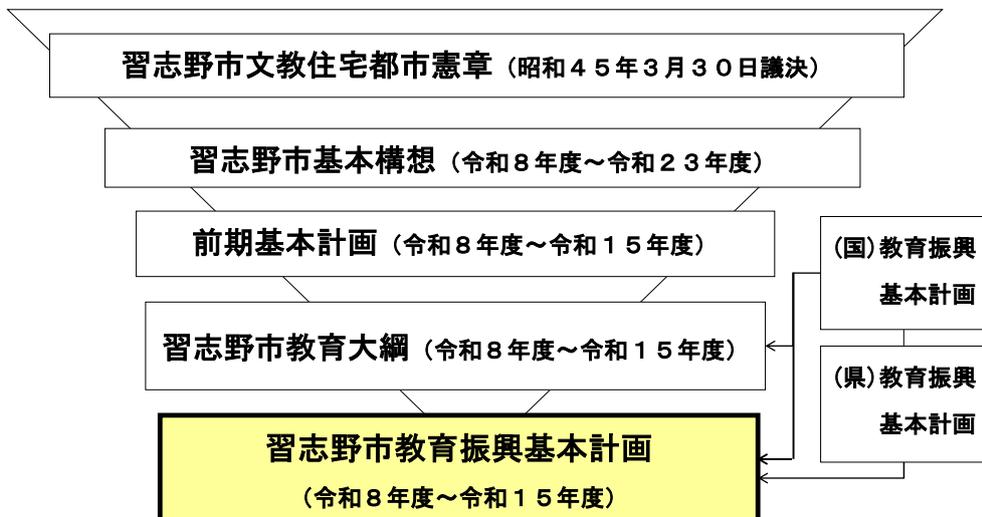
令和8年度～令和15年度

 *Narashino Basic Plan for the Promotion of Education*

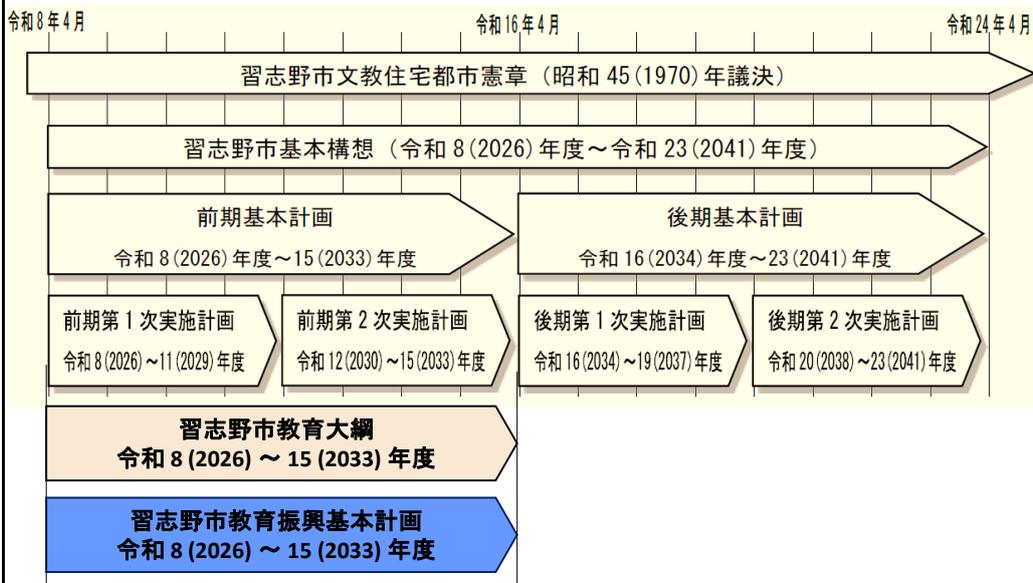


令和7年9月24日(水) 第9回定例教育委員会会議
学校教育部教育総務課

計画の体系イメージ



習志野市教育振興基本計画の期間

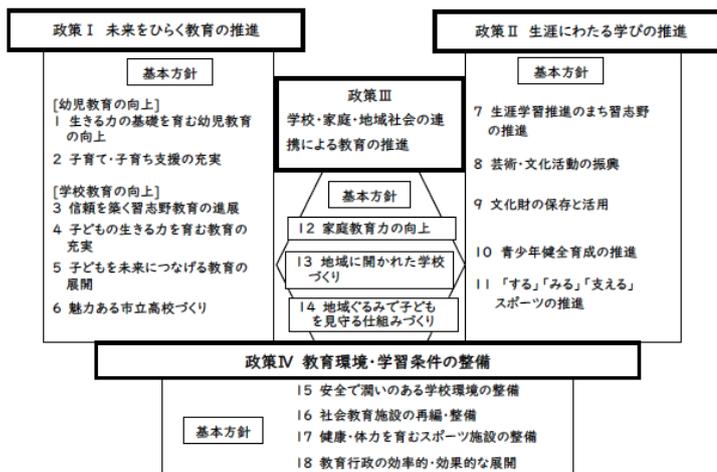


前「基本計画」(令和2年度～令和7年度)の体系イメージ

(基本目標)

豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり

キーワード: 「信頼と情熱あふれる教育」「夢のある学び」「地域・市民との連携」



前「基本計画」の本市教育全体の課題

- (1) 主体的な学びの育成
- (2) 人材確保及び人材育成
- (3) 相談体制及び支援体制の充実
- (4) 学校・家庭・地域、関係機関等との連携強化
- (5) デジタル化の推進

5

本「基本計画」の基本理念

(基本理念)

主体的に学び ともに理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり

主体的に学び 一人ひとりが自らの能力を伸ばすため、主体的に学び・考え・取り組む力を養います。

ともに理解し合い お互いの思いや考えを理解し合い、認め合うことで、自らの視野を広げ、よりよい解決方法を導きます。

未来を創る 一人ひとりが自分らしく活躍し、幸せややりがいを感じる未来を創ります。

習志野の人づくり 習志野から世界や日本で活躍する人材、地元を愛し、地元で活躍する人材を育みます。

6

3つの基本方針と17の目標

基本理念

主体的に学び ともに理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり

基本方針1 次世代の担い手を育てる教育・人づくり	基本方針2 誰もが生涯にわたって活躍できる社会づくり	基本方針3 みんなで人を育てる体制・環境づくり
[目標1] 幼児教育の質の向上 [目標2] 子育て・子育て支援の充実 [目標3] 確かな学力の育成 [目標4] 豊かな心の育成 [目標5] 健やかな体の育成 [目標6] 未来につながる教育の展開 [目標7] 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進	[目標8] 生涯学習の推進 [目標9] 文化・芸術活動の振興 [目標10] 文化財の保存と活用 [目標11] 青少年健全育成の推進 [目標12] 生涯にわたるスポーツの推進	[目標13] 家庭教育力の向上 [目標14] 地域とともにある学校づくり [目標15] 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり [目標16] 教育関連施設の整備 [目標17] 教育行政の効率的・効果的な展開

7

課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み

(1) 主体的な学びの育成

(目標1) 幼児教育の質の向上

幼児の主体性を育むため、主体性を育む各園での研究実践及び取り組みを各園に周知します。また、園に通っている保護者に限らず全ての保護者へ幼児の主体性の育みについて、啓発活動を行います。

(目標3) 確かな学力の育成

主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図るため、本市の指導重点事項の内容を精査し、新しい「習志野学びモデル」を構築していきます。

8

課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み

(2) 人材確保及び人材育成

(目標6) 未来につながる教育の推進

デジタル化社会に向けた人材を育むため、教職員のICTに関する資質向上を図るとともに、児童生徒のITリテラシーを高めていきます。

(目標14) 地域に開かれた学校づくり

地域の多様な人材を学校に結集するため、地域の大学や企業等への地域協働活動を担う人材の確保に向けた働きかけを強化します。

課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み

(3) 相談体制及び支援体制の充実

(目標6) 未来につながる教育の推進

特別支援教育の充実に向け、教職員への研修の充実を図るとともに、各学校にて個別の教育支援計画を用いた校内支援委員会の充実を図り、特別な支援を要する児童生徒への適切な支援を行います。

(目標11) 青少年健全育成の推進

若者を対象とした施策に関する積極的な情報発信や普及啓発、また、フューチャーセンターと連携した若者の活躍を支援する取り組みを実施します。

課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み

(4) 学校・家庭・地域、関係機関等との連携強化

(目標5) 健やかな体の育成

各学校にて児童生徒へ健康教育、食育教育を行うとともに、保護者会や各学校が作成する学校だよりを通して、規則正しく生活することの重要性、食育の大切さ等を周知し、保護者及び地域と連携して児童生徒の心と体の健康の保持・促進を図ります。

(目標7) 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進

児童生徒へ安全教育を行い、危険を予測し、回避する能力を高めます。また、専門機関による出前授業の活用の拡充を図り、地域の方や第三者立ち合いのもと、実効性のある訓練等を実施し、学校の安全計画の見直しを図ります。

11

課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み

(5) デジタル化の推進

(目標6) 未来につながる教育の推進

デジタル化社会に向けた人材を育むため、教職員のICTに関する資質向上を図るとともに、児童生徒のITリテラシーを高めていきます。

(目標17) 教育行政の効率的・効果的な展開

学校を対象とした調査の精選及び文書等配布の縮減を図るとともに、教育DXを推進し、教育の質の向上・業務の効率化を図り、教職員の負担軽減に努めます。

12

17の目標と45の施策

目標	施策	目標	施策
1 幼児教育の質の向上	1 こどもが健やかにたくましく成長できる教育の充実	8 生涯学習の推進	23 誰もが学びたいときに学べる学習機会の充実
	2 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進		24 多様なニーズに応じた学びの環境整備
	3 教職員の資質能力、指導力の向上に向けた取組の推進		25 生涯学習をまちづくりにつなげる取り組みの推進
2 子育て・子育て支援の充実	4 多様なニーズに対応した子育て支援の充実	9 文化・芸術活動の振興	26 子どもの読書活動の推進
3 確かな学力の育成	5 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進	27 文化・芸術に触れ、つなぎ、活かす活動の推進	28 文化財の調査と保存
	6 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	10 文化財の保存と活用	29 文化財の情報発信と活用による興味や愛着の醸成
4 豊かな心の育成	7 道徳教育・人権教育の推進	11 青少年健全育成の推進	30 青少年の健全な成長のための多様な活動の場の提供
	8 いじめの未然防止と解消に向けた取り組みの推進	31 こども・若者が主体的に成長できる環境づくりの推進	32 「する」「みる」「ささえる」「集まる」「つなげる」スポーツの推進
	9 体験活動等の充実	12 生涯にわたるスポーツの推進	33 家庭教育力の向上に資する学習機会の提供
5 健やかな体の育成	10 運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成	13 家庭教育力の向上	34 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
	11 学校保健の充実	14 地域とともにある学校づくり	35 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実
	12 食育の充実	15 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	36 地域と連携した防犯・補導活動の推進
6 未来につながる教育の推進	13 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	16 教育関連施設の整備	37 幼稚園・こども園の教育環境の維持・向上
	14 多様なニーズに対応する教育の推進		38 小中学校の教育環境の維持・向上
	15 不登校の未然防止と学びの場の確保に向けた取り組みの推進		39 市立高等学校の教育環境の維持・向上
	16 グローバル化・持続可能な社会に向けた教育の推進		40 総合教育センターの環境整備
	17 教育DXと情報活用能力を育成する教育の推進		41 学校給食センターの環境整備
	18 体系的・実践的なキャリア教育の推進		42 社会教育施設・スポーツ施設の環境整備
	19 安全・安心な学校づくりの推進		43 教育活動の充実と教職員の働き方改革の推進
7 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進	20 特色ある学校づくりの推進	44 教育委員会事務局の活動の充実	45 新たな課題への対応と先進的な施策の研究
	21 市立高等学校の魅力ある学校づくりの推進		
	22 経路や職種に応じた研修による教職員の資質能力の向上		

13

今後の予定

10月22日(水)校長会議(本計画の説明)

11月1日(土)～11月30日(日)パブリックコメント

1月28日(水)教育委員会会議(最終案の説明)

3月25日(水)教育委員会会議(最終案の承認)、策定

14

習志野市教育振興基本計画（素案）

主体的に学び ともに理解し合い
未来を創る 習志野の人づくり

令和8年3月策定予定

習志野市文教住宅都市憲章(前文)

昭和45年3月30日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいっぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしろ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

はじめに(仮)



習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

本書は、令和8年度から令和15年度を期間とした前教育基本計画(以下、前基本計画)の後期計画となる、令和2年度から令和7年度までの本市教育の基本的な方向性を示す、教育計画(以下、本振興基本計画)となります。

本市教育の基本目標である「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を前基本計画から受け継ぎ、その実現に向けて取り組んでまいります。

また、前基本計画の期間中に新たに加わった課題である、「ICTの利活用」や、喫緊の課題である「いじめ・不登校の未然防止」などにも対応すべく、施策として位置付けております。

さて、私たちを取り巻く世界は、人工知能(AI)やビッグデータの活用など、技術革新が急速に進展し、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力も大きく変わってきました。これからも技術革新は進み、また、そのスピードはさらに速まることが予想されます。

一方、子どもたちに目を向けると、そこには今も変わらない「子どもらしさ」が残っていることに、私たちは、ほっとさせられます。夢や希望に向かってひたむきに努力するエネルギー、友だちと協力し、時には競い合いながら目標を達成する能力などは、子どもの時に最も伸びやすい資質・能力であり、今後も大切に育てていきたいと考えております。

また、目まぐるしく変化する社会にあっては、学びは学校だけで完結するものではありません。生涯にわたって学ぶことは、働くためだけでなく、人生に潤いを与え、よりよく生きることにつながります。

教育には不易と流行があると言われる。本振興基本計画は、教育の不易と流行を、習志野市の実情に合わせ、本市教育の方向性を示す指針としてまとめたものであります。実施にあたっては、不断に見直しを行い、また、地域の皆さまと連携して取り組んでまいります。今後も本振興基本計画と本市教育への積極的な参画をお願い申し上げます。

令和8年3月

習志野市教育大綱

令和8年3月策定

将来都市像

『多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野』



目次

1	計画策定の趣旨	6
2	計画の位置づけ	6
3	計画の対象	6
4	計画の期間	6
5	計画の体系イメージ	7
6	進行管理	8
7	教育をめぐる現状	8
8	前「基本計画」期間中の本市教育全体の課題	9
9	前「基本計画」期間中の本市教育の課題一覧	10
10	基本計画の基本理念	11
11	目標及び施策一覧	12
12	課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み	13
13	各目標及び各施策の内容	
	（目標1）幼児教育の質の向上	16
	（目標2）子育て・子育て支援の充実	18
	（目標3）確かな学力の育成	20
	（目標4）豊かな心の育成	22
	（目標5）健やかな体の育成	25
	（目標6）未来につながる教育の推進	27
	（目標7）安全・安心で魅力ある学校づくりの推進	31
	（目標8）生涯学習の推進	34
	（目標9）文化・芸術活動の振興	37
	（目標10）文化財の保存と活用	39
	（目標11）青少年健全育成の推進	41
	（目標12）生涯にわたるスポーツの推進	43
	（目標13）家庭教育力の向上	45
	（目標14）地域とともにある学校づくり	47
	（目標15）地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	49
	（目標16）教育関連施設の整備	51
	（目標17）教育行政の効率的・効果的な展開	55
14	指標一覧	57
15	習志野市教育振興基本計画策定要綱	59
16	習志野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	60

1 計画策定の趣旨

教育基本法により、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年に教育振興基本計画、平成25年に第2期教育振興基本計画、平成30年に第3期教育振興基本計画、令和5年に第4期教育振興基本計画を策定されました。また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

本市においては、昭和45年に議決した「文教住宅都市憲章」の理念に沿って、教育施策を推進し、特色ある「習志野の教育」を築いてきました。教育委員会では、本市教育の独自性・自主性・自律性を発揮し、意図的・計画的な教育振興の推進を図るために、習志野市教育基本計画（計画期間：平成13年度～平成19年度、平成20年度～平成26年度、平成26年度～平成31年度）を策定しました。また、「習志野市基本構想」（平成26年度～令和7年度）に示された将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を教育の面から実現することを目指し、令和2年3月に習志野市教育振興基本計画（計画期間：令和2年度～令和7年度）（以下、前「基本計画」）を策定し、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標として、学校教育や社会教育に関する施策に取り組んできました。

現行計画の期間満了の時期にあたり、これまでの取り組みについて検証するとともに、その検証結果を踏まえつつ、社会の変化を見据え、国や千葉県の計画を参酌しながら、次の8年間における本市教育の方向性を示すものとして、習志野市教育振興基本計画（以下、本「基本計画」）を策定するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、上位の計画である「習志野市基本構想」及び「習志野市前期基本計画」と整合を図りつつ、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

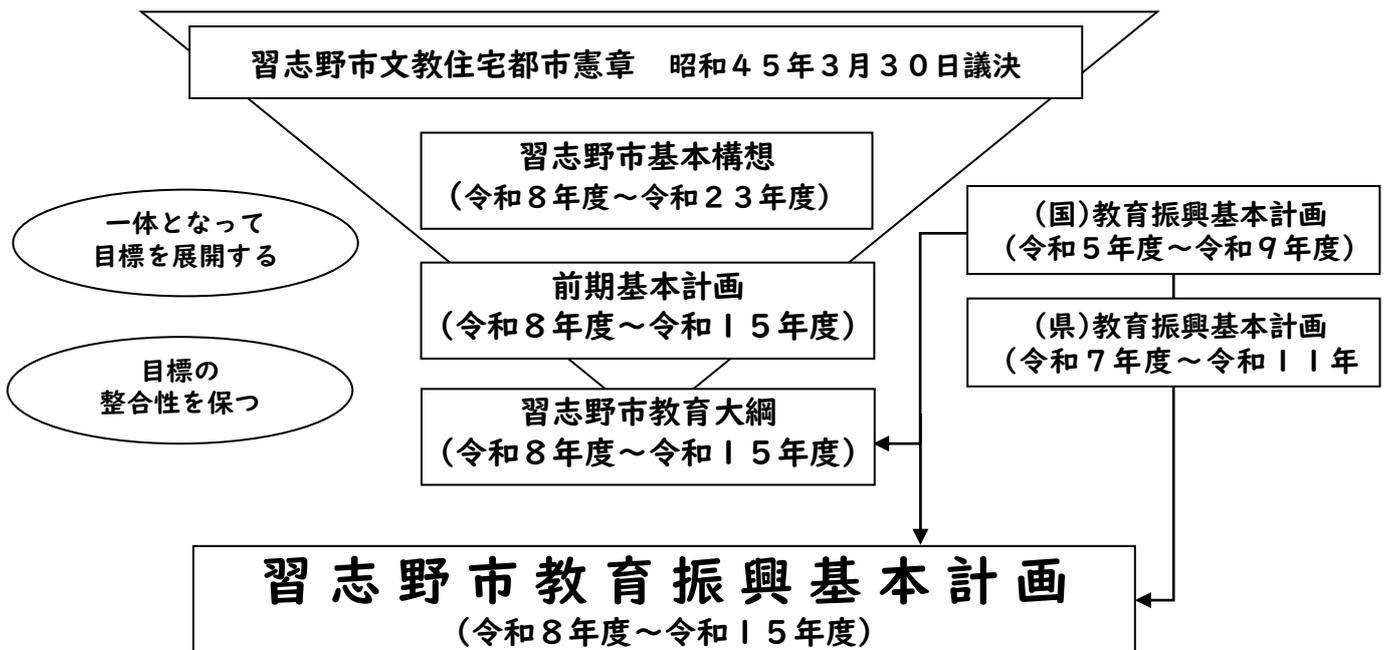
3 計画の対象

本計画は、習志野市の教育行政に係る基本的な計画であり、幼児教育、学校教育及び生涯学習全般を対象の範囲とします。

4 計画の期間

本計画は、上位計画である「習志野市前期基本計画」との整合性を図るため、令和8年度から令和15年度までの8か年の計画期間とします。

5 計画の体系イメージ



基本理念

主体的に学び ともに理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり

基本方針1	基本方針2	基本方針3
次世代の担い手を育てる教育・人づくり	誰もが生涯にわたって活躍できる社会づくり	みんなで人を育てる体制・環境づくり
[目標1] 幼児教育の質の向上 [目標2] 子育て・子育て支援の充実 [目標3] 確かな学力の育成 [目標4] 豊かな心の育成 [目標5] 健やかな体の育成 [目標6] 未来につながる教育の展開 [目標7] 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進	[目標8] 生涯学習の推進 [目標9] 文化・芸術活動の振興 [目標10] 文化財の保存と活用 [目標11] 青少年健全育成の推進 [目標12] 生涯にわたるスポーツの推進	[目標13] 家庭教育力の向上 [目標14] 地域とともにある学校づくり [目標15] 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり [目標16] 教育関連施設の整備 [目標17] 教育行政の効率的・効果的な展開

6 進行管理

目標ごとに客観的な指標を設定し、毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」にて、実績及び効果を数値で把握するとともに、状況分析・評価を行うことで、取り組みの改善等を図っていきます。

7 教育をめぐる現状

(1) 社会の動向

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。少子化・人口減少や高齢化、デジタル化・グローバル化の進展、生成AIの急速な普及、社会のつながりの希薄化、自然災害などの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により学校・家庭・地域を取り巻く環境が大きく変化するなど、将来の予測が難しい時代となっています。

一方、経済先進諸国において、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重視されてきております。

また、社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景・家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められています。

(2) 習志野市の現状

本市は一貫して住民福祉の向上を目指し、住民自治・市民協働によるまちづくりを推進してきており、昭和45(1970)年には「文教住宅都市憲章」を制定し、本市不変のまちづくりの基本理念として今日まで受け継がれています。

総人口は令和17(2035)年頃にピークを迎えた後、減少していくと予測されており、今後は高齢者の増加と生産年齢人口の減少による社会保障費の増大や働き手の不足、経済の縮小など、人口構造の変化への対応が求められます。

また、すべての人がこれまで以上に活躍できるまちづくりを推進するため、あらゆる違いを認め合い、お互いの人権を尊重し積極的に活かしていく、多様性(ダイバーシティ)に対する理解と浸透に努めながら、誰もが生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる地域共生社会・多文化共生社会の実現に取り組むことが重要となります。

8 前「基本計画」期間中の本市教育全体の課題

(1) 主体的な学びの育成

全国学力・学習状況調査の教科の調査結果から、本市の児童生徒は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等については、全国平均を上回る良好な結果が表れています。一方、児童生徒質問調査の結果では、学力の要素の一つである「主体的に学習に取り組む態度」について全国平均を下回っております。新体力テストにおける児童生徒質問紙調査においても同様に、主体的に取り組むことに課題があると表れています。

また、近年の急激な社会の転換が図られる時代において、自ら考え、判断し、責任を持って行動することが一層求められており、主体的な学びの育成は、今後、本市が取り組むべき重要な課題であります。

(2) 人材確保及び人材育成

近年、学校においては、教員採用選考受験者の減少や経験豊かな教員の大量退職による教員不足、よりよい教育を目指した人材育成、若手職員への知識や技術の伝達など、学校における人材確保と人材育成が急務となっております。

また、生涯学習においても誰もが学びたいときに学べる学習機会の確保、生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進のため、専門知識を有する者の人材確保と技術の伝承が一層求められており、人材確保と人材育成は、本市の取り組むべき課題であります。

(3) 相談体制及び支援体制の充実

学校におけるいじめ・不登校は年々増加しており、いじめや不登校、子どもの問題行動への早期対応・早期解決が重要になってくるとともに、児童生徒及び保護者が悩みを一人で抱え込まず、相談できる体制が重要となります。

また、学校及び生涯学習施設において特別な支援を要する者、LGBTQ、子どもの貧困、虐待、ヤングケアラーなど多様なニーズのある者への対応・支援が一層求められており、共生社会の実現、誰もが安全・安心して生活できる環境を整えるために、相談体制及び支援体制の充実に取り組む必要があります。

(4) 学校・家庭・地域、関係機関等との連携強化

近年、学校が抱えている問題は、複雑化・多様化しており、問題を解決するためには、学校と家庭、地域、関係機関等の一層の連携を図る必要があります。また、地域を活性化させるためには、地域とともにある学校づくりを更に進めていく必要があります。

(5) デジタル化の推進

急激なデジタル化が進んでおり、学校および社会教育施設等においてデジタル化への対応が急務となっております。また、学校における働き方改革を進展、行政及び施設等の業務改善を図るためにも今後さらなるデジタル化を進めていく必要があります。

デジタル化を推進し、業務の効率化を図ることで人と人とのリアルやアナログな時間を創出させることが重要であり、学校においてはデジタル化を進めることで教員が児童生徒に向き合う時間をつくっていく必要があります。

9 前「基本計画」期間中の本市教育の課題一覧

- (1) 質の高い教育を行う教育体制
 - ・主体的に学習に取り組む態度の育成
 - ・子どもの読書離れ
 - ・体験学習の機会、場の確保
 - ・子どもの権利擁護
 - ・運動機会の減少
 - ・学びを将来へつなげるキャリア教育の充実
 - ・生涯学び続けることができる環境の整備と人材の育成
 - ・若手教員の増加と教員のなり手不足
 - ・教職員の多忙化
 - ・教育費に係る保護者の負担軽減
 - ・学校、公共施設の建て替え、修繕、DX化、トイレ・エアコン設置
- (2) 少子高齢化、人材不足
 - ・子どもの数の減少に伴う児童生徒数の減少
 - ・地域間の偏り
 - ・高齢化に伴う、労働力（教員）不足
 - ・人材不足、人材確保
 - ・地域行事等の担い手不足
 - ・学校や地域を支える人材の世代交代
 - ・専門知識を有する指導者の不足
- (3) 複雑化・多様化する学校の課題
 - ・いじめ認知件数の増加、いじめ重大事態への未然防止と対応
 - ・不登校児童生徒の増加と学びの場の確保
- (4) 多様なニーズへの対応
 - ・特別な支援を必要とする児童生徒の増加
 - ・日本語指導を必要とする児童生徒の増加
 - ・LGBTQ、子どもの貧困、虐待、ヤングケアラーへの対応
 - ・児童生徒の安全・安心な放課後の居場所の確保
- (5) 学校・家庭・地域との連携
 - ・核家族化、人間関係の希薄化に伴う家庭・地域の教育力の低下
 - ・地域行事等への参加率の低下
 - ・学校と家庭・地域との連携、協働
- (6) 社会の急激な変化への対応
 - ・デジタル化、グローバル化、ダイバーシティ（多様化）への対応
 - ・自然災害の頻発化、自然環境の悪化（温暖化）
 - ・職業（労働）の市場の変化

10 基本計画の基本理念

主体的に学び ともに理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり

- 主体的に学び** 一人ひとりが自らの能力を伸ばすため、主体的に学び・考え・取り組む力を養います。
- ともに理解し合い** お互いの思いや考えを理解し合い、認め合うことで、自らの視野を広げ、よりよい解決方法を導きます。
- 未来を創る** 一人ひとりが自分らしく活躍し、幸せややりがいを感じる未来を創ります。
- 習志野の人づくり** 習志野から世界や日本で活躍する人材、地元を愛し、地元で活躍する人材を育みます。

現代の社会は、少子高齢化、デジタル化・グローバル化の進展、社会のつながりの希薄化、自然災害などの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により学校・家庭・地域を取り巻く環境の変化など、将来の予測が難しい時代となっています。

さらに、社会の多様化が進む中、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められており、今後、以下の2点が重要となります。

- (1) 持続可能な社会の創り手の育成
- (2) 誰もが活躍できる社会づくり

このような状況の中、市民一人ひとりが持続可能な社会の担い手として活躍するためには、自ら考え、判断し、責任を持って行動することが重要であり、生涯にわたって自ら学び続けていくことが大切となります。

また、持続可能な社会を維持・発展させるためには、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になることを目指すという考え方が重要となります。

本市では、「教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながる」の考えのもと、前「基本計画」では、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標として設定し、目標達成に向け取り組んできました。

今後も組織をあげて「習志野の人づくり」に取り組んでいくとともに、市民一人ひとりが自己実現を果たすために、自発的な学びを推進し、あらゆる違いを認め合いながら共に学ぶことで、希望に満ちた未来を切り拓く習志野市を目指していきます。

1 | 目標及び施策一覧

基本方針		目標	施策
1	次世代の担い手を育てる教育・人づくり	1 幼児教育の質の向上	1 こどもが健やかでたくましく成長できる教育の充実
			2 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進
			3 教職員の資質能力、指導力の向上に向けた取組の推進
		2 子育て・子育て支援の充実	4 多様なニーズに対応した子育て支援の充実
			3 確かな学力の育成
		6 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	
		4 豊かな心の育成	7 道徳教育・人権教育の推進
			8 いじめの未然防止と解消に向けた取り組みの推進
			9 体験活動等の充実
		5 健やかな体の育成	10 運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成
			11 学校保健の充実
			12 食育の充実
		6 未来につながる教育の推進	13 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
			14 多様なニーズに対応する教育の推進
			15 不登校の未然防止と学びの場の確保に向けた取り組みの推進
			16 グローバル化・持続可能な社会に向けた教育の推進
			17 教育DXと情報活用能力を育成する教育の推進
			18 体系的・実践的なキャリア教育の推進
		7 安全・安心して魅力ある学校づくりの推進	19 安全・安心な学校づくりの推進
			20 特色ある学校づくりの推進
			21 市立高等学校の魅力ある学校づくりの推進
			22 経験や職務に応じた研修による教職員の資質能力の向上
2	8 生涯学習の推進	23 誰もが学びたいときに学べる学習機会の充実	
		24 多様なニーズに応じた学びの環境整備	
		25 生涯学習をまちづくりにつなげる取り組みの推進	
		26 子どもの読書活動の推進	
	9 文化・芸術活動の振興	27 文化・芸術に触れ、つなぎ、活かす活動の推進	
		10 文化財の保存と活用	28 文化財の調査と保存
	29 文化財の情報発信と活用による興味や愛着の醸成		
	11 青少年健全育成の推進	30 青少年の健やかな成長のための多様な活動の場の提供	
		31 こども・若者が主体的に成長できる環境づくりの推進	
	12 生涯にわたるスポーツの推進	32 「する」「みる」「ささえる」「集まる」「つながる」スポーツの推進	
3		13 家庭教育力の向上	33 家庭教育力の向上に資する学習機会の提供
	14 地域とともにある学校づくり		34 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
			35 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実
	15 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	36 地域と連携した防犯・補導活動の推進	
		16 教育関連施設の整備	37 幼稚園・こども園の教育環境の維持・向上
	38 小中学校の教育環境の維持・向上		
	39 市立高等学校の教育環境の維持・向上		
	40 総合教育センターの環境整備		
	41 学校給食センターの環境整備		
	42 社会教育施設・スポーツ施設の環境整備		
	17 教育行政の効率的・効果的な展開	43 教育活動の充実と教職員の働き方改革の推進	
		44 教育委員会事務局の活動の充実	
		45 新たな課題への対応と先進的な施策の研究	

12 課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み

(目標1) 幼児教育の質の向上

幼児の主体性を育むため、各園での主体性を育む研究実践及び取り組みを市内施設に周知します。また、園に通っている保護者に限らず全ての保護者へ幼児の主体性の育みについて、啓発活動を行います。

(目標2) 子育て・子育て支援の充実

子育て支援について市のホームページ等を活用し、園に通っている保護者に限らず全ての保護者へ周知を図ります。

(目標3) 確かな学力の育成

主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図るため、本市の指導重点事項の内容を精査し、新しい「習志野学びモデル」を構築していきます。

(目標4) 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、体験学習等の充実を図ります。自然体験学習においては、体験を通して培う力を明確化し、施設や設備に依存しない取り組みを進めていきます。

また、いじめ重大事態への未然防止と早期対応に向け、法制度に関する教職員研修を実施し、教職員への確実な理解を図ります。

(目標5) 健やかな体の育成

体を動かす機会を確保するため、各学校にて、短時間でも気軽に体を動かせる活動を取り入れ、学校内外で児童生徒が主体的に運動に親しめる環境をつくります。

また、各学校にて児童生徒へ健康教育、食育教育を行うとともに、保護者会や各学校が作成する学校だよりを通して、規則正しく生活することの重要性、食育の大切さ等を周知し、保護者及び地域と連携して児童生徒の心と体の健康の保持・促進を図ります。

(目標6) 未来につながる教育の推進

児童生徒の学びを将来へとつなげるキャリア教育を推進するため、各学校のキャリア教育グランドデザイン作成の参考となるキャリア教育方針を作成し、各学校へ周知を図ります。

また、グローバル化への対応を図るため、小学校における外国語学習と中学校における英語学習の学習内容・指導方法を一体的に捉え、7年間を通じた系統的な英語教育の充実、多様な世代との交流や異文化交流等を進めていきます。

さらに、デジタル化社会に向けた人材を育むため、教職員のICTに関する資質向上を図るとともに、児童生徒のITリテラシーを高めていきます。

近年、増え続ける不登校児童生徒に対し、「個」に応じた学びの場を確保するため、学びの多様化学校や校内教育支援センターの充実を図ります。

また、特別支援教育の充実に向け、教職員への研修の充実を図るとともに、各学校にて個別の教育支援計画を用いた校内支援委員会の充実を図り、特別な支援を要する児童生徒への適切な支援を行っていきます。

(目標7) 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進

児童生徒へ安全教育を行い、危険を予測し、回避する能力を高めます。また、専門機関による出前授業の活用の拡充を図り、地域の方や第三者立ち合いのもと、実効性のある訓練等を実施し、学校の安全計画の見直しを図ります。

魅力のある学校をつくるには、よりよい教育を目指して教職員の研修を充実させることが大切であり、研修履歴システムにて研修履歴を可視化し、受講者本人へ研修の積み上がりを実感させるとともに、放課後にオンラインを利用したミニ研修等を開催し、研修機会の拡充を図ります。

習志野高校においては、魅力のある学校を推進するため、生徒が将来の夢と学業を結び付けて主体的な進路選択ができるようキャリア教育の充実を図ります。

(目標8) 生涯学習の推進

生涯学習複合施設プラッツ習志野や公民館・図書館等において、市民のニーズに応じた学習機会の場を設け、市民の学習機会の充実を図ります。また、諸室予約や講座申し込み等のデジタル化を進めます。

(目標9) 文化・芸術活動の振興

(公財)習志野市文化スポーツ振興財団と相互に連携・協力し、あらゆる機会・場所を活用したアウトリーチ事業の拡充を図ります。芸術文化協会会員の確保に向け、行事等の来場者へ会員確保に向けたPRチラシを配布する等、周知拡大を図ります。

(目標10) 文化財の保存と活用

文化財の活用を図るため、市のホームページや「広報習志野」にてイベントや展示について、広く周知するとともに、関連行事の来場者へ周知を図ります。また、実花公民館跡施設に新たな歴史資料の展示施設の整備を進めます。

(目標11) 青少年健全育成の推進

すべての市立小学校への放課後子供教室の設置と子どもの成長段階に応じた運営を実施します。若者を対象とした施策に関する積極的な情報発信や普及啓発、また、フューチャーセンターと連携した若者の活躍を支援する取り組みを実施するとともに、(仮称)新総合教育

センターに活動の場を設定し、若者の居場所づくりに努めます。

(目標12) 生涯にわたるスポーツの推進

スポーツ推進計画と連動しながら「あつまり、ともに、つながる」「安全で安心な環境づくり」の視点を持って、スポーツ施策の推進に取り組みます。

(目標13) 家庭教育力の向上

各公民館において保護者等が参加しやすい時間や場所を考慮し、保護者が幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について学び、実践できるよう、学級講座を開設します。

(目標14) 地域とともにある学校づくり

地域と学校が一体となり子どもたちの教育を支え、学校を核として地域の活性化を図るため、地域の大学や企業等への地域学校協働活動を担う人材の確保に向けた働きかけを強化します。

また、部活動の地域展開を進め、学校の枠を越え、年齢や地域をまたいだ人々との交流を図ります。

(目標15) 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

子ども110番の家の周知を図るため、各学校にて子ども110番の家を学区の地図に書き込み、校内に掲示したり、学校のホームページに掲載したりする等、児童生徒への周知拡大を図ります。

(目標16) 教育関連施設の整備

幼稚園・こども園においては、施設の老朽化、経年劣化による不具合の解消に向け整備・修繕を行います。

小・中・高等学校においては、限られた財源を有効に活用し、安全性、防災性、防犯性を兼ね揃えた施設に向け、整備します。

社会教育施設においては、閉館施設の諸室機能の代替場所を確保するとともに、施設の多機能化・複合化を図ります。

スポーツ施設の整備においては、老朽化した施設の維持管理に取り組むとともに、施設の活用の拡大等に取り組みます。

(目標17) 教育行政の効率的・効果的な展開

学校を対象とした調査の精選及び文書等配布の縮減を図るとともに、教育DXを推進し、教育の質の向上・業務の効率化を図り、教職員の負担軽減に努めます。

また、新たな課題への対応と先進的な施策の研究に取り組み、教育活動の充実、保護者等の負担軽減に努めます。

13 各目標及び各施策の内容

目標1 幼児教育の質の向上

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育の質の向上を図るための取り組みを進めていくことが重要です。

一人ひとりの幼児が生涯をたくましく生きるために必要な、主体性を育む教育、健康な心と体を育む教育、安全・安心を守る教育、多様性に配慮した切れ目ない支援等、幼児の学びや発達を促す幼児教育の充実に取り組みます。

幼児教育から小学校教育への滑らかな接続については、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校（以下、幼保こ小）関連研修会や接続期カリキュラムの作成及び活用を行ってきました。今後、接続期カリキュラムの見直しを図るとともに、幼児教育と小学校教育の関係者間の連携をさらに深めていきます。

また、教職員の経験年数や施設の状況に応じた研修の充実を図り、資質・能力の向上に努めます。

	学びの芽生え ～遊びを通した総合的な学び～	小学校教育への円滑な接続
期	5歳児 10月～12月	5歳児 1月～3月
目指す姿	○自分のことは自分でできる。	○やってみよう、やればできるという自信をもって安心して生活する。
生活する力	<ul style="list-style-type: none"> 園内や公共の場での過ごし方がわかり安全に気を付けて遊べるようにする。 困った時や分からないことがあった時は、自分で周りの人に聞けるように仲立ちをしたり、具体的な伝え方を知らせたり、自分で伝えたりできるようにする。 自分で場や物を整えながら遊べるように気付かせたり、知らせたりする。 生活に見通しをもち、次に行うことを自分で考えられるように環境を整える。(生活の流れの表示等) 	<ul style="list-style-type: none"> 危険なことや状況を自分で判断して安全に行動できるようにする。 遊びや生活の中で困った時は、今までの経験から、自分なりに考えて行動できるよう言葉をかけたり、考えられる環境を保障したりしていく。 自分から準備・片付けをし、決められた時間内に行えるように意識付け、就学に向けて生活習慣の再確認ができるようにする。 生活の区切りとなる活動や時間を意識しながら、行動できるようにする。
関わる力	<ul style="list-style-type: none"> 小グループの友達とイメージを共有しながら遊ぶ中で、遊びを変化させたり、工夫したりできるよう十分な時間と場の保障をする。(ごっこ遊び等) 互いに思いを伝え合い、折り合いをつけながら遊ぶ中で、子ども同士が友達のよいところを認め合い、頑張っている姿に気付けるようにしていく。(運動会、発表会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ルールのある遊びについては、クラス全体で取り上げて、共通理解を図り、自分たちで遊びを進める楽しさを味わえるようにする。(鬼遊び、ドッジボール等) 友達の意見を受け入れたり尊重したりしながら遊びを進められるように、それぞれの思いや考えを受け止め、調整したり、子どもがよりよい方法や考えを生み出せるように方向付けをしたりしていく。
学ぶ力	<ul style="list-style-type: none"> 場に応じた言葉の使い方や表現の仕方がわかるよう気付かせたり知らせたりしていく。 遊びの中で文字や数字、記号等に興味をもち読んだり、使ったりできるようにする。(ごっこ遊び等) 身近な環境に積極的に関わり、遊びや生活に取り入れられるようにする。(秋の自然物、制作等) 	<ul style="list-style-type: none"> 相手の気持ちや状況に応じて、自分の思いや考えを表現できるような環境を整えたり、自信をもって表現できるよう助まったりしていく。 今までの経験から、数や文字を使うとより遊びが楽しくなることを知り、進んで生活や遊びに取り入れられるような環境を工夫する。(手紙ごっこ、カルタ遊び、すごろく遊び等) 自然現象に興味をもち、触れたり試したりできるような環境を整える。(冬自然物、冬の現象等)

習志野市接続期カリキュラムの一例

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
1	保護者アンケートの「主体的に遊ぶこどもを育てている」について「満足している」の評価(公立全施設平均)	74%	80%

施策1 子どもが健やかでたくましく成長できる教育の充実

一人ひとりの子どもが自発的、意欲的に遊びに取り組めるよう、計画的に環境を構成するために、園や子どもの実態に応じた教育課程の編成を行っていきます。また、自分や友達の心や体を大切にできる活動や人権教育、健康教育・食育、安全教育の充実を図っていきます。一人ひとりの特性に応じた支援の充実が図れるよう、講師の指導を受けたり、関係機関と連携を図ったりしていきます。

主な取り組み、事業

- ・ 主体性を育む教育課程の工夫
- ・ 主体性を育む研究実践及び取り組みの周知・啓発
- ・ 健康な心と体を育む身体活動の推進
- ・ 自他を思いやり、命を大切にす人権教育の充実
- ・ 健康教育・食育の充実
- ・ 安全教育の推進
- ・ 特別な配慮を必要とする子どもに対する支援の充実と関係機関との連携の強化

施策2 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進

幼保こ小関連研修において、幼児教育関係者と小学校教育関係者が合同研修会に参加し、滑らかな接続についての学びを深めたり、互いの教育について参観し意見交換をしたりして、関係者間の連携を深めていきます。また、接続期カリキュラムの見直しや事例掲載等、接続期カリキュラムの内容の充実や更なる活用を進めていきます。

主な取り組み、事業

- ・ 幼保こ小関連研修の充実
- ・ 接続期カリキュラムの活用

施策3 教職員の資質能力、指導力の向上に向けた取り組みの推進

幼児教育や特別支援教育に関する研修、経験年数に応じた研修、食育や健康教育に関する研修等、教職員の資質能力や指導力の向上を図るため、研修内容の充実や、参加しやすい研修体制の構築に努めます。

主な取り組み、事業

- ・ 教職員の指導力向上のための研修の充実

目標2 子育て・子育て支援の充実

就学前児童の人口は減少しており、今後も減少していくことが予測されている中、保護者の就労形態が多様化し、保育施設に通う児童数が増えています。保護者の就労や子育て支援活動として、一時保育や預かり保育等の充実に努めてきました。

子育て家庭の子育てに対する不安や負担感、孤立感を和らげられるように、親子が安全・安心に遊べる場と、様々な人との交流の機会、子育て相談の場、子育てに関する情報提供など、子育て・子育て支援の充実に努めます。



みんなのひろば



令和7年7月

子どもたちは、夏が大好きです。しかし、体温調節の機能が未熟で、代謝も活発です。子どもに異変がありましたら早めに手当てをしましょう。



ベビーカーでの 熱中症に注意



地面に近く、アスファルトの強い照り返しを受けるベビーカーの中は、かなりの高温になっています。また、日ざしをよけるためにレインカバーなどを掛けると、熱がこもって、蒸し暑い状態になることも。ときどきカバーを開けて換気をしたり、日ざしの強いときのベビーカー移動は、なるべく避けてあげてくださいね。

炎天下での
長時間の移動

レインカバーの
掛けっぱなし



水分をとらないで
移動する

子どもをベビーカー
に乗せたままでの
長時間の立ち話

赤ちゃんの水分補給 どうしたらよいの？

大人に比べて子どもは汗かき。特に0～2歳のころは新陳代謝がよく、おしっこ回数も多いので、たくさんの水分が必要です。のどが潤いていても言葉で伝えられないこともあるので、大人が気を配ってあげましょう。

水分補給のコツ

- 水分は、吸収のよい薄冷ましや麦茶、番茶などがお勧め
- お散歩の前後や、お昼の途中も忘れずに
- 30分くらいに1度、50mlほどが目安
- 嫌がるときは、無理に飲ませなくて大丈夫。時間を置いてあげましょう




子どもセンターで配布（HPにも掲載）

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
2	保護者アンケートの「子どものことについての質問や相談に気軽に応じてくれる」について「満足している」の評価(公立全施設平均)	70%	75%

施策4 多様なニーズに対応した子育て支援の推進

親子が安全・安心して遊べる場の提供や園児と触れ合う機会の設定、親同士・子ども同士の交流等ができるよう、子育てふれあい広場や自園・園庭開放の充実を図ります。また、来園者が相談しやすい場を設けたり、子育てに関する情報提供を行ったりして、子育て支援の充実を図っていきます。

主な取り組み、事業

- ・ 子育てふれあい広場、自園・園庭開放の充実
- ・ 相談体制の充実
- ・ 園だよりや写真、市ホームページ等による情報発信の充実

目標3 確かな学力の育成

将来の予測が困難な時代の中、子どもたちが柔軟な学び方や考え方、変化に対応する力と態度を身に付け、個々の能力や可能性を最大限に引き出していくことが重要となります。

主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実を図るため、1人1台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図っていきます。

また、全国学力・学習状況調査の結果の分析を行い、「ならしの学力向上プラン」を活用した授業改善を図っていきます。



1人1台端末を活用した授業

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
3	全国学力・学習状況調査にて「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	[市]79.3%[国]82.0% (小学校) [市]76.2%[国]79.6% (中学校)	全国平均 +2.0ポイント

施策5 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進

児童生徒が自己のキャリア形成を見据え、将来の方向性と関連付けながら見通しを持って粘り強く学習に取り組み、自らの活動を振り返って次の学びにつなげる「主体的な学び」を推進します。また、子ども同士の協働や教職員・地域の人々との対話、さらに先人の思想や知見を手掛かりとした探究を通じて、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」の充実を図ります。これらの学びを通して、自己のキャリア形成を基盤に、生涯にわたり能動的に学び続ける資質・姿勢を育成します。

主な取り組み、事業

- ・キャリア形成と関連付けた学習
- ・1人1台端末を活用した協働的な学びの推進
- ・「習志野学びモデル」の構築

施策6 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

児童生徒一人ひとりの資質・能力を確実に育成するため、1人1台端末及びA Iドリルを活用することで個に応じた指導の充実を図るとともに、協働的な学習を推進します。また、総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学びを推進し、児童生徒一人ひとりの実態に応じた学習の個性化を図ることで、主体的に学ぶ力を育成します。

主な取り組み、事業

- ・個に応じた指導の充実
- ・探究的な学習の推進
- ・読書活動の推進（学校図書館の活用、学校電子図書館ナラシンドライブラリーの活用）

目標4 豊かな心の育成

子どもたちの健やかな成長のためには、豊かな情操や道徳心を培い、正義感や責任感、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く能力などを、学校教育活動全体を通じて育むことが重要です。

自己の生き方を考え、主体的に判断・行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、「特別の教科 道徳」の充実を図ります。あわせて、人権教育を推進し、あらゆる他者を尊重する心を育むとともに、体験活動の充実を通じて主体的な思考力や判断力、行動力を育成します。

さらに、体験活動の充実を図り、子どもたちが様々な体験を通じて、豊かな心や道徳心を培い、主体的な思考や判断、行動力を育みます。

豊かな心を育むことで、あらゆる他者を価値のある存在として認識し、尊重する心を養い、いじめの未然防止につなげていきます。



自然体験学習



MIMOMI FARMとの連携授業

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
4	いじめアンケートの集計結果 いじめの解消率	中学校：89% 小学校：96% (令和6年3学期)	100%

施策7 道徳教育・人権教育の推進

「特別の教科 道徳」を中心に、学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図り、命を大切に作る心、互いを認め合う心、協調する心、規範意識などの道徳性を育成します。あわせて、児童生徒一人ひとりが人権の意義と重要性について正しい理解を深め、自他の大切さを認知し、尊重するとともに、人権上の課題に対して主体的に改善点を見出し、日常の行動に人権尊重の態度が表れるよう、人権教育を推進します。

主な取り組み、事業

- ・千葉県版「道徳教育アーカイブ」や千葉県「道徳教育の手引き」の活用をした、「考え、議論する道徳」の授業づくり
- ・道徳教育推進教師の育成と活用の推進
- ・子どもの権利擁護の推進
- ・『「いのち」のつながりと輝き」を実現するための、家庭・地域との連携を重視した、学校全体で取り組む道徳教育の推進

関連する取り組み

- ・主権者教育の推進
- ・消費者教育の推進

施策8 いじめの未然防止と解消に向けた取り組みの推進

いじめの未然防止に向け、児童生徒の日常的な様子を丁寧に観察し、兆候を早期に発見できる体制を整えるとともに、教職員の対応力向上のため研修の充実や指導体制の強化を進めます。また、学校・家庭・地域が連携し、いじめを許さない環境づくりを推進します。重大事態においては、迅速かつ組織的に対応し、再発防止の徹底を図ります。

主な取り組み、事業

- ・記名式、無記名式いじめアンケートの実施と教育相談の充実
- ・計画的、組織的な対応ができる生徒指導体制の充実
- ・習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開
- ・法的対応力の向上を図る教職員研修の実施
- ・生徒指導上の課題への対応力向上を図る教職員研修の充実
- ・脱いじめ傍観者教育の実施

関連する取り組み

- ・SOSの出し方に関する教育の実施
- ・発達支持的生徒指導の推進

施策9 体験活動等の充実

児童生徒が年齢や世代を超えた人々との交流を深めるとともに、自然体験や社会体験、文化・芸術の鑑賞や表現活動など、多様な体験活動の充実を図り、豊かな感性や創造性を育むことで、他者を尊重し、協働する態度を培います。

主な取り組み、事業

- ・習志野市文化連盟の主催による様々な活動
（小中音楽会・中学校英語発表会・総合教育展・席書大会）
- ・持続可能な宿泊自然体験学習の検討と運営・実施

目標5 健やかな体の育成

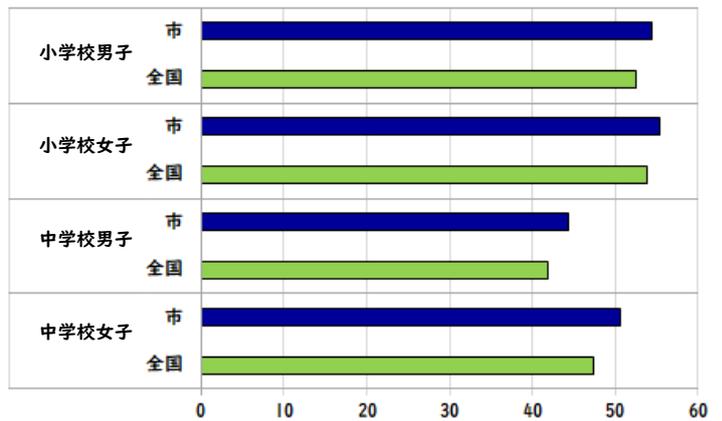
児童生徒が生涯にわたり運動・スポーツに親しむ基盤を築くことを目指し、体育授業の質を高めるとともに、日常的な運動習慣の定着を図ります。体力低下傾向や運動不足が課題である現状を踏まえ、家庭と連携しながら運動機会の創出や生活習慣の改善を推進します。また、健康課題への対応として、正しい知識に基づく行動選択能力を育成し、心身の健康増進とともにウェルビーイングの向上を目指します。

また、児童生徒がより健康な生活を送ることができるよう、学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進を図ります。

さらに、安全・安心な給食の提供とともに、子どもたちが健やかに成長し、自分自身で望ましい食の選択ができるよう、食に関する指導を充実させていきます。



食育授業の様子



全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果
(令和6年度 体力合計点の平均)

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
5	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 (体力合計点の平均)	[市] 54.48 [国] 52.53 (小学校 男子) [市] 55.39 [国] 53.92 (小学校 女子) [市] 44.42 [国] 41.86 (中学校 男子) [市] 50.65 [国] 47.37 (中学校 女子)	全国平均を上回る

施策10 運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成

体育授業や保健教育の充実を図り、児童生徒の基礎的な体力・運動能力を育成します。日常的な運動習慣の定着を促すとともに、心身の健康維持とウェルビーイングの向上を図ります。

主な取り組み、事業

- ・ 体育授業の質向上と授業改善の推進
- ・ 運動習慣定着のための体力向上プログラムの実施
- ・ 家庭と連携した運動機会の創出

施策11 学校保健の充実

児童生徒が健康な生活を送ることができるよう、教育活動の様々な機会を通し、健康教育を推進していきます。

主な取り組み、事業

- ・ 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進
- ・ 健康課題に対応した保健教育の充実

施策12 食育の充実

適切な衛生管理による安全・安心な給食の提供を行うとともに、子どもたちが食に関する理解を深め、望ましい食習慣を身につけることができるよう食育の充実を図ります。

主な取り組み、事業

- ・ 食育授業の推進
- ・ 保護者等への食育推進
- ・ 学校給食における地産地消の推進
- ・ 安全な学校給食の提供

目標6 未来につながる教育の推進

子どもたちが社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するために、学びと自己の将来とのつながりを見据えたキャリア教育の推進を図っていきます。

また、社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められており、本市では、特別支援教育や不登校児童生徒への対応をはじめとした子どもの一人ひとりのニーズに応じた教育及び支援、相談体制の充実を図り、全ての子どもたちが安心して学ぶことができる環境整備に努めます。

さらに、国際交流や異年齢集団との交流、外国語教育の充実を図ることで、相互の多様性を認め、高め合う機会の充実に努め、グローバル人材の育成を図ります。



台湾の小学校との音楽交流

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
6	「職業にかかわる教育活動」に協力していただいた事業所の総数 (のべ数)	291	320
7	英語力実施状況調査の結果CEFR A1 (初級) レベル以上の中学生の割合	57.5% (令和5年度)	62.5%
8	児童生徒タブレット端末の活用率	1ヶ月に1人 9回使用	1ヶ月に1人 20回使用

※CEFR (Common European Framework of Reference for Languages の略)

施策13 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

個別の教育支援計画・指導計画の活用を推進し、障がいのある児童生徒の学びを支え、発達段階や進路に応じた切れ目のない支援を充実させます。あわせて、インクルーシブ教育を推進し、障がいの有無にかかわらず互いの人格と個性を尊重し、共に学び合い支え合う心と態度を育みます。

主な取り組み、事業

- ・障がい者理解に関する学習や交流、共同学習の実施
- ・障がいや特別支援教育に係る理解を深める研修の充実
- ・個別の教育支援計画を活用した校内支援委員会の充実
- ・心理発達相談員配置事業
- ・心のバリアフリー教育の推進

施策14 多様なニーズに対応する教育の推進

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を行います。日本語を母語としない児童生徒に対しては、言語文化指導者の派遣や日本語指導教室での指導を充実させ、日本の学校生活への早期適応を支援します。

主な取り組み、事業

- ・外国にルーツを持つ児童生徒の受け入れ体制の充実
- ・多様性を認め包摂性を高める学校風土の醸成
- ・教育相談と支援体制の充実

施策15 不登校の未然防止と学びの場の確保に向けた取り組みの推進

校内教育支援センター、学びの多様化学校、総合教育センターが運営している相談業務及び「フレンドあいあい」の運営体制を強化し、多様な学びの場の確保と不登校児童生徒等への支援を一体的に推進することで、誰一人取り残されない学びの保障を図ります。あわせて、早期の兆しを的確に捉えて、支援につなげることで、不登校の未然防止に努めます。

主な取り組み、事業

- ・不登校児童生徒の教育機会の確保と相談体制の充実
- ・学びの多様化学校による安心して学べる環境づくり
- ・校内教育支援センターの活用
- ・保護者同士の交流会の開催やネットワークの構築
- ・タブレット端末を活用した一人ひとりに応じた学習指導
- ・フレンドあいあいの活動の充実
- ・スクールカウンセラーの活用及び教育相談に関する教職員の資質向上研修

施策16 グローバル化・持続可能な社会に向けた教育の推進

グローバル化に対応できる力を育成するため、外国語教育を充実させます。多様な文化や価値観への理解を深める言語活動や国際交流を通じて国際感覚を養い、ICTの積極的な活用やALTとのチーム・ティーチングの充実により、実践的なコミュニケーション力を高めます。

また、持続可能な社会の担い手としての資質・能力を育むため、市内の関係機関・団体と連携した授業や体験活動を充実させます。

主な取り組み、事業

- ・ 外国語教育、異文化交流、国際理解教育の充実
- ・ 姉妹都市（タスカルーサ市）ALTの活用、小学校へのALTの配置
- ・ 総合的な学習の時間等における谷津干潟観察センター・クリーンセンター等との連携
- ・ 「習志野市平和市民代表団広島市・長崎市平和記念式典派遣事業」への生徒派遣
- ・ 被爆体験講話の実施
- ・ 障がい者や高齢者等との交流活動の実施

施策17 教育DXと情報活用能力を育成する教育の推進

教職員の業務負担軽減と効率化を目的に、校務支援システムの活用を進め、働き方改革を推進します。また、児童生徒にはICTを活用したプレゼンテーションやプログラミング学習を通じて、論理的思考や表現力を育成します。さらに、生成AIを活用した課題解決型の学びを取り入れ、デジタル社会に対応できる力を育てます。教育活動全体を通じて、教師・児童生徒双方のデジタルリテラシーの向上を目指します。

主な取り組み、事業

- ・ 校務支援システムの活用促進
- ・ ICTを活用した発表・プログラミング活動の実施
- ・ 生成AI活用による課題解決活動の取り組み
- ・ 教員研修における教育DX関連研修の実施

施策18 体系的・実践的なキャリア教育の推進

市内企業との連携による授業や体験活動を充実させ、児童生徒が自らの生き方や地域のあり方について理解を深める学習を推進します。また、「キャリア・パスポート」等を活用し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むため、児童生徒の発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。

主な取り組み、事業

- ・市内企業と連携した授業や体験活動の実施
- ・個に応じた進路指導の充実
- ・探究、STEAM教育等の教科横断的な学習の充実
- ・キャリア・パスポートの活用
- ・キャリア教育方針の作成及び周知

※STEAM (Science, Technology, Engineering, Arts, and Mathematics の略)

目標7 安全・安心で魅力のある学校づくりの推進

児童生徒が安全・安心に生活するために、東日本大震災や房総半島台風などの経験を踏まえ、学校での安全教育や防災教育をさらに充実させる必要があります。各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルの充実を図るとともに、交通安全も含めた3領域（生活安全・交通安全・災害安全）について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。

また、児童生徒の安全・安心を守るために、各学校で「不祥事防止に係る全体計画及び年間計画」を作成し、計画に基づき、環境整備、職員研修、定期的なアンケートの実施等を行い、不祥事防止に取り組みます。

さらに、魅力ある学校づくりに向け、児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進し、各学校が独自の教育活動やカリキュラムを展開することで、児童生徒の学びへの意欲や自己肯定感の向上を目指します。小中学校では、校内研究の充実や公開研究会の開催により、教職員の授業力向上と教育実践の質的改善を図り、魅力ある学校づくりを推進します。習志野高等学校では、これまで築いてきた実績を継承しつつ、魅力を積極的に発信していきます。



公開研究会（津田沼小）



習志野高等学校のスクールポリシー

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
9	学校評価における児童生徒アンケートにおいて、「学校生活」に関する項目の肯定的な回答をした児童生徒の割合	88%	91%

施策19 安全・安心な学校づくりの推進

各学校の防災計画に基づき、教育活動全体を通じた防災教育や、地域・関係機関と連携した防災訓練、救命講習などを実施し、子どもたちの防災意識を高め、「自助」「共助」の意識を育てます。

主な取り組み、事業

- ・安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の推進
- ・子どもたちが、事故や犯罪に巻き込まれないための交通安全教育、防犯教育の充実
- ・地域安全マップ（交通安全・防犯・防災）の作成
- ・実効性のある訓練の実施
- ・中・高生の防災活動への参加促進
- ・発達段階に応じた交通安全教育の推進
- ・救命講習の実施の促進

施策20 特色ある学校づくりの推進

各学校の自主研究および市指定の研究を積極的に支援・推進します。

学校ごとの特色ある研究活動に対して、指導主事等が学校を訪問し、学校の実態に応じた「わかる・できる授業」の実現に向けて的確な指導・助言を行うことで、教職員の指導力向上と教育実践の質的改善を図り、児童生徒が主体的に学べる魅力ある学校づくりを推進します。

主な取り組み、事業

- ・特色ある学校づくり推進事業

施策21 市立高等学校の魅力ある学校づくりの推進

生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりに取り組み、それらを積極的に発信し、受験生が自ら習志野高等学校を前向きに進路先の選択肢の一つとして検討してもらえよう取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・ インスタグラムを活用した積極的な情報発信
- ・ 学校紹介のパンフレットのリニューアル
- ・ 首都圏進学フェアでの出展
- ・ 希望者を対象とした少人数での学校見学ツアーの実施（年5回、20家庭）
- ・ 主体的な進路選択に向けたキャリア教育の実施

関連する取り組み

- ・ 地元企業と連携した部活動の取り組み

施策22 経験や職務に応じた研修による教職員の資質能力の向上

県および市独自の研修に関する記録や成果を分析し、教職員一人ひとりの課題や強みを可視化したうえで、各学校へ具体的なフィードバックを行い、校内研修の質の向上を図ります。また、児童生徒への性暴力等の根絶に向けた研修を実施し、性暴力や不適切な指導を決して許さない学校づくりに取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・ ICT活用教育研修の継続的な実施
- ・ 千葉県・千葉市育成指標を活用した研修の実施
- ・ 県および市の研修受講後の市教育委員会からのフィードバック
- ・ 研修履歴システムを活用した学びの振り返りの推進
- ・ オンラインを利用したミニ研修等の開催
- ・ 臨時的任用講師研修の実施
- ・ 生命（いのち）の安全教育の実施
- ・ 不祥事根絶のための全体計画・年間計画の作成、研修の実施

関連する取り組み

- ・ 人事評価による教職員の能力開発
- ・ 免許認定講習を活用した上位免許状及び特別支援学校教諭免除状取得の推奨

目標 8 生涯学習の推進

「人生100年時代」において、市民一人ひとりが時代の変化に即した能力・スキルを身に付けたり、地域でのつながりを作ったりしていくことは、人生をより豊かにするうえで大切な要素であり、生涯学習が果たす役割の重要性は一層高まっています。

生涯にわたって主体的に学び続けることができる機会の充実に向け、学習内容の充実を図るとともに、誰もが学びたいときにいつでも学べる学習環境を整備し、学習成果を地域でのその後の活動につなげるための環境づくりを進めていきます。

公民館では、乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とした、それぞれのライフスタイルや関心に応じた主催講座を展開します。

また、公民館等で活動するサークル・団体あるいは個人がそれぞれの成果を発表できる場の提供に取り組みます。

図書館では、暮らしや学びに必要な資料・情報を、生涯にわたり誰もが得られるよう、収集、保存及び提供を行います。また、多様なライフスタイルに応じた利用しやすい図書館を目指すとともに、市民のニーズに合わせた図書館サービスの充実を図ります。



公民館主催講座 ノルディックウォーキング

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
10	市民カレッジ卒業生（累計）	1,867人	2,104人
11	公民館主催講座の受講者数	42,630人	44,900人
12	図書館利用者アンケートの「図書館の満足度」において「満足」「やや満足」と答えた人の割合	85%	90%

施策23 誰もが学びたいときに学べる学習機会の充実

様々な市民の交流・協働・対話の場であるプラッツ習志野フューチャーセンターで、多様なスキルを持つ人が集うクリエイターズクラブメンバーと行政・事業者・地域住民とをつなぎ、さらなる交流・活躍へと発展させていきます。

公民館では、乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とし、それぞれのライフスタイルや関心に応じた主催講座を展開します。主催講座の実施にあたっては、多様化する市民の価値観や学習ニーズを把握するとともに、参加しやすい公民館主催講座の実施に努めます。

図書館では、資料の収集、保存と提供に努めるとともに、地域の情報拠点としての役割を充実させ、より便利に図書館を利用できる環境づくりを推進します。

主な取り組み、事業

- ・ ライフスタイルや関心に応じた公民館主催講座の実施
- ・ フューチャーセンターでの活動の庁内外への発信の拡充
- ・ 公民館、図書館におけるフューチャーセンターと連携した事業の実施
- ・ 図書館機能の充実

施策24 多様なニーズに応じた学びの環境整備

教育機関や民間企業等との連携により、幅広い資源を活用した学習の場の提供を検討します。また、開催方法を検討し参加しやすい講座の実施に取り組みます。

障がいのある人、日本語を母語としない人などが図書館で学びや楽しみを得られるよう、資料の整備や提供に取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・ 市内大学や市内企業等と連携した講座の実施
- ・ 主催講座の夜間・休日開催の検討、保育付き講座開催の検討
- ・ 図書館におけるハンディキャップサービス、多文化サービスの実施

施策25 生涯学習をまちづくりにつなげる取り組みの推進

市民カレッジは受講生が「わがまち」への誇りとまちづくりへの当事者意識を育み、地域の一員として地域活動をするを目的として実施しています。この意識を定着させるため、在学中から地域活動につながるような内容をカリキュラムに取り入れ、卒業後はそのまま活動を継続出来るような仕組みをつくっていきます。

また、生涯学習を推進するためには、学習機会の充実に加え公民館等で活動するサークル・団体あるいは個人がそれぞれの成果を発表できる場の提供に取り組みます。

さらに、各公民館では、市民カレッジ卒業生の活動の受け皿の一つとなる公民館地区学習圏会議において、学習やイベント・行事などの活動を通じて、地域の交流と活性化を図り、人づくりの輪を広げていきます。

主な取り組み、事業

- ・ ボランティア活動につながる内容のカリキュラムの継続
- ・ 市民カレッジ卒業後のフォローアップ調査の実施
- ・ 市民文化祭における発表の場の提供
- ・ 公民館ロビー等を活用した作品展示の場の提供の実施
- ・ 公民館地区学習圏会議における地域交流の推進

施策26 子どもの読書活動の推進

「習志野市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や学校、地域において、すべての子どもが読書の楽しさを知り、豊かな感性を育む読書環境づくりに取り組みます。

社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みを推進し、学校図書館、地域の図書館、保育園・幼稚園・こども園等の様々な場所において、子どもたちが読みたいと思ったときに読むことのできる読書環境の整備と、関係各課や地域のボランティアを含めた連携体制の構築を推進します。

主な取り組み、事業

- ・ 利用しやすい学校図書室づくり
- ・ 電子書籍の整備と活用
- ・ 中高生保護者への読書活動の推進に向けた情報発信
- ・ 職員等による子どもへの読書に対する意識付け
- ・ 子どもの読書活動に関わる関係者のニーズ集約・連携
- ・ 地域ボランティアとの連携・ネットワークづくり
- ・ 読書のきっかけとしての「家読（うちどく）」の情報発信
- ・ 中央図書館の学校への図書館開放

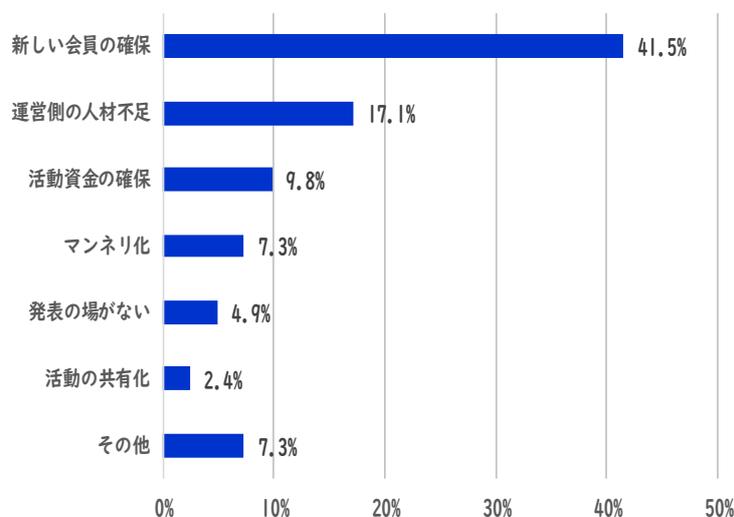
目標9 文化・芸術活動の振興

「誰もが文化に親しみ心豊かに暮らせるまち」を将来像として掲げ、習志野市文化振興計画を基に市主催事業や、(公財)習志野市文化スポーツ振興財団及び習志野市芸術文化協会への支援等を通じ、市民が文化芸術活動に触れる機会づくりに努めています。特に、習志野文化ホールが長期休館し、モリシアホールも使用出来ない状況にある中、市庁舎や身近な公共施設等を使用した展示・発表等の事業を積極的に行うことが必要です。また、こうした身近な場所での活動を広げていくことは、文化芸術をより親しみやすいものとするだけでなく、文化団体にとっても活動のPRの場となります。

芸術文化協会所属団体のうち8割以上が40年以上活動しており、アンケートでは約半数の団体が「新規加入者の減少に困っている」と回答しています。新たな団体の結成や参加、自然に新しい会員を取り込める環境の醸成につながる波及効果も期待されます。



市庁舎を利用した展示



(R6文化芸術活動に関するアンケートより)

芸術文化活動の課題

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
13	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団 文化課主催事業への参加者数	910人	2,080人
14	習志野市芸術文化協会4事業(芸術祭・市民文化祭・ 市展・第九)への来場者数	5,165人	5,500人

施策27 文化・芸術に触れ、つなぎ、活かす活動の推進

(公財)習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会などと連携し、市庁舎や地域の公共施設を活用したコンサートや展示、芸術体験の場を積極的に創出していきます。

また、公民館で多くの市民が芸術・文化に親しむ場の提供に取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・市庁舎を使用した習志野市芸術文化協会の事業の実施
- ・文化芸術団体への加入の推進支援
- ・習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会等と連携したアウトリーチ事業の推進
- ・市民文化祭の開催
- ・市庁舎や市民ホール及び各公民館におけるコンサートの実施
- ・芸術文化協会会員の確保に向けたPR活動の拡大

目標10 文化財の保存活用

市の歴史や文化を後世に伝える貴重な資料である文化財や歴史資料について、調査・収集・保存の充実に努めると共に、新たな文化財の指定に向けた調査・研究を進めます。また、歴史に関するイベントの開催、資料の展示、刊行物の発行など、市民が歴史や文化に触れる機会を提供することで、市内にある文化財や歴史的な場所の認知度の向上に取り組むと共に、その情報発信の方法の見直しを図ります。

現在、市庁舎、埋蔵文化財調査室、総合教育センターなどを使用している歴史資料の展示についても、新たな展示施設の整備を進めることで、市の歴史への愛着や興味の醸成に繋げていきます。



旧鵜田家住宅



埋蔵文化財の展示

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
15	県指定・市指定・国登録文化財の数	21	22

施策28 文化財の調査と保存

文化財や歴史資料の調査・収集・保存の充実に努めると共に、新たな文化財の指定に向けた調査・研究を進めます。また、埋蔵文化財調査にあたっては、事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、埋蔵文化財の保護に取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・旧大沢家住宅及び旧鴉田家住宅の計画的な工事・修繕
- ・市内の文化財、歴史資料などの調査・収集・保存
- ・文化財指定に向けた調査・研究
- ・埋蔵文化財調査

施策29 文化財の情報発信と活用による興味や愛着の醸成

歴史に関するイベントの開催、資料の展示、刊行物の発行など、市民が歴史や文化に触れる機会を提供することで、市内にある文化財や歴史的な場所の認知度の向上に取り組みます。また、情報発信の方法の見直しを図るほか、市内に設置している史跡等説明板の更新や、新たな歴史資料の展示施設の整備を進めることで、市の歴史への愛着や興味の醸成に繋がります。

主な取り組み、事業

- ・旧大沢家住宅及び旧鴉田家住宅の活用
- ・歴史に関するイベントの開催、資料の展示、刊行物の発行・公開
- ・情報発信の方法の見直し
- ・史跡等説明板の整備
- ・歴史資料の展示施設の整備に向けた研究・準備
- ・イベントや展示についての周知

目標 1 1 青少年健全育成の推進

青少年を取り巻く環境は、少子化や世帯の小規模化の進行、地域との交流の希薄化などに加え、スマートフォンやSNSといった情報化社会の進展などにより、多様化・複雑化しており、ニートや引きこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援のあり方が課題となっています。

このような中、次代を担う子ども・若者が、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう、子ども・若者を取り巻く状況をしっかりと認識し、社会全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

一人ひとりの状況に応じた様々な施策を総合的に進めることにより、全ての子ども・若者の最善の利益が尊重され、誰一人取り残されることなく、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮して、健やかに成長し活躍できる社会の実現を目指します。



青少年相談員主催事業



放課後子供教室の活動

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
16	放課後子供教室の登録率	55%	65%

施策30 青少年の健やかな成長のための多様な活動の場の提供

青少年健全育成活動の認知度向上を図り、青少年育成指導者の担い手を発掘するとともに、資質及び活動意欲の向上を図ります。また、富士吉田青年の家において、その土地の特性を生かした多様な体験学習を実施します。

主な取り組み、事業

- ・ 青少年相談員連絡協議会への補助金の交付
- ・ 青少年育成団体へのバスの借り上げ
- ・ 青少年育成団体連絡協議会の開催
- ・ 富士吉田青年の家主催事業の展開

施策31 子ども・若者が主体的に成長できる環境づくりの推進

子ども・若者が社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や学びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる環境づくりを推進します。

主な取り組み、事業

- ・ 放課後子供教室の実施
- ・ フューチャーセンターと連携した若者活動支援の取組の実施
- ・ 若者の居場所づくりの検討（（仮称）新総合教育センター再整備における設定等）
- ・ 子ども・若者に向けたわかりやすい情報発信

目標12 生涯にわたるスポーツの推進

スポーツには、市民の健康増進や自己実現、生活の質を高め、夢や希望、感動を与えるとともに、活力ある地域社会を形成していく力があります。

このスポーツの力を活かし、市民がスポーツを通して明るく健康で活力ある生活を送り、市全体を元気あふれるまちにするため、「習志野市スポーツ推進計画」における本市スポーツの基本理念を「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」とし、「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツを展開し、本市のスポーツ推進に取り組みます。

また、各施策にて「あつまり、ともに、つながる」「安全で安心な環境づくり」の視点を持って取り組んでいきます。



習志野市スポーツ推進計画

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
17	「する」スポーツの推進として、週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	53.7%	60.0%
18	「みる」スポーツの推進として、競技会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合	28.0%	40.0%
19	「ささえる」スポーツの推進として、スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	9.0%	20.0%

施策32 「する」「みる」「ささえる」・「あつまり、ともに、つながる」スポーツ の推進

本市スポーツの基本理念の実現のため、「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツを展開し、スポーツ活動の推進に取り組めます。

また、「あつまり、ともに、つながる」「安全で安心な環境づくり」の視点を持って取り組めます。

主な取り組み、事業

- ・ 幼児期・ジュニア期における機会充実
- ・ 働く世代・子育て世代への活動の支援
- ・ 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催
- ・ トップチーム・アスリートとの連携
- ・ スポーツ推進団体への支援
- ・ スポーツを支えるボランティアの育成・支援

目標13 家庭教育力の向上

保護者が子どもに対して行う家庭教育はすべての教育の出発点であり、家族のふれ合いを通して、子どもが、基本的な生活習慣や人に対する信頼感、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で、重要な役割を果たしています。

しかし、地域社会のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立して子育ての悩みや不安を抱えることがあり、地域全体で保護者をサポートする家庭教育支援及び生涯学習、学校教育、子育て支援など、保護者に関わる全ての部署が、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報を必要な人に行き届くよう発信し、家庭教育の充実につなげることが求められます。



家庭教育学級

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
20	家庭教育学級の実施回数及び延べ参加人数	193回 3,161人	200回 3,300人

施策33 家庭教育力の向上に資する学習機会の提供

保護者が幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について学び、実践できるように、各公民館において学級講座を開催し、育児に対する保護者の不安の解消や子育て中の保護者の仲間づくりにつなげていきます。

また、働き方が多様化する中で、保護者が参加しやすいよう開催方法を検討します。

主な取り組み、事業

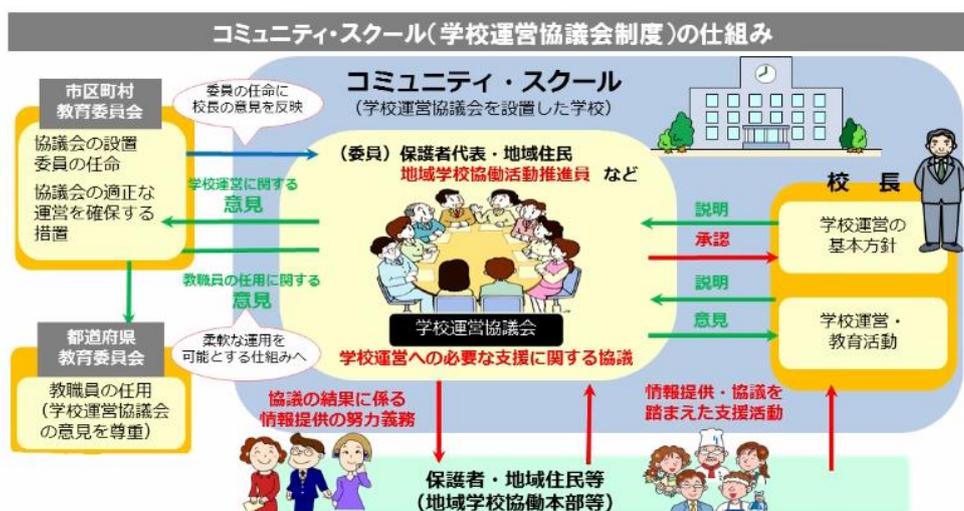
- ・学校と連携した家庭教育学級の実施
- ・休日開催・合同開催等保護者が参加しやすい開催方法の検討

目標14 地域とともにある学校づくり

未来を担う子どもたちの健やかな成長を目指し、家庭・地域・学校が連携、協力しながら行う「地域とともにある学校づくり」を推進するため、令和5年度に全市立小中高等学校に学校運営協議会を、全市立小中学校に地域学校協働本部を設置しました。

今後は、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員との連携をさらに強め、児童生徒が多様な人々とつながり、地域との関わりを充実させることで、多様な生き方への理解を促進させるとともに、地域に対する誇りや愛情を育てていきます。

また、令和5年度から部活動の地域移行が始まり、一部の部活動で地域連携型部活動、地域クラブ型部活動の設置が進んでいます。今後、休日における部活動の地域展開を進め、学校の枠を越え、年齢や地域をまたいだ人々との交流を深めていきます。部活動を地域クラブ化し、学校外でも継続可能な活動環境を整備し、教育的意義を継承しつつ新たな価値の創出を目指します。



	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
2.1	地域学校協働活動に参加した延べ人数	17,242人	20,000人
2.2	休日における部活動が地域展開した部活動の割合(受益者負担)	運動部: 0% (7部活 学校地域連携型 市費負担) 文化部: 0% (7部活 地域クラブ型 市費負担)	運動部 100% 文化部 100%

施策34 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校運営協議会の取り組みについて、学校だよりや学校ホームページを活用した積極的な情報発信により、地域や保護者からの理解を深めます。また、地域学校協働本部に地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働活動を推進することにより、児童生徒が地域に暮らす多様な人と繋がり関わる機会を充実させることで、多様な価値観を認め、尊重する心を育みます。

主な取り組み、事業

- ・学校だよりや学校ホームページを通じた広報の充実
- ・地域の人と児童生徒の協働活動の実施
- ・公民館との連携による学習支援や行事の実施
- ・教職員の地域学校協働活動に係る研修の充実

施策35 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実

児童生徒が生涯にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむための機会を確保・充実させます。特に、部活動の地域展開を推進し、地域の団体や指導者と連携した地域クラブ活動の体制整備を進めます。これにより、子どもたちの多様な学びや交流の場を広げ、個性や興味を伸ばすとともに、教職員の負担軽減や学校の働き方改革にもつなげます。地域と学校が連携し、持続可能な教育活動を支える基盤づくりを目指します。

主な取り組み、事業

- ・部活動の段階的な地域展開の推進
- ・地域クラブ活動の立ち上げ・運営支援
- ・地域人材（指導者・保護者等）の活用体制の整備
- ・休日・放課後における活動拠点の確保
- ・学校・地域・関係機関との連携による活動支援体制の構築
- ・文化芸術団体やスポーツ団体との連携による体験機会の提供
- ・子どもの多様な興味・関心に応じた選択肢の拡充
- ・部活動指導員の確保
- ・小中音楽会、ならしの学校音楽祭等の音楽的行事の充実

目標15 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

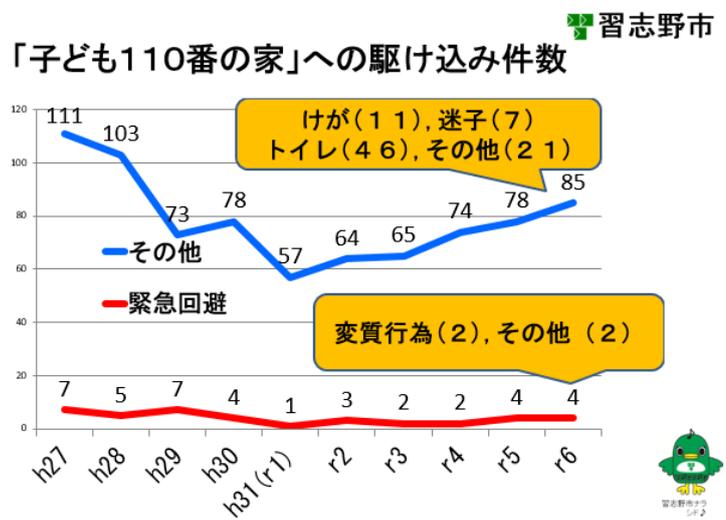
少年の非行防止や犯罪被害の未然防止を図るために、青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的実施しています。また、中学校区ごとに青少年健全育成連絡協議会が活動しており、青少年の健全育成に大きな役割を果たしています。今後も中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政が一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行っていきます。

さらに、子どもの安全・安心な暮らしを守るため、「子ども110番の家」活動がさらに充実するよう加入者の拡充を図り、安全を守るシステム作りを推進していきます。

また近年、インターネットの普及による交友関係の広域・多様化など、青少年を取り巻く社会環境は刻々と変化しており、子どもたちがネットいじめやネット上の問題行動等に巻き込まれないよう未然防止に向けて取り組んでいきます。



リーフレット



「子ども110番の家」への駆け込み件数 (R6)

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
23	「子ども110番の家」の加入者数(累計)	1,089件	1,400件

施策36 地域と連携した防犯・補導活動の推進

青少年補導委員連絡協議会や中学校区青年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政が一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行います。また、引き続き、県が実施するネットパトロールとの連携を図っていきます。

主な取り組み、事業

- ・街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実
- ・「子ども110番の家」の加入者拡充と安全を守るシステムづくりの推進
- ・関係機関との情報共有・連携強化
- ・青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的に実施

関連する取り組み

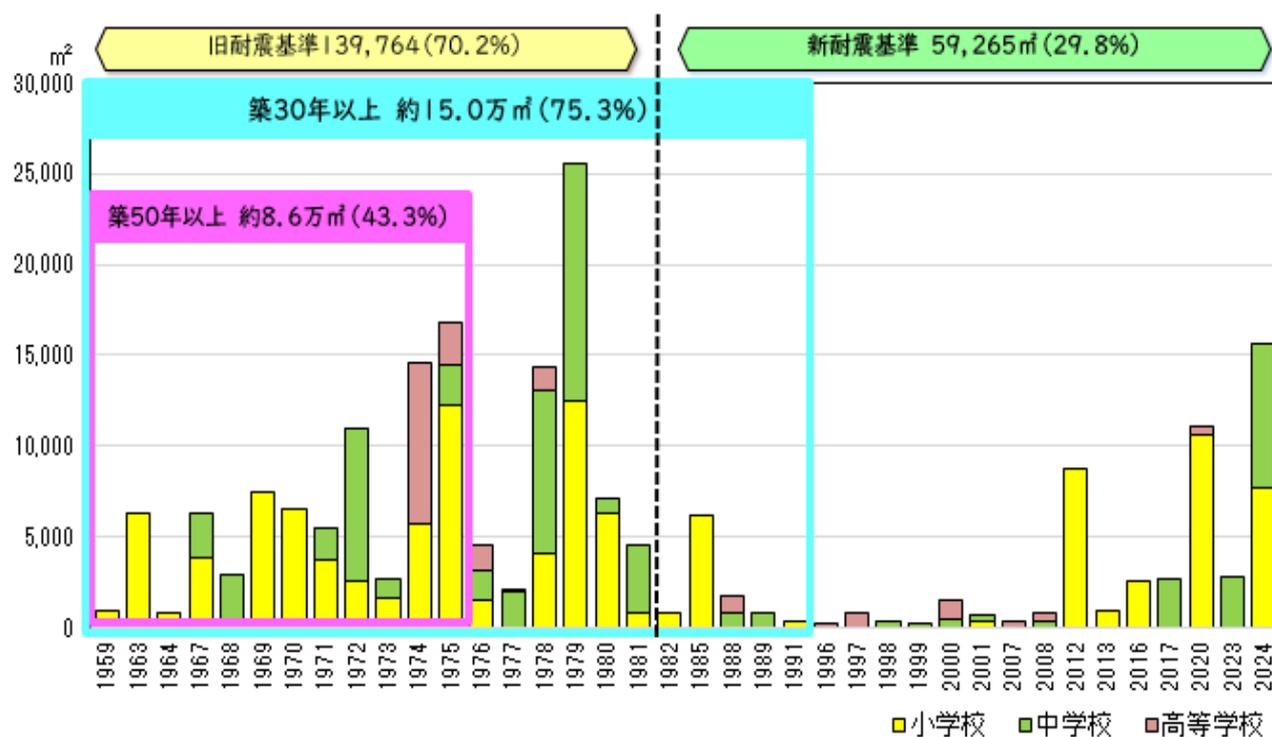
- ・県が実施するネットパトロールとの連携
- ・虐待など不適切な養育から子供を守る取り組み

目標16 教育関連施設の整備

市立小・中・高等学校の施設及び市民の生涯学習を推進の拠点となる公民館・図書館・スポーツ施設などの各施設においては、市全体として持続可能な行財政運営が求められるなか、将来の人口予測に基づき、市民の理解を得ながら施設の適正な複合化・多機能化、総量圧縮などに取り組み、児童生徒及び市民が充実した活動を行うことができる施設環境を整えます。

幼稚園・こども園においては、施設の老朽化や経年劣化による不具合を解消するため、適宜工事や修繕を実施します。こども園においては、築後20年が経過した施設から順次、大規模改修工事を実施します。

学校給食センターにおいては、令和元年度よりPFI事業による運営となったことから、事業者への指導や連携を密にし、徹底的な衛生管理のもと安全・安心な給食の提供を行い、未来を担う子どもたちへ持続可能な給食提供を目指します。



学校施設における築年経過年数ごとの延床面積

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
24	学校施設再生計画に基づく小中学校の老朽化対策着手校数(累計)	15	22
25	市立高等学校における学校評価アンケートの「教育環境」に関する肯定的評価の割合	76.3%	80.0%

施策37 幼稚園・こども園の教育環境の維持・向上

安全・安心な教育・保育環境を確保するため、施設環境の維持・向上を図ります。

主な取り組み、事業

- ・施設の不具合箇所を把握し、適宜工事や修繕を実施
- ・こども園の大規模改修工事の計画的な実施

施策38 小中学校の教育環境の維持・向上

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものであることから、「学校施設再生計画」に基づき、充実した教育活動を存分に実施できる機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育む場としてふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた施設整備を行います。

主な取り組み、事業

- ・学校施設の老朽化対策の推進
- ・複合化・多機能化の推進と保有総量圧縮の検討
- ・長寿命化の推進と適正な質の確保

関連する取り組み、事業

- ・公共建築物再生計画及び学校施設再生計画

施策39 市立高等学校の教育環境の維持・向上

必要に応じた改修工事や整備の実施等を通して、生徒が安心して学習に取り組めるよう、教育環境の確保に努めます。

主な取り組み、事業

- ・日常の施設管理
- ・施設の状況に応じた工事及び修繕等の実施
- ・校舎及び敷地内照明のLED化工事
- ・学校のICT環境、ネットワークの整備
- ・施設の改築や長寿命化、大規模改修についての検討

関連する取り組み、事業

- ・公共建築物再生計画及び学校施設再生計画

施策40 総合教育センターの環境整備

総合教育センターは昭和50年の施設開設から50年が経過しており、施設・設備の老朽化の進行が著しいことから、東習志野・実花地区における公共施設である東習志野図書館・東習志野コミュニティセンター、実花公民館との多機能化・複合化により、総合教育センターの再整備を行います。

主な取り組み、事業

- ・（仮称）新総合教育センター再整備事業

施策41 学校給食センターの環境整備

学校給食センターは、令和元年度よりPFI手法を導入し、官民連携による事業運営を行っていることから、民間事業者に対して徹底したモニタリング・フィードバックを行うとともに、連携の強化を図ることで、安全・安心な給食の提供に努めます。

主な取り組み、事業

- ・ 自校方式からセンター方式となる学校の受け入れ体制の整備
- ・ SPC（特別目的会社）とのスムーズな情報共有化と連携強化
- ・ 徹底的な衛生管理の充実

関連する取り組み、事業

- ・ 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック
- ・ 関係者協議会（毎月）での意見交換

施策42 社会教育施設・スポーツ施設の環境整備

市民が安全・安心で快適な環境のもとで、生涯学習に取り組むことができるよう、既存の社会教育施設や各種設備の老朽化の度合い、利用者のニーズに応じた改修・更新を、利用者・地域住民の理解の醸成を図りながら、生涯学習施設改修整備計画に基づき推進します。

また、老朽化した施設の補修や維持保全について、生涯学習施設改修整備計画を踏まえた施設改修など、安心して施設が使用できるよう、計画的な維持保全に努めます。

さらに、市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことが出来るよう、誰もが参加できるスポーツ活動の機会の整備・確保・拡大に努めます。

主な取り組み、事業

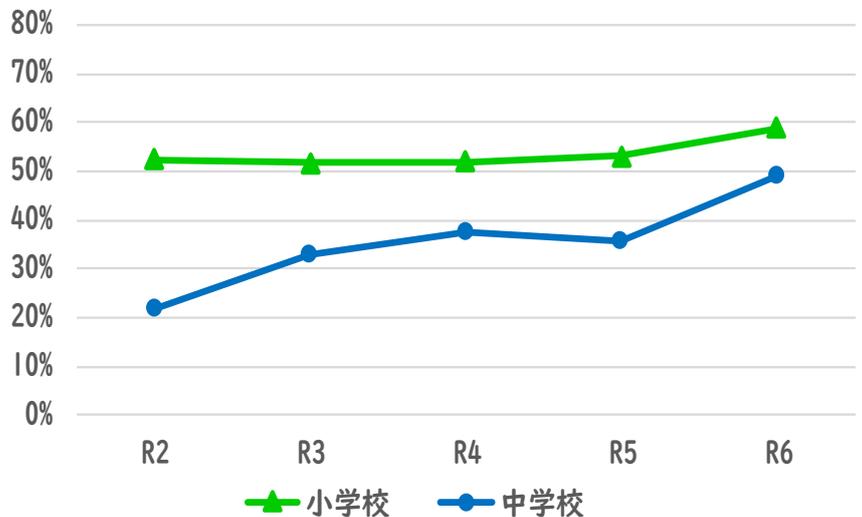
- ・ 社会教育施設の老朽化対策の推進
- ・ 菊田公民館の機能移転
- ・ (仮称) 新総合教育センター再整備
- ・ 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大
- ・ スポーツ施設の安全性の維持

目標 17 教育行政の効率的・効果的な展開

教職員の超過勤務（45時間超え）は近年減少傾向にありますが、子どもと向き合う時間や教材研究の時間が十分確保できない状況です。習志野市では教職員の勤務状況を出退勤システム（ICカード利用）の導入や文書收受等のデジタル化、研修のリモート化、中学校における自動採点システムの活用等の教育DXを推進し、教職員の業務の効率化を図っていきます。また、出退勤管理のデジタル化により勤務時間を正確に把握し、健康維持のため産業医による面談の実施や業務の改善について助言していきます。

また、学校及び教育委員会の業務軽減を図るため、学校を対象とした調査の精選及び文書等配布の縮減を行っていきます。

さらに、学校および教育委員会の取り組みを「習志野教育だより」に掲載し、広く周知することで、理解や協力が得られるよう努めていきます。



教育広報誌

時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
26	時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合 (11月)	小学校: 58.8% 中学校: 49.0%	100%

施策43 教育活動の充実と教職員の働き方改革の推進

教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、児童生徒の成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行える教育環境となるよう、働き方改革に取り組んでいきます。

主な取り組み、事業

- ・学校における産業医面談の実施
- ・教職員の出退勤記録の適正な管理（ICカード）
- ・学校閉庁日の設定
- ・部活動ガイドラインに基づく指導
- ・会議、研修の精選や実施方法の改善（オンライン等）
- ・校務支援システムを用いた文書発出、文書管理
- ・自動採点システムの導入

施策44 教育委員会事務局の活性化

教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。また、学校を対象とする調査の見直し、文書等配布の縮減を図り、校務のデジタル化を図ることで、学校のみならず教育委員会事務局の業務軽減を図っていきます。

主な取り組み、事業

- ・教育DXの推進
- ・学校を対象として教育委員会が実施する調査の精選、文書等の配布の縮減
- ・「習志野教育だより」を通じた広報
- ・学校と教育委員会間におけるFax使用の廃止

施策45 新たな課題への対応と先進的な施策の研究

新たな教育課題に対して、他県や他市の取り組みを研究し、対応等を検討します。

主な取り組み、事業

- ・保護者負担軽減への取り組み

14 指標一覧

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
1	保護者アンケートの「主体的に遊ぶこともを育てている」について「満足している」の評価(公立全施設平均)	74%	80%
2	保護者アンケートの「子どものことについての質問や相談に気軽に応じてくれる」について「満足している」の評価(公立全施設平均)	70%	75%
3	全国学力学習状況調査における「主体的・対話的で深い学び」に関する児童生徒質問調査の肯定的な回答率	[市]79.3%[国]82.0% (小学校) [市]76.2%[国]79.6% (中学校)	全国平均 +2.0ポイント
4	いじめアンケートの集計結果 いじめの解消率	中学校：89% 小学校：96% (R6.3学期)	中学校：95% 小学校：99%
5	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果(体力合計点の平均)	[市]54.48[国]52.53 (小学校 男子) [市]55.39[国]53.92 (小学校 女子) [市]44.42[国]41.86 (中学校 男子) [市]50.65[国]47.37 (中学校 女子)	全国平均を上回る
6	「職業にかかわる教育活動」に協力していただいた事業所の総数(のべ数)	291	320
7	英語力実施状況調査の結果CEFR A1レベル以上の中学生の割合	57.5% (令和5年度)	62.5%
8	児童生徒タブレット端末の活用率	1ヶ月に1人9回使用	1ヶ月に1人20回使用
9	学校評価における児童生徒アンケートにおいて、「学校生活」に関する項目の肯定的な回答をした児童生徒の割合	88%	91%
10	市民カレッジ卒業生(累計)	1,867人	2,104人
11	公民館主催講座の受講者数	42,630人	44,900人

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
12	図書館利用者アンケートの「図書館の満足度」において「満足」「やや満足」と答えた人の割合	85%	90%
13	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団文化課主催事業への参加者数	910人	2,080人
14	習志野市芸術文化協会4事業(芸術祭・市民文化祭・市展・第九)への来場者数	5,165人	5,500人
15	県指定・市指定・国登録文化財の数	21	22
16	放課後子供教室の登録率	55%	65%
17	「する」スポーツの推進として、週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	53.7%	60.0%
18	「みる」スポーツの推進として、競技会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合	28.0%	40.0%
19	「ささえる」スポーツの推進として、スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	9.0%	20.0%
20	家庭教育学級の実施回数及び延べ参加人数	193回 3,161人	200回 3,300人
21	地域学校協働活動に参加した延べ人数	17,242人	20,000人
22	休日における部活動が地域展開した部活動の割合(受益者負担)	運動部:0% (7部活 学校地域連携型 市費負担) 文化部:0% (7部活 地域クラブ型 市費負担)	運動部100% 文化部100%
23	「子ども110番の家」の加入者数(累計)	1,089件	1,400件
24	学校施設再生計画に基づく小中学校の老朽化対策着手校数(累計)	15	22
25	市立高等学校における学校評価アンケートの「教育環境」に関する肯定的評価の割合	76.3%	80.0%
26	時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合(11月)	小学校:58.8% 中学校:49.0%	100%

15 習志野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 習志野市教育振興基本計画を策定するため、習志野市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、素案を作成する。

- (1) 本市教育の理念や将来的にあるべき姿
- (2) 本市教育の充実に向けた施策の方向性
- (3) 習志野市基本構想の具体的な施策
- (4) その他本市教育の充実のため必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、別表第1の構成とする。

2 策定委員会についての事前協議及び連絡調整を行うため、教育振興基本計画策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設け、委員は別表第2の構成とする。

(運営)

第4条 策定委員会は学校教育部長が委員長となり、議長を務める。

2 策定委員会委員長が不在のときは、学校教育部次長がその職務を代理する。

3 作業部会は、学校教育部教育総務課長が部会長となり、議長を務める。

4 作業部会長が不在のときは、教育総務課主幹がその職務を代理する。

5 策定委員会の会議は委員長が招集し、作業部会の会議は部会長が招集する。

(庶務)

第5条 策定委員会会議、作業部会会議に関する事務は学校教育部教育総務課が行う。

附則

この要綱は、令和6年5月8日から施行し、基本計画策定を持って廃止する。

16 習志野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

別表第1

(1) 策定委員会委員

年度	令和6年度		年度	令和7年度	
役割	氏名	所属等	役割	氏名	所属等
委員長	島本 博幸	学校教育部長	委員長	三角 寿人	学校教育部長
委員	府馬 一雄	生涯学習部長	委員	上原 香	生涯学習部長
委員	佐々木 博文	こども部長	委員	佐々木 博文	こども部長
委員	野村 健一	学校教育部次長	委員	渡辺 雅和	学校教育部次長
委員	芹澤 佐知子	生涯学習部次長	委員	越川 智子	生涯学習部次長
委員	相澤 慶一	こども部次長	委員	奥山 昭子	こども部次長
委員	江住 敏也	総合教育センター所長	委員	青野 孝幸	総合教育センター所長
委員	荻原 洋	青少年センター所長			

(2) 策定委員会作業部会委員

年度	令和6年度		年度	令和7年度	
役割	氏名	所属等	役割	氏名	所属等
部会長	早川 誠貴	教育総務課長	部会長	早川 誠貴	教育総務課長
副部会長	伊坂 尚子	教育総務課 主幹	副部会長	菅谷 茂良	教育総務課 主査
委員	鈴木 真理子	教育総務課 企画調整係長	委員	播摩 泰子	教育総務課 企画調整係長
委員	三橋 憲太郎	教育総務課 財務施設係長	委員	三橋 憲太郎	教育総務課 財務施設係長
委員	村山 智恵子	学務課 学務係長	委員	鈴木 建史	学務課 学務係長
委員	黒田 みのり	保健体育安全課 保健体育安全係長	委員	北原 健二	保健体育安全課 保健体育安全係長
委員	春名 拓也	指導課 学習・生徒指導係長	委員	櫻井 智之	指導課 学習・生徒指導係長
委員	高橋 大悟	総合教育センター 調査研究係長	委員	白神 和幸	総合教育センター 調査研究係長
委員	谷澤 朋存	社会教育課 管理係長	委員	谷澤 朋存	社会教育課 管理係長
委員	伊東 尚志	中央公民館 管理係長	委員	伊東 尚志	中央公民館 管理係長
委員	勇 依子	中央図書館 奉仕係長	委員	勇 依子	中央図書館 奉仕係長
委員	忍 貴弘	生涯スポーツ課 スポーツ推進係長	委員	藤崎 智成	生涯スポーツ課 スポーツ推進係長
委員	辻村 純子	こども保育課 指導研修係長	委員	辻村 純子	こども保育課 指導研修係長



協議第2号

習志野市第3次学校施設再生計画(素案)について

習志野市第3次学校施設再生計画(素案)について、別紙のとおり協議する。

令和7年9月24日協議

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

協議 第2号

習志野市第3次学校施設再生計画 (素案) について



令和7年9月24日(水) 習志野市教育委員会会議資料
 学校教育部教育総務課

学校施設の築年別整備状況



- ・ 築30年を経過した建物が75%を占めている。
- ・ 時代の要請や変化にも対応した施設への転換が必要。



小学校の児童数・学級数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津田沼小学校	23 (4) 586 (22)	23 (4) 587 (22)	21 (3) 566 (16)	21 (3) 577 (16)	21 (3) 592 (16)	21 (3) 604 (16)
大久保小学校	29 (5) 747 (38)	29 (5) 721 (36)	29 (5) 705 (36)	29 (5) 701 (36)	28 (5) 671 (36)	27 (5) 653 (36)
谷津小学校	46 (7) 1,300 (44)	45 (6) 1,306 (43)	42 (5) 1,233 (37)	41 (5) 1,230 (37)	41 (5) 1,226 (37)	42 (5) 1,244 (37)
鷺沼小学校	27 (4) 672 (23)	25 (3) 662 (21)	25 (3) 675 (23)	25 (3) 664 (23)	25 (3) 662 (23)	26 (3) 688 (23)
実沼小学校	16 (5) 321 (32)	15 (4) 317 (32)	15 (4) 311 (30)	15 (4) 297 (30)	16 (4) 313 (30)	16 (4) 314 (30)
大久保東小学校	17 (2) 435 (12)	18 (2) 462 (11)	19 (2) 477 (12)	19 (2) 469 (12)	19 (2) 484 (12)	19 (2) 498 (12)
袖ヶ浦西小学校	9 (3) 174 (20)	10 (4) 174 (19)	10 (4) 172 (21)	10 (4) 172 (21)	10 (4) 167 (21)	10 (4) 162 (21)
東習志野小学校	24 (3) 660 (19)	23 (3) 620 (20)	21 (3) 576 (18)	19 (3) 510 (18)	18 (3) 459 (18)	17 (3) 441 (18)
袖ヶ浦東小学校	11 (1) 228 (7)	10 (1) 226 (7)	10 (1) 222 (4)	10 (1) 218 (4)	9 (1) 203 (4)	8 (1) 193 (4)
屋敷小学校	28 (4) 752 (21)	27 (4) 702 (19)	26 (4) 669 (19)	24 (4) 600 (19)	22 (4) 549 (19)	20 (4) 480 (19)
藤崎小学校	22 (4) 544 (28)	22 (4) 568 (25)	22 (4) 579 (27)	22 (4) 572 (27)	22 (4) 560 (27)	22 (4) 554 (27)
実花小学校	21 (2) 591 (13)	21 (2) 576 (13)	19 (2) 511 (11)	18 (2) 475 (11)	17 (2) 431 (11)	16 (2) 392 (11)
向山小学校	14 (2) 353 (12)	15 (2) 391 (15)	16 (2) 417 (15)	17 (2) 432 (15)	18 (2) 442 (15)	18 (2) 437 (15)
秋津小学校	11 (2) 209 (10)	11 (2) 200 (10)	9 (1) 191 (7)	8 (1) 176 (7)	7 (1) 156 (7)	7 (1) 153 (7)
香澄小学校	13 (2) 233 (9)	13 (2) 237 (11)	13 (2) 241 (11)	12 (2) 235 (11)	11 (2) 231 (11)	11 (2) 227 (11)
谷津南小学校	34 (4) 960 (27)	35 (4) 971 (28)	34 (4) 950 (27)	33 (4) 888 (27)	32 (4) 842 (27)	29 (4) 752 (27)
計	345 (54) 8,765 (337)	342 (52) 8,720 (332)	331 (49) 8,495 (314)	323 (49) 8,216 (314)	316 (49) 7,988 (314)	309 (49) 7,792 (314)

※上段は学級数、下段は児童数。()は特別支援学級数・児童数で内数。

4



あいの
ハーモニー
響くまち
ならし野市

中学校の生徒数・学級数

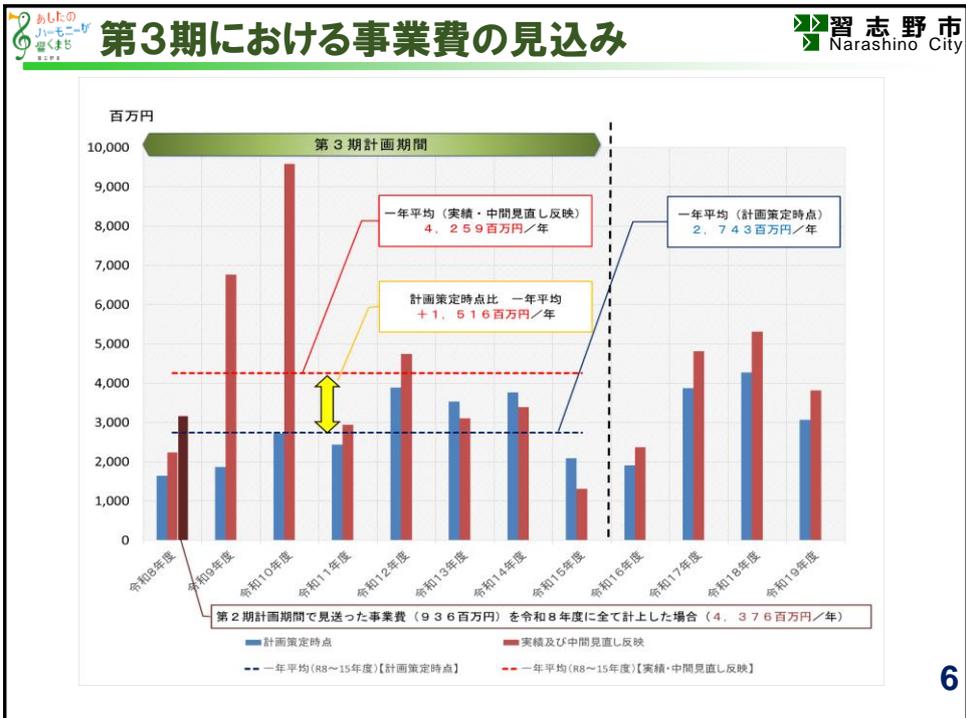


習志野市
Narashino City

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第一中学校	25 (3) 754 (17)	26 (3) 829 (18)	28 (3) 915 (21)	30 (3) 1,004 (21)	31 (3) 1,023 (21)	31 (3) 1,013 (21)
第二中学校	18 (4) 521 (23)	18 (3) 525 (22)	18 (4) 517 (24)	20 (4) 570 (24)	19 (4) 552 (24)	19 (4) 547 (24)
第三中学校	13 (3) 357 (22)	15 (4) 359 (25)	13 (3) 358 (20)	13 (3) 347 (20)	13 (3) 347 (20)	12 (3) 335 (20)
第四中学校	26 (3) 821 (22)	26 (3) 823 (22)	25 (4) 783 (22)	25 (4) 760 (22)	24 (4) 703 (22)	23 (4) 663 (22)
第五中学校	24 (4) 728 (23)	24 (4) 719 (24)	25 (4) 710 (22)	23 (4) 678 (22)	23 (4) 686 (22)	22 (4) 640 (22)
第六中学校	19 (3) 531 (22)	19 (4) 519 (25)	19 (4) 513 (24)	19 (4) 510 (24)	19 (4) 501 (24)	18 (4) 490 (24)
第七中学校	11 (2) 308 (10)	11 (2) 307 (10)	12 (2) 308 (9)	11 (2) 320 (9)	12 (2) 331 (9)	11 (2) 319 (9)
計	136 (22) 4,020 (139)	139 (23) 4,081 (146)	140 (24) 4,104 (142)	141 (24) 4,189 (142)	141 (24) 4,143 (142)	136 (24) 4,007 (142)

	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第一中学校	30 (3) 987 (21)	31 (3) 984 (21)	29 (3) 927 (21)	29 (3) 893 (21)
第二中学校	19 (4) 518 (24)	20 (4) 525 (24)	19 (4) 528 (24)	19 (4) 522 (24)
第三中学校	12 (3) 327 (20)	12 (3) 311 (20)	12 (3) 313 (20)	12 (3) 304 (20)
第四中学校	22 (4) 598 (22)	21 (4) 589 (22)	18 (4) 515 (22)	17 (4) 464 (22)
第五中学校	22 (4) 620 (22)	21 (4) 587 (22)	20 (4) 582 (22)	21 (4) 573 (22)
第六中学校	16 (4) 454 (24)	16 (4) 431 (24)	16 (4) 425 (24)	16 (4) 401 (24)
第七中学校	11 (2) 304 (9)	11 (2) 288 (9)	11 (2) 287 (9)	11 (2) 283 (9)
計	132 (24) 3,808 (142)	132 (24) 3,715 (142)	125 (24) 3,577 (142)	125 (24) 3,440 (142)

※上段は学級数、下段は生徒数。()は特別支援学級数・生徒数で内数。





計画策定にあたっての見直し事項



1. 目標耐用年数の設定
2. 長寿命化改修の定義の見直し
3. 設備等修繕の位置付け
4. 施設のあり方検討
5. 事業費の平準化、
事業実施時期の見直し

7



計画策定にあたっての見直し事項



1. 目標耐用年数の設定

構 造	目標耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造） または 鉄筋コンクリート造（RC造）	70～100年
重量鉄骨造（S造）	70～80年 (100年とする場合もある)
軽量鉄骨造（LGS造）	50年
木造（W造）	50年

8

習志野市
Narashino City

計画策定にあたっての見直し事項

2. 長寿命化改修の定義の見直し

【長寿命化改修の定義】（見直し後）

- (1) 構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が、13.5N/mm²超であるもの
- (2) 建築後40年以上を経過しているもの
- (3) 改修後は原則として、その後30年以上使用するもの

9

習志野市
Narashino City

計画策定にあたっての見直し事項

3. 設備等修繕の位置付け

【設備等修繕の定義】（新設）
建築後一定の周期で実施する改修工事とは別に、必要に応じて実施する部位別の修繕工事

竣工 建築後10年 建築後20年 建築後30年 建築後40年

大規模改修 長寿命化改修／機能向上大規模改修

改修周期の目安

- 12年ごと (例: 外壁)
- 15年ごと (例: 防水)
- 25年ごと (例: 変電設備)
- 30年ごと (例: 床、壁、受水槽設備)
- 40年ごと (例: 建具、天井)

~凡例~

- 改修周期の目安の範囲内
- 改修周期の目安を超過した年数

・改修時期の目安から大きく遅れる部位が生じる
・改修時期の目安から遅れる部位が多くなる

計画的な修繕が必要

設備等修繕

改修時期の目安から遅れる部位が特に多くなる時期に必要に応じて修繕を実施する

10

あいの
ホーム
むくまど
2025.9.22

習志野市
Narashino City

計画策定にあたっての見直し事項

4. 施設のあり方検討

市長事務部局 → 各駅勢圏を基に区分された5つの地域における
公共施設の「あり方検討」

学校 = 地域コミュニティの核
**地域に必要な 他施設との
複合化・多機能化**

【あり方検討】の実施時期

各施設における「建替」、「長寿命化改修」等の
設計開始年度の概ね10年前から2年前までの間

※付近の施設の検討時期に合わせて、前倒しになること
があります。

11

あいの
ホーム
むくまど
2025.9.22

習志野市
Narashino City

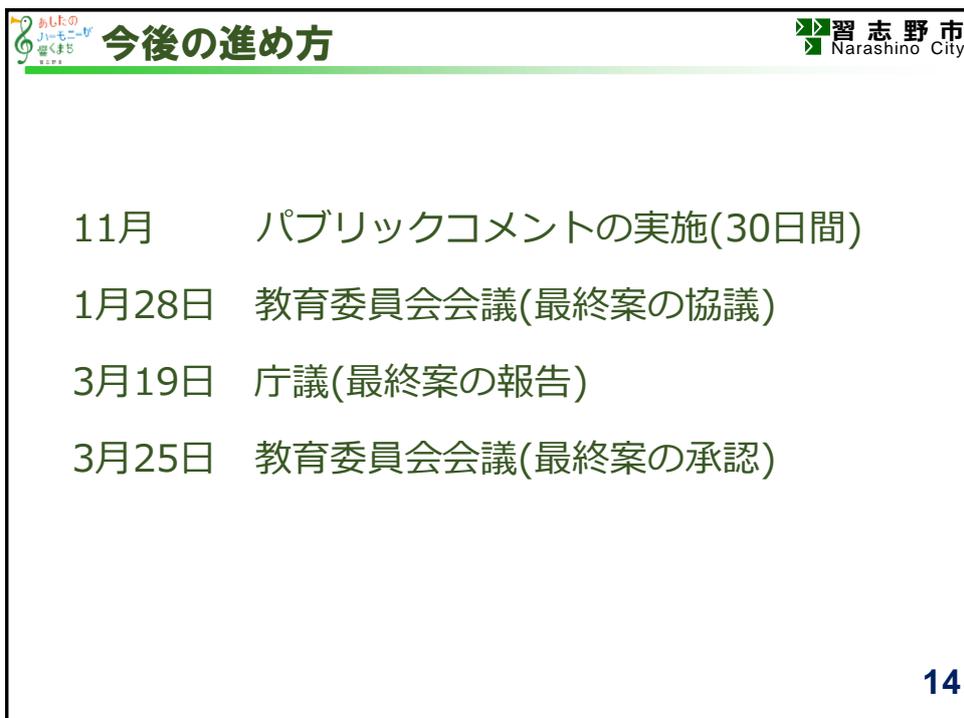
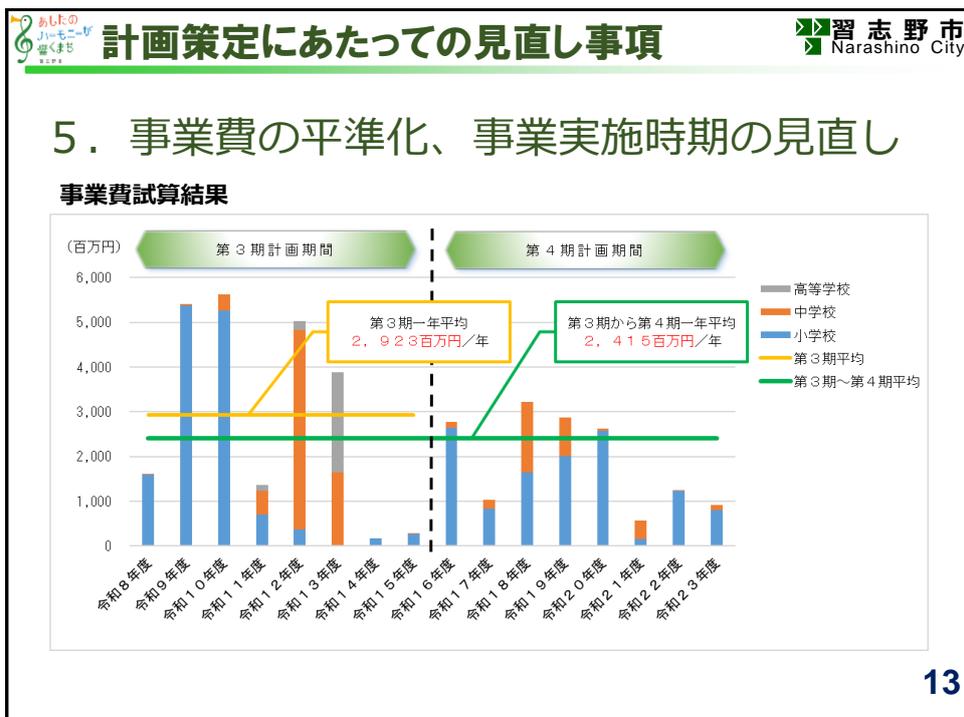
計画策定にあたっての見直し事項

5. 事業費の平準化、事業実施時期の見直し

【参考】計画策定にあたって事業の実施時期を遅らせた施設

工事分類	事業実施時期を遅らせた施設
建替	実朮小学校、袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校、東習志野小学校、第四中学校、習志野高等学校(1991年度築～)
長寿命化改修	実花小学校、秋津小学校、香澄小学校、谷津南小学校、第三中学校、第七中学校、習志野高等学校(～1990年度築)

12

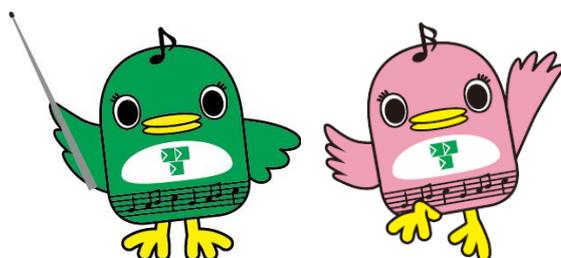


習志野市第3次学校施設再生計画

【令和8(2026)年度～令和23(2041)年度】

素案

習志野市教育委員会



習志野市ご当地キャラ
「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」

習志野市第3次学校施設再生計画(素案)

目次

第1章 学校施設再生計画の背景・目的等	3
1. 学校施設再生計画とは	3
2. 背景	4
3. 計画期間	5
4. 対象施設	5
第2章 学校施設の実態	6
1. 学校施設の運営状況・活用状況等の実態	6
2. 第2次学校施設再生計画の事業実施状況及び今後の見通し	24
第3章 学校施設整備の基本的な方針	30
1. 学校施設の目指すべき姿	30
2. 学校施設の整備の基本的な方針	31
第4章 第3次学校施設再生計画	36
1. 第3次学校施設再生計画の策定にあたって	36
2. 第3次学校施設再生計画 実施計画	41
3. 第3次学校施設再生計画 事業費の試算	47
第5章 学校施設再生計画の継続的運用方針	48
1. 情報基盤の整備と活用	48
2. 推進体制の整備	48
3. フォローアップ	48

第1章 学校施設再生計画の背景・目的等

1. 学校施設再生計画とは

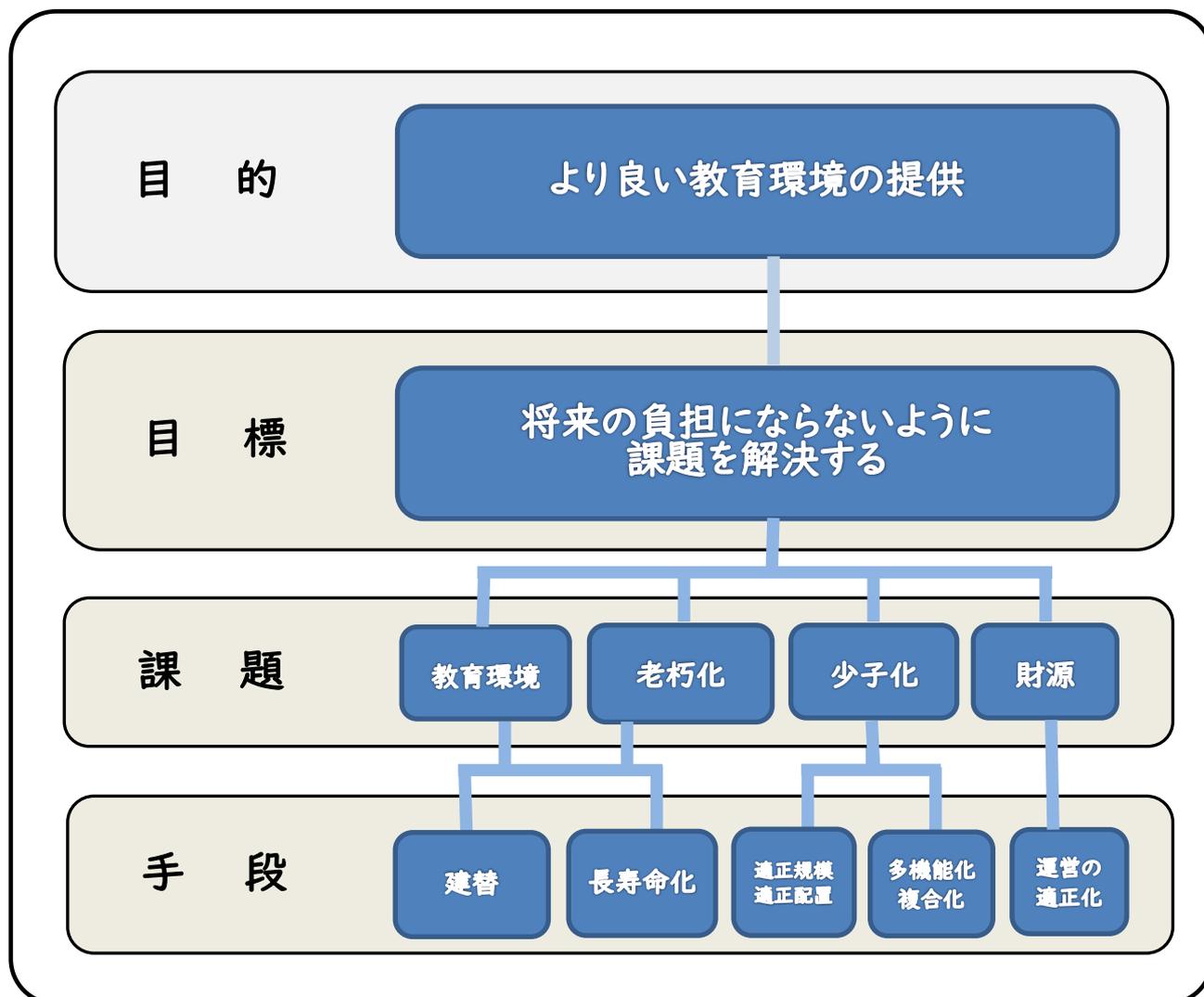
学校施設は学校教育活動を行う児童・生徒の学習及び生活の場として、重要な要素です。

学校施設再生計画とは、老朽化した学校施設を単に改修することではなく、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的とした学校施設の再生計画です。

子どもたちの教育環境をより良いものにしていかなければならない一方で、現在の社会経済情勢を踏まえ、習志野市全体の行財政運営の状況等にも考慮した上で、トータルコストの縮減・平準化などを図りながら、計画を立案する必要があります。

また、近年の学校をめぐる教育環境の変化を見据える中では、今までの学校施設を建設当時の状態に戻すだけでなく、時代の要請と変化に対応した教育水準などを満たした施設へと転換していく必要があります。

そこで、学校施設再生計画においては、子どもたちの将来に負担を先送りすることなく、管理手法の効率化や、コスト削減を行いながら、様々なアイデアを実践し、より良い教育の提供をするための環境整備を行いつつ、課題を解決することを目標とします。



2. 背景

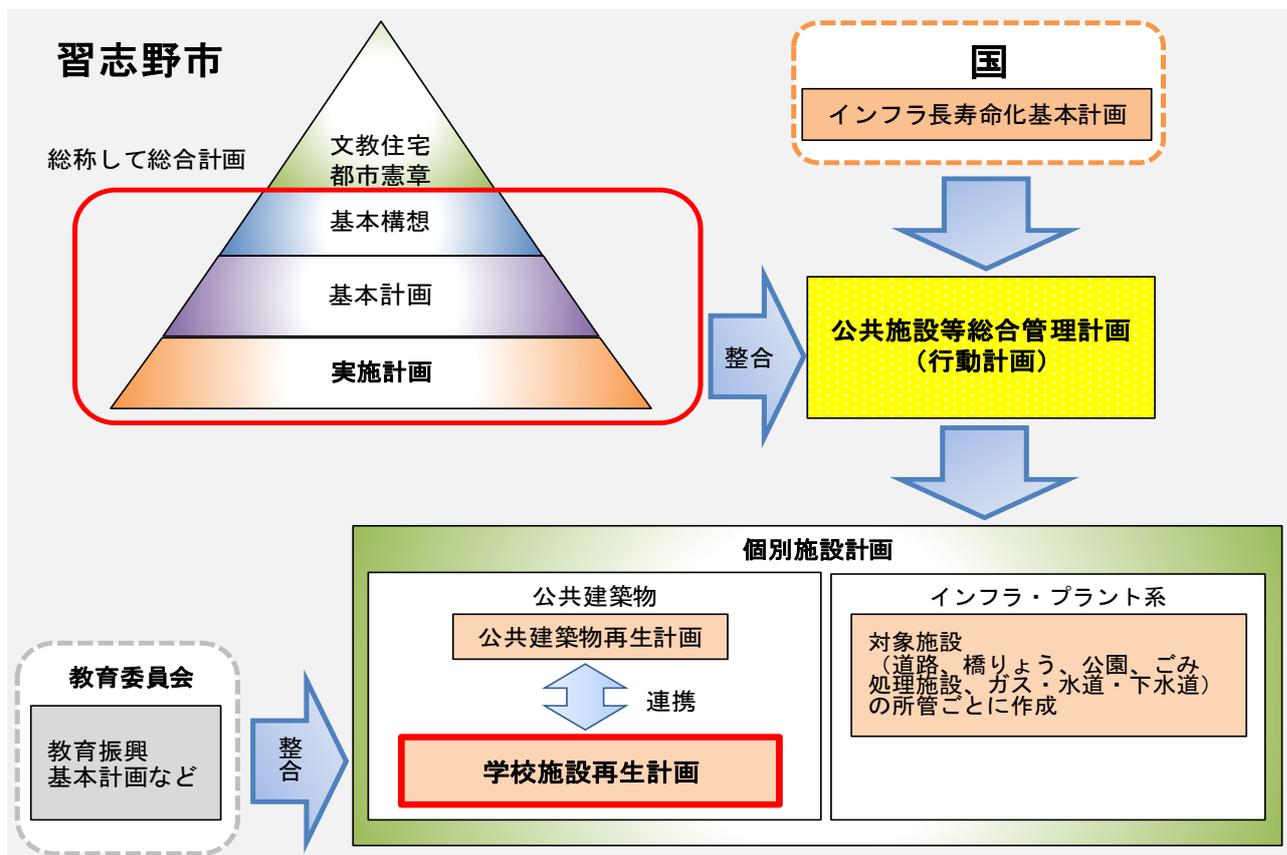
本市では、平成21(2009)年3月に、「公共施設マネジメント白書」策定して以来、公共施設の老朽化対策に着手し、平成24(2012)年5月に、公共施設のうち公共建築物に関する老朽化対策の基本方針をまとめた「公共施設再生計画基本方針」を策定しました。平成26(2014)年3月には、当該基本方針に基づく「公共施設再生計画」を策定するとともに、教育委員会においても、平成26(2014)年1月に、「学校施設再生計画」を策定し、当該計画に基づく再生事業に着手してきました。

このような本市独自の取り組みを進めてきた中で、平成25(2013)年11月に、国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26(2014)年4月には総務省から、当該基本計画に基づく公共施設の老朽化対策に関する「公共施設等総合管理計画」及び当該総合管理計画に基づく「個別施設計画」の策定要請がありました。そのため本市では、平成28(2016)年3月に、「習志野市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共建築物に加え、インフラ及びプラント系施設の老朽化対策の基本的な考え方や取り組みの方向性を示すとともに、教育委員会においては、学校施設の個別施設計画として、令和2(2020)年3月に、「第2次学校施設再生計画」を策定し、学校施設の老朽化対策の取り組みを進めています。

この「第2次学校施設再生計画」は、令和7(2025)年度までの計画であることから、令和8(2026)年度以降の計画として、「習志野市第3次学校施設再生計画」を策定しました。

本計画は、本市が保有する建築物の個別施設計画である「第3次公共建築物再生計画」、また、令和8(2026)年度からを計画期間とする本市教育の基本的な方向性を示す「教育振興基本計画」との整合を図りながら、それぞれの計画の見直しを反映させ、学校施設の再生を進める実施計画として策定しました。

【図表1-1】 学校施設再生計画の位置付け



3. 計画期間

本計画の計画期間は、基本構想・基本計画及び公共建築物再生計画との整合を図り、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの期間を第3期、令和16(2034)年度から令和23(2041)年度までの期間を第4期計画期間とします。

ただし、社会経済状況の変化や児童生徒数、学級数の動向、令和16(2034)年度からを計画期間とする次期教育振興基本計画の内容等を踏まえながら、計画期間の中間で、適宜、必要な見直しを行うこととします。

【図表1-2】 学校施設再生計画の計画期間



4. 対象施設

本市が保有する学校施設(小学校16校、中学校7校、高等学校1校の合計24校)を本計画における対象とします。

第2章 学校施設の実態

1. 学校施設の運営状況・活用状況等の実態

(1) 対象施設一覧

本市が保有する学校施設は、令和7(2025)年3月31日現在で、小学校16校、中学校7校、高等学校1校であり、総延床面積は、19万9,028.88㎡となっています。

【図表2-1】学校施設一覧表(小学校)

学校名	建物名	コミュニティ	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		建築後 経過年数
						西暦	和暦	
津田沼小学校	校舎1	津田沼	RC	4	7,003.00	2012	H24	14
津田沼小学校	体育館	津田沼	S	2	1,740.00	2012	H24	14
津田沼小学校	プール棟	津田沼	RC	2	933.26	2013	H25	13
大久保小学校	体育館	藤崎	S	1	875.00	1959	S34	67
大久保小学校	校舎1	藤崎	RC	4	7,697.70	2024	R6	2
谷津小学校	校舎1	谷津	S	3	2,560.00	2016	H28	10
谷津小学校	校舎2	谷津	RC	4	9,576.00	2020	R2	6
谷津小学校	体育館	谷津	RC	2	1,023.00	2020	R2	6
鷺沼小学校	校舎1	鷺沼・鷺沼台	RC	4	2,879.00	1970	S45	56
鷺沼小学校	校舎2	鷺沼・鷺沼台	RC	3	2,175.00	1979	S54	47
鷺沼小学校	体育館	鷺沼・鷺沼台	S	1	855.00	1964	S39	62
実籾小学校	校舎1	実籾・新栄	RC	3	2,590.00	1963	S38	63
実籾小学校	校舎2	実籾・新栄	RC	4	2,351.00	1978	S53	48
実籾小学校	体育館	実籾・新栄	S	1	835.00	1970	S45	56
大久保東小学校	校舎1	大久保・泉・本大久保	RC	3	3,759.00	1963	S38	63
大久保東小学校	校舎2	大久保・泉・本大久保	RC	3	666.00	1967	S42	59
大久保東小学校	校舎3	大久保・泉・本大久保	S	2	364.00	2001	H13	25
大久保東小学校	体育館	大久保・泉・本大久保	S	1	748.00	1971	S46	55
袖ヶ浦西小学校	校舎1	袖ヶ浦西	RC	2	1,586.00	1967	S42	59
袖ヶ浦西小学校	校舎2	袖ヶ浦西	RC	2	822.00	1967	S42	59
袖ヶ浦西小学校	校舎3	袖ヶ浦西	RC	2	781.00	1967	S42	59
袖ヶ浦西小学校	校舎4	袖ヶ浦西	RC	4	1,272.00	1975	S50	51
袖ヶ浦西小学校	校舎5	袖ヶ浦西	RC	4	2,081.00	1971	S46	55
袖ヶ浦西小学校	体育館	袖ヶ浦西	S	1	802.00	1973	S48	53
袖ヶ浦東小学校	校舎1	袖ヶ浦東	RC	3	3,700.00	1969	S44	57
袖ヶ浦東小学校	校舎2	袖ヶ浦東	RC	4	1,086.00	1970	S45	56
袖ヶ浦東小学校	校舎3	袖ヶ浦東	RC	1	217.00	1974	S49	52
袖ヶ浦東小学校	体育館	袖ヶ浦東	S	1	814.00	1975	S50	51
東習志野小学校	校舎1	東習志野	RC	3	1,335.00	1969	S44	57
東習志野小学校	校舎1	東習志野	RC	3	519.00	1969	S44	57
東習志野小学校	校舎2	東習志野	RC	3	1,334.00	1969	S44	57
東習志野小学校	校舎2	東習志野	RC	3	548.00	1969	S44	57
東習志野小学校	校舎3	東習志野	RC	3	1,359.00	1970	S45	56
東習志野小学校	校舎3	東習志野	RC	3	421.00	1970	S45	56
東習志野小学校	校舎4	東習志野	RC	3	1,255.00	1974	S49	52
東習志野小学校	体育館	東習志野	S	1	866.00	1971	S46	55
屋敷小学校	校舎1	本大久保・花咲・屋敷	RC	4	2,555.00	1972	S47	54
屋敷小学校	校舎2	本大久保・花咲・屋敷	RC	4	1,428.00	1974	S49	52
屋敷小学校	校舎2	本大久保・花咲・屋敷	RC	4	705.00	1976	S51	50
屋敷小学校	校舎3	本大久保・花咲・屋敷	RC	3	1,349.00	1980	S55	46
屋敷小学校	体育館	本大久保・花咲・屋敷	S	1	814.00	1973	S48	53
藤崎小学校	校舎1	藤崎	RC	3	2,827.00	1974	S49	52
藤崎小学校	校舎2	藤崎	RC	4	2,117.00	1979	S54	47
藤崎小学校	体育館	藤崎	S	1	814.00	1976	S51	50
実花小学校	校舎1	実花	RC	4	5,038.00	1975	S50	51
実花小学校	体育館	実花	RC	2	885.00	1978	S53	48
向山小学校	校舎1	向山	RC	4	5,123.00	1975	S50	51
向山小学校	体育館	向山	S	1	813.00	1978	S53	48
向山小学校	校舎2	向山	RC	2	1,080.00	1979	S54	47
秋津小学校	校舎1	秋津・茜浜	RC	4	3,260.00	1979	S54	47
秋津小学校	校舎2	秋津・茜浜	RC	4	3,836.00	1979	S54	47
秋津小学校	体育館	秋津・茜浜	S	2	850.00	1981	S56	45
香澄小学校	校舎1	香澄・芝園	RC	3	1,614.00	1980	S55	46
香澄小学校	校舎2	香澄・芝園	RC	4	3,326.00	1980	S55	46
香澄小学校	体育館	香澄・芝園	S	2	855.00	1982	S57	44
谷津南小学校	校舎1	向山	RC	4	5,274.00	1985	S60	41
谷津南小学校	校舎2	向山	RC	1	342.00	1991	H3	35
谷津南小学校	体育館	向山	S	1	885.00	1985	S60	41
小学校(16校) 小計					115,217.96	—	—	—

※大久保小学校は改築工事中であり、校舎・体育館は令和7年度に解体予定

※向山小学校は長寿命化改修工事実施済、屋敷小学校は令和7年度に長寿命化改修工事完了予定

【図表 2-1】 対象施設一覧表 (中学校・高等学校)

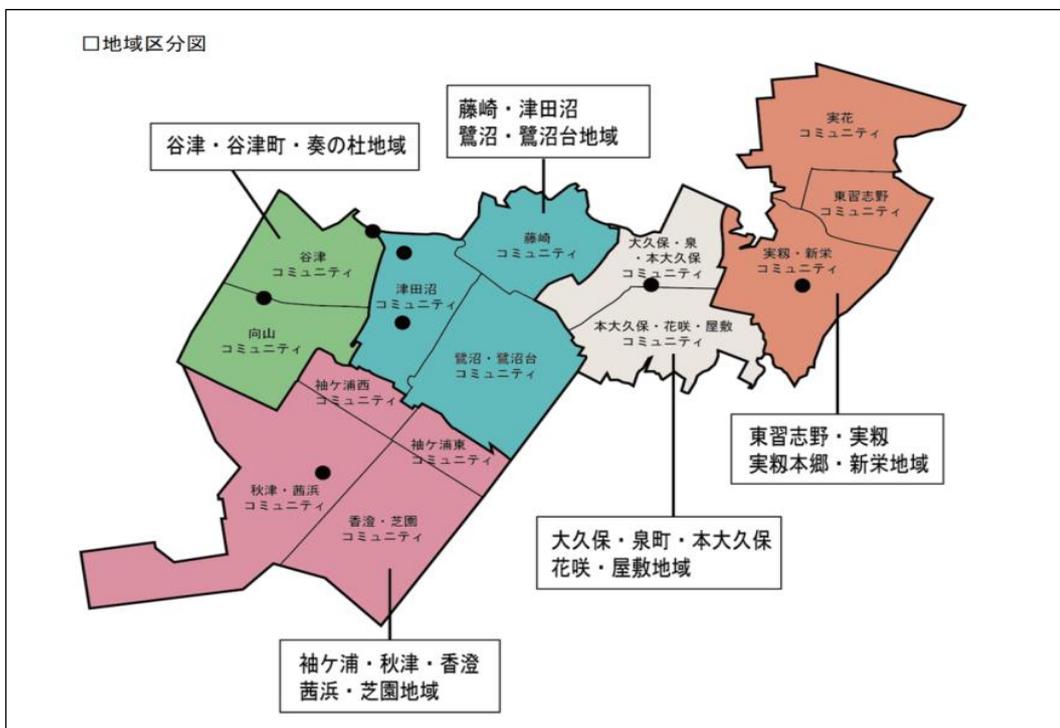
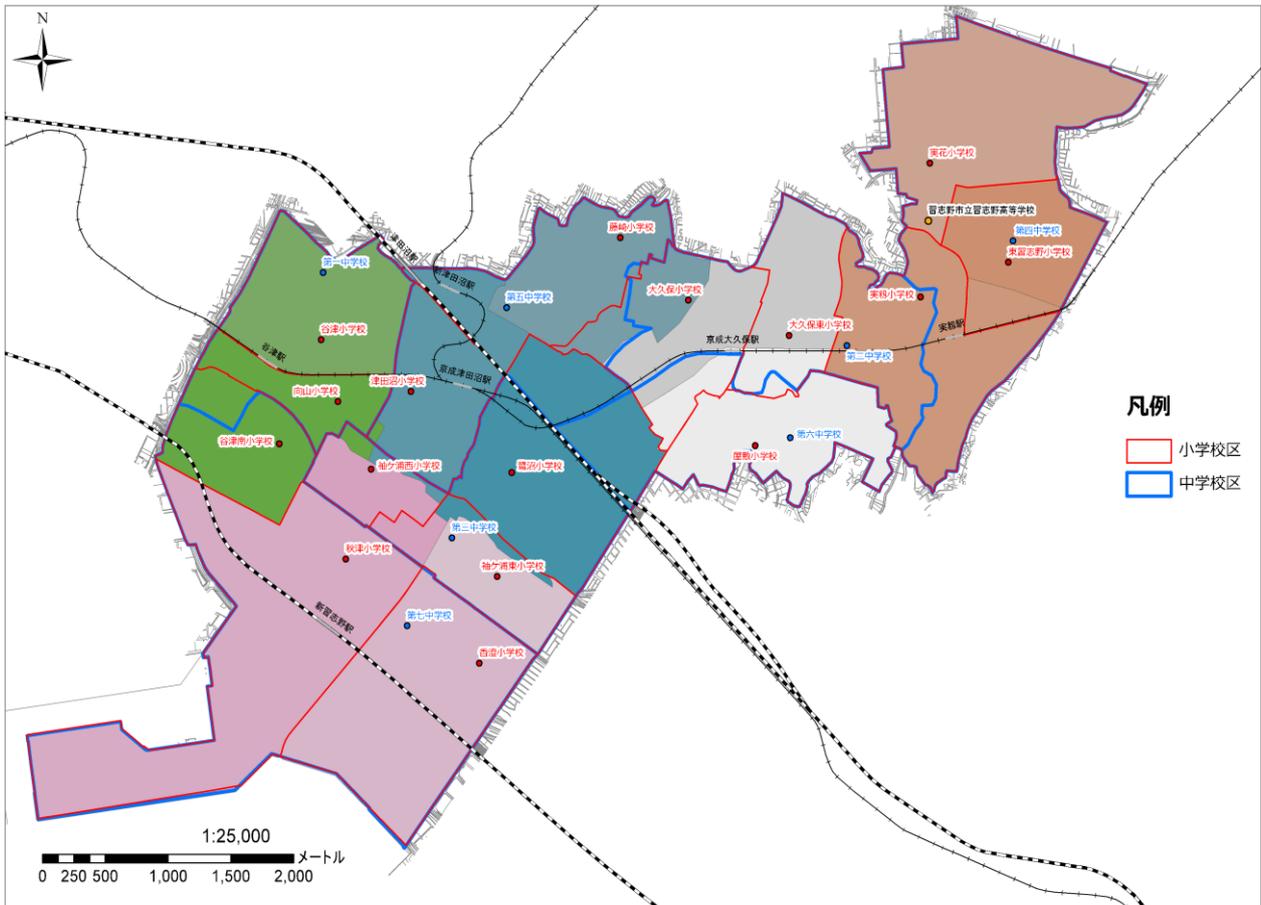
学校名	建物名	コミュニティ	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		建築後 経過年数	
						西暦	和暦		
						築50年以上			
						令和7年3月31日現在			
中学校	第一中学校	校舎1	谷津	RC	4	1,759.00	1971	S46	55
	第一中学校	校舎2	谷津	RC	5	3,763.00	1972	S47	54
	第一中学校	校舎3	谷津	RC	1	176.00	1972	S47	54
	第一中学校	校舎4	谷津	RC	2	339.00	2008	H20	18
	第一中学校	体育館	谷津	RC	2	1,634.00	1972	S47	54
	第一中学校	校舎5	谷津	S	3	2,745.00	2023	R5	3
	第二中学校	体育館	実籾・新栄	RC	2	2,720.00	2017	H29	9
	第二中学校	校舎1	実籾・新栄	RC	4	7,908.00	2024	R6	2
	第三中学校	校舎1	袖ヶ浦東	RC	3	2,467.00	1967	S42	59
	第三中学校	校舎2	袖ヶ浦東	RC	3	2,809.00	1972	S47	54
	第三中学校	校舎3	袖ヶ浦東	RC	4	1,623.00	1976	S51	50
	第三中学校	校舎4	袖ヶ浦東	S	2	334.00	1998	H10	28
	第三中学校	体育館	袖ヶ浦東	RC	2	1,913.00	1978	S53	48
	第四中学校	校舎1	東習志野	RC	3	512.00	1968	S43	58
	第四中学校	校舎1	東習志野	RC	3	1,248.00	1968	S43	58
	第四中学校	校舎1	東習志野	RC	3	1,094.00	1968	S43	58
	第四中学校	校舎2	東習志野	RC	4	1,008.00	1973	S48	53
	第四中学校	校舎2	東習志野	RC	4	354.00	1975	S50	51
	第四中学校	校舎2	東習志野	RC	4	800.00	1980	S55	46
	第四中学校	校舎3	東習志野	RC	4	1,733.00	1975	S50	51
	第四中学校	校舎4	東習志野	RC	3	155.00	1975	S50	51
	第四中学校	校舎5	東習志野	S	1	279.00	1999	H11	27
	第四中学校	体育館	東習志野	RC	2	1,925.00	1977	S52	49
	第五中学校	校舎1	藤崎	RC	5	3,518.00	1978	S53	48
	第五中学校	校舎2	藤崎	RC	5	927.00	1981	S56	45
	第五中学校	校舎3	藤崎	RC	3	793.00	1989	H1	37
	第五中学校	校舎4	藤崎	RC	2	784.00	1978	S53	48
	第五中学校	校舎5	藤崎	RC	2	681.00	1981	S56	45
	第五中学校	校舎6	藤崎	RC	2	435.00	2000	H12	26
	第五中学校	体育館	藤崎	RC	2	1,678.00	1979	S54	47
	第六中学校	校舎1	本大久保・花咲・屋敷	RC	3	2,855.00	1978	S53	48
	第六中学校	校舎2	本大久保・花咲・屋敷	RC	3	2,976.00	1979	S54	47
	第六中学校	校舎3	本大久保・花咲・屋敷	RC	2	349.00	2001	H13	25
	第六中学校	体育館	本大久保・花咲・屋敷	RC	2	2,446.00	1979	S54	47
	第七中学校	校舎1	香澄・芝園	RC	5	2,987.00	1979	S54	47
第七中学校	校舎2	香澄・芝園	RC	5	1,672.00	1981	S56	45	
第七中学校	校舎3	香澄・芝園	RC	2	925.00	1979	S54	47	
第七中学校	校舎4	香澄・芝園	RC	2	386.00	1981	S56	45	
第七中学校	校舎5	香澄・芝園	RC	2	846.00	1988	S63	38	
第七中学校	体育館	香澄・芝園	RC	2	2,072.00	1979	S54	47	
中学校(7校) 小計						65,628.00	—	—	—
高等学校	習志野高等学校	校舎1	東習志野	RC	4	3,181.00	1974	S49	52
	習志野高等学校	校舎2	東習志野	RC	3	384.00	1974	S49	52
	習志野高等学校	校舎3	東習志野	RC	1	193.00	1976	S51	50
	習志野高等学校	校舎4	東習志野	RC	4	5,319.00	1974	S49	52
	習志野高等学校	校舎5	東習志野	RC	2	1,222.00	1978	S53	48
	習志野高等学校	体育館	東習志野	RC	2	2,302.00	1975	S50	51
	習志野高等学校	武道場	東習志野	RC	3	1,208.00	1976	S51	50
	習志野高等学校	その他1	東習志野	S	1	110.00	1977	S52	49
	習志野高等学校	その他2	東習志野	RC	2	854.00	1988	S63	38
	習志野高等学校	その他3	東習志野	S	2	263.00	1996	H8	30
	習志野高等学校	その他4	東習志野	S	2	814.00	1997	H9	29
	習志野高等学校	その他5	東習志野	RC	2	1,037.00	2000	H12	26
	習志野高等学校	その他7	東習志野	S	2	283.00	2007	H19	19
	習志野高等学校	その他8	東習志野	S	2	493.00	2008	H20	18
習志野高等学校	室内練習場	東習志野	S	1	519.92	2020	R2	6	
高等学校(1校) 小計						18,182.92	—	—	—
小中高等学校(24校) 合計						199,028.88	—	—	—

※第一中学校は長寿命化改修工事実施済

(2) 学校施設の配置状況

本市における学校施設の小学校16校、中学校7校、高等学校1校の配置状況は以下のとおりです。
また、学区と地域コミュニティは概ね一致していますが、部分的に分断されている箇所もあります。

【図表 2-2】 学校施設の配置状況



(3) 児童生徒数及び学級数の変化

① 児童生徒数及び学級数の推移

小学校の児童数は、約9,000人台で推移していましたが、令和4(2022)年度の9,097人を境に減少傾向に転じています。一方で学級数は、340 学級台で推移しており、全体で大きな増減は見られない状況です。

【図表 2-3】 小学校の児童数及び学級数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津田沼小学校	25 (4) 655 (26)	24 (5) 639 (29)	23 (4) 661 (32)	24 (5) 637 (32)	23 (4) 617 (26)	23 (4) 588 (22)
大久保小学校	28 (3) 818 (19)	29 (4) 811 (22)	28 (4) 800 (26)	28 (5) 770 (27)	28 (5) 767 (33)	28 (5) 737 (37)
谷津小学校	36 (3) 1,132 (20)	40 (5) 1,200 (33)	43 (6) 1,272 (36)	44 (5) 1,309 (35)	45 (6) 1,326 (41)	46 (7) 1,298 (45)
鷺沼小学校	27 (2) 798 (14)	27 (2) 774 (9)	27 (2) 767 (11)	28 (4) 745 (23)	28 (4) 742 (24)	27 (4) 707 (24)
実籾小学校	16 (4) 385 (28)	16 (4) 366 (28)	16 (4) 344 (30)	16 (4) 333 (29)	15 (4) 308 (27)	16 (5) 310 (33)
大久保東小学校	20 (3) 461 (17)	18 (3) 439 (19)	16 (3) 432 (17)	16 (3) 427 (18)	17 (3) 429 (17)	17 (2) 437 (12)
袖ヶ浦西小学校	11 (3) 207 (15)	12 (4) 202 (20)	11 (4) 198 (23)	11 (4) 193 (24)	12 (5) 190 (26)	11 (4) 188 (25)
東習志野小学校	32 (3) 929 (18)	32 (3) 911 (23)	29 (3) 864 (24)	28 (3) 861 (20)	27 (3) 791 (23)	26 (3) 731 (21)
袖ヶ浦東小学校	13 (2) 291 (14)	12 (2) 280 (12)	11 (2) 265 (13)	12 (2) 267 (12)	12 (2) 256 (11)	13 (2) 256 (9)
屋敷小学校	29 (5) 799 (29)	29 (5) 789 (32)	29 (5) 796 (33)	30 (6) 789 (35)	29 (5) 778 (30)	28 (4) 767 (24)
藤崎小学校	22 (3) 637 (20)	23 (4) 612 (25)	22 (4) 602 (26)	22 (4) 570 (26)	22 (4) 573 (32)	22 (4) 562 (28)
実花小学校	24 (4) 635 (26)	25 (4) 648 (28)	25 (4) 658 (30)	23 (3) 652 (20)	23 (3) 649 (18)	21 (2) 617 (16)
向山小学校	13 (1) 266 (2)	14 (1) 267 (2)	13 (1) 273 (6)	13 (1) 296 (8)	14 (2) 312 (9)	14 (2) 327 (11)
秋津小学校	13 (2) 240 (15)	12 (2) 237 (9)	12 (2) 233 (11)	12 (2) 237 (12)	12 (2) 244 (11)	12 (2) 221 (10)
香澄小学校	13 (3) 241 (11)	13 (3) 222 (10)	13 (3) 215 (10)	12 (3) 218 (10)	12 (2) 221 (12)	12 (2) 221 (11)
谷津南小学校	20 (2) 537 (12)	23 (2) 628 (14)	26 (3) 704 (23)	29 (4) 793 (26)	29 (4) 857 (25)	32 (4) 928 (31)
計	342 (47) 9,031 (286)	349 (53) 9,025 (315)	344 (54) 9,084 (351)	348 (58) 9,097 (357)	348 (58) 9,060 (365)	348 (56) 8,895 (359)

※上段は学級数、下段は児童数。()は特別支援学級数・児童数で内数。

中学校の生徒数は、約 4,000 人から約 4,100 人、学級数は、130学級台から 140 学級台で推移しており、全体では大きな増減は見られない状況です。

【図表 2-4】 中学校の生徒数及び学級数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一中学校	21 (3) 618 (17)	21 (3) 626 (20)	22 (3) 661 (22)	24 (4) 697 (21)	24 (3) 733 (21)	25 (3) 749 (18)
第二中学校	24 (5) 668 (31)	24 (6) 654 (35)	24 (6) 666 (41)	24 (6) 661 (44)	23 (5) 618 (33)	21 (4) 591 (28)
第三中学校	16 (4) 382 (23)	15 (4) 371 (25)	15 (4) 357 (23)	14 (3) 348 (13)	14 (3) 354 (11)	12 (3) 344 (20)
第四中学校	26 (5) 767 (28)	26 (5) 777 (32)	26 (4) 819 (22)	27 (4) 824 (27)	26 (3) 809 (21)	26 (4) 823 (23)
第五中学校	20 (1) 675 (8)	22 (2) 668 (11)	24 (4) 701 (23)	25 (6) 698 (36)	25 (5) 704 (29)	24 (4) 726 (24)
第六中学校	15 (1) 457 (5)	17 (2) 486 (8)	16 (2) 483 (9)	19 (3) 533 (17)	19 (4) 528 (22)	19 (4) 534 (26)
第七中学校	15 (3) 412 (20)	15 (3) 411 (21)	15 (3) 376 (19)	13 (3) 351 (17)	12 (2) 320 (10)	12 (2) 316 (10)
計	137 (22) 3,979 (132)	140 (25) 3,993 (152)	142 (26) 4,063 (159)	146 (29) 4,112 (175)	143 (25) 4,066 (147)	139 (24) 4,083 (149)

※上段は学級数、下段は生徒数。()は特別支援学級数・生徒数で内数。

市立習志野高等学校の生徒数(定員)は、全日制が普通科720人、商業科240人の合わせて、960人となります。学級数は、普通科 18 学級、商業科 6 学級となります。

②児童生徒数及び学級数の推計

児童・生徒数推計の基本となるデータは、令和6(2024)年4月の住民基本台帳の人数を用いています。

【図表 2-5】 小学校の児童数及び学級数の推計

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津田沼小学校	23 (4) 586 (22)	23 (4) 587 (22)	21 (3) 566 (16)	21 (3) 577 (16)	21 (3) 592 (16)	21 (3) 604 (16)
大久保小学校	29 (5) 747 (38)	29 (5) 721 (36)	29 (5) 705 (36)	29 (5) 701 (36)	28 (5) 671 (36)	27 (5) 653 (36)
谷津小学校	46 (7) 1,300 (44)	45 (6) 1,306 (43)	42 (5) 1,233 (37)	41 (5) 1,230 (37)	41 (5) 1,226 (37)	42 (5) 1,244 (37)
鷺沼小学校	27 (4) 672 (23)	25 (3) 662 (21)	25 (3) 675 (23)	25 (3) 664 (23)	25 (3) 662 (23)	26 (3) 688 (23)
実籾小学校	16 (5) 321 (32)	15 (4) 317 (32)	15 (4) 311 (30)	15 (4) 297 (30)	16 (4) 313 (30)	16 (4) 314 (30)
大久保東小学校	17 (2) 435 (12)	18 (2) 462 (11)	19 (2) 477 (12)	19 (2) 469 (12)	19 (2) 484 (12)	19 (2) 498 (12)
袖ヶ浦西小学校	9 (3) 174 (20)	10 (4) 174 (19)	10 (4) 172 (21)	10 (4) 172 (21)	10 (4) 167 (21)	10 (4) 162 (21)
東習志野小学校	24 (3) 660 (19)	23 (3) 620 (20)	21 (3) 576 (18)	19 (3) 510 (18)	18 (3) 459 (18)	17 (3) 441 (18)
袖ヶ浦東小学校	11 (1) 228 (7)	10 (1) 226 (7)	10 (1) 222 (4)	10 (1) 218 (4)	9 (1) 203 (4)	8 (1) 193 (4)
屋敷小学校	28 (4) 752 (21)	27 (4) 702 (19)	26 (4) 669 (19)	24 (4) 600 (19)	22 (4) 549 (19)	20 (4) 480 (19)
藤崎小学校	22 (4) 544 (28)	22 (4) 568 (25)	22 (4) 579 (27)	22 (4) 572 (27)	22 (4) 560 (27)	22 (4) 554 (27)
実花小学校	21 (2) 591 (13)	21 (2) 576 (13)	19 (2) 511 (11)	18 (2) 475 (11)	17 (2) 431 (11)	16 (2) 392 (11)
向山小学校	14 (2) 353 (12)	15 (2) 391 (15)	16 (2) 417 (15)	17 (2) 432 (15)	18 (2) 442 (15)	18 (2) 437 (15)
秋津小学校	11 (2) 209 (10)	11 (2) 200 (10)	9 (1) 191 (7)	8 (1) 176 (7)	7 (1) 156 (7)	7 (1) 153 (7)
香澄小学校	13 (2) 233 (9)	13 (2) 237 (11)	13 (2) 241 (11)	12 (2) 235 (11)	11 (2) 231 (11)	11 (2) 227 (11)
谷津南小学校	34 (4) 960 (27)	35 (4) 971 (28)	34 (4) 950 (27)	33 (4) 888 (27)	32 (4) 842 (27)	29 (4) 752 (27)
計	345 (54) 8,765 (337)	342 (52) 8,720 (332)	331 (49) 8,495 (314)	323 (49) 8,216 (314)	316 (49) 7,988 (314)	309 (49) 7,792 (314)

※上段は学級数、下段は児童数。()は特別支援学級数・児童数で内数。

【図表 2-6】 中学校の生徒数及び学級数の推計

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第一中学校	25 (3) 754 (17)	26 (3) 829 (18)	28 (3) 915 (21)	30 (3) 1,004 (21)	31 (3) 1,023 (21)	31 (3) 1,013 (21)
第二中学校	18 (4) 521 (23)	18 (3) 525 (22)	18 (4) 517 (24)	20 (4) 570 (24)	19 (4) 552 (24)	19 (4) 547 (24)
第三中学校	13 (3) 357 (22)	15 (4) 359 (25)	13 (3) 358 (20)	13 (3) 347 (20)	13 (3) 347 (20)	12 (3) 335 (20)
第四中学校	26 (3) 821 (22)	26 (3) 823 (22)	25 (4) 783 (22)	25 (4) 760 (22)	24 (4) 703 (22)	23 (4) 663 (22)
第五中学校	24 (4) 728 (23)	24 (4) 719 (24)	25 (4) 710 (22)	23 (4) 678 (22)	23 (4) 686 (22)	22 (4) 640 (22)
第六中学校	19 (3) 531 (22)	19 (4) 519 (25)	19 (4) 513 (24)	19 (4) 510 (24)	19 (4) 501 (24)	18 (4) 490 (24)
第七中学校	11 (2) 308 (10)	11 (2) 307 (10)	12 (2) 308 (9)	11 (2) 320 (9)	12 (2) 331 (9)	11 (2) 319 (9)
計	136 (22) 4,020 (139)	139 (23) 4,081 (146)	140 (24) 4,104 (142)	141 (24) 4,189 (142)	141 (24) 4,143 (142)	136 (24) 4,007 (142)

	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第一中学校	30 (3) 987 (21)	31 (3) 984 (21)	29 (3) 927 (21)	29 (3) 893 (21)
第二中学校	19 (4) 518 (24)	20 (4) 525 (24)	19 (4) 528 (24)	19 (4) 522 (24)
第三中学校	12 (3) 327 (20)	12 (3) 311 (20)	12 (3) 313 (20)	12 (3) 304 (20)
第四中学校	22 (4) 598 (22)	21 (4) 589 (22)	18 (4) 515 (22)	17 (4) 464 (22)
第五中学校	22 (4) 620 (22)	21 (4) 587 (22)	20 (4) 582 (22)	21 (4) 573 (22)
第六中学校	16 (4) 454 (24)	16 (4) 431 (24)	16 (4) 425 (24)	16 (4) 401 (24)
第七中学校	11 (2) 304 (9)	11 (2) 288 (9)	11 (2) 287 (9)	11 (2) 283 (9)
計	132 (24) 3,808 (142)	132 (24) 3,715 (142)	125 (24) 3,577 (142)	125 (24) 3,440 (142)

※上段は学級数、下段は生徒数。()は特別支援学級数・生徒数で内数。

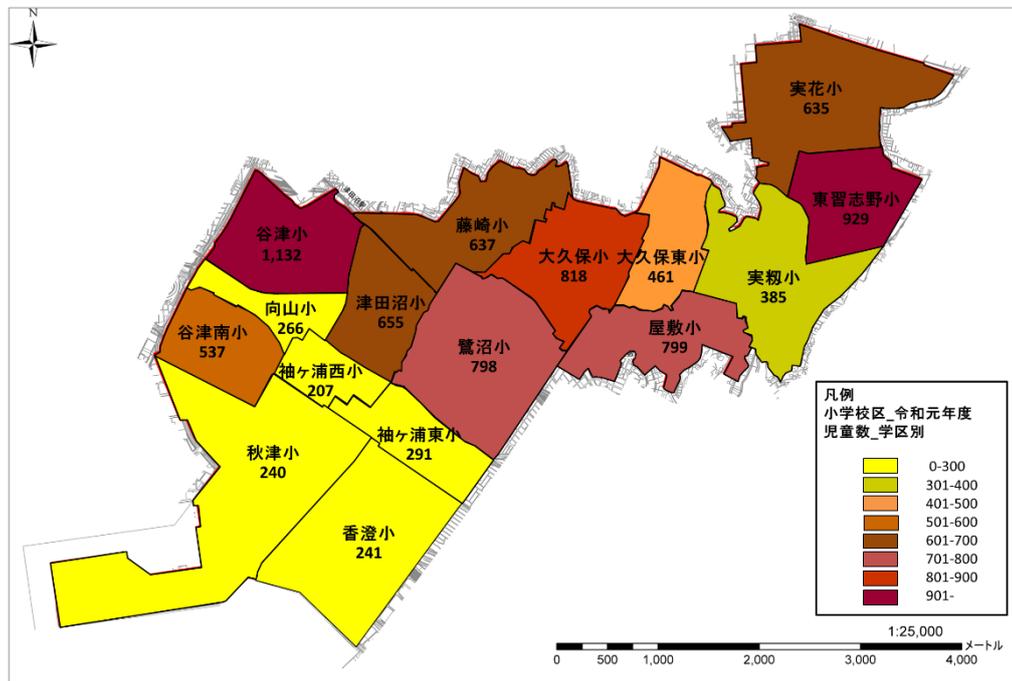
出典：令和6年度版 小・中学校児童・生徒数及び学級数推計(令和6年12月)

○小学校の児童数の推計

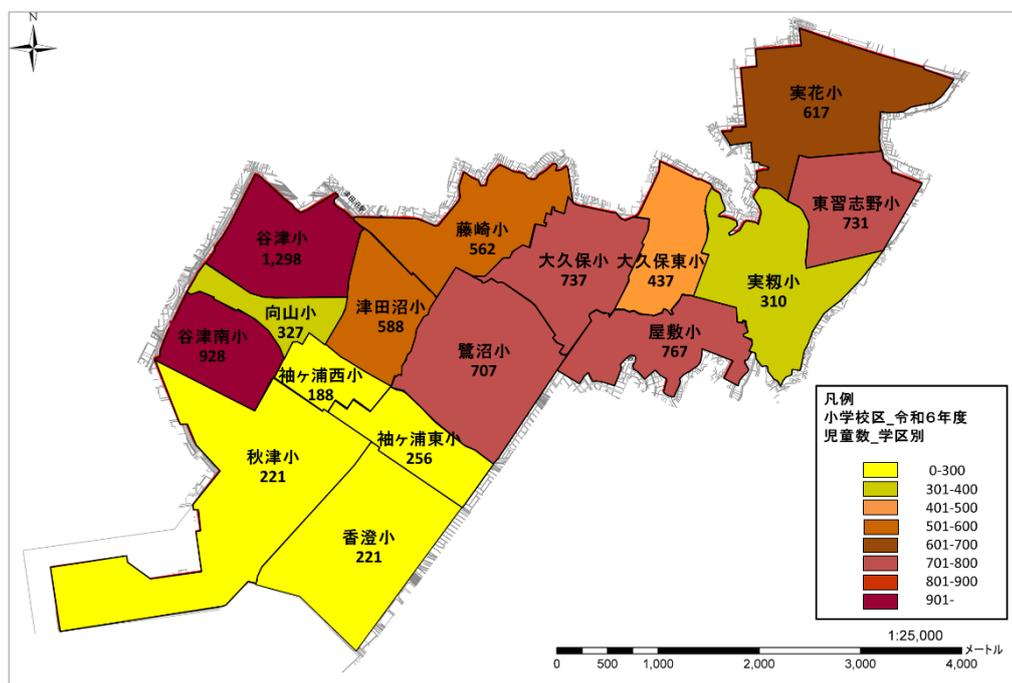
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

- ・市内の南側と北側の児童数の差が明確になっています。
- ・令和6(2024)年度における児童数は、谷津小、谷津南小、向山小の児童数が増加しましたが、その他の学校では減少傾向にあります。

【令和元(2019)年度】



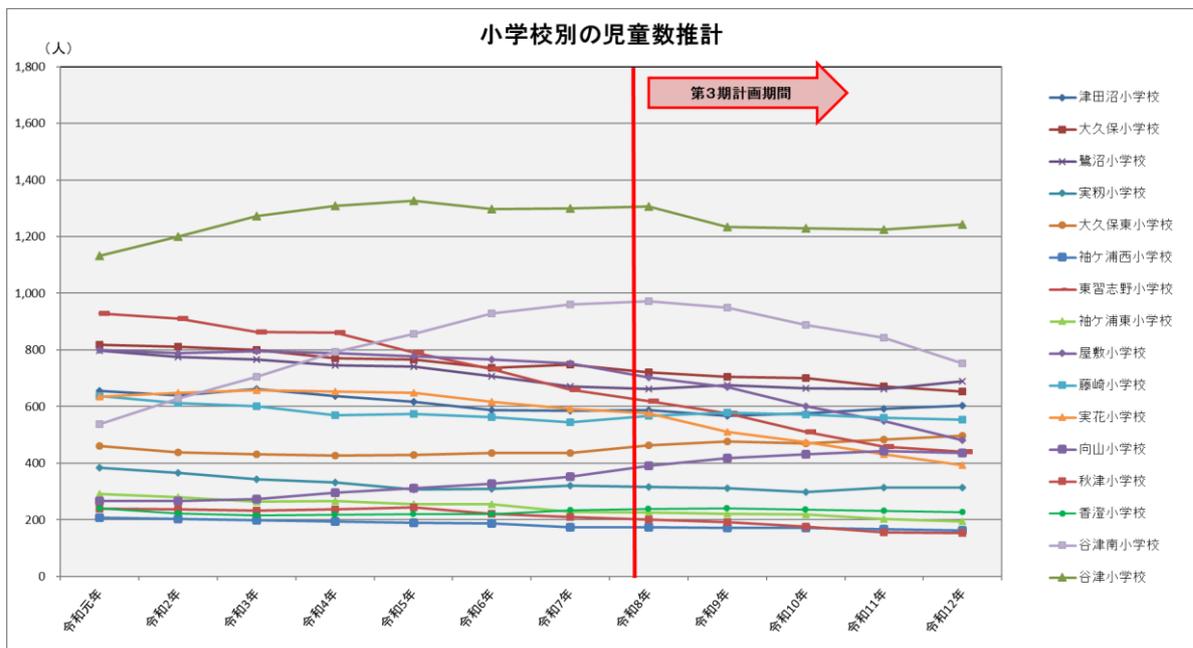
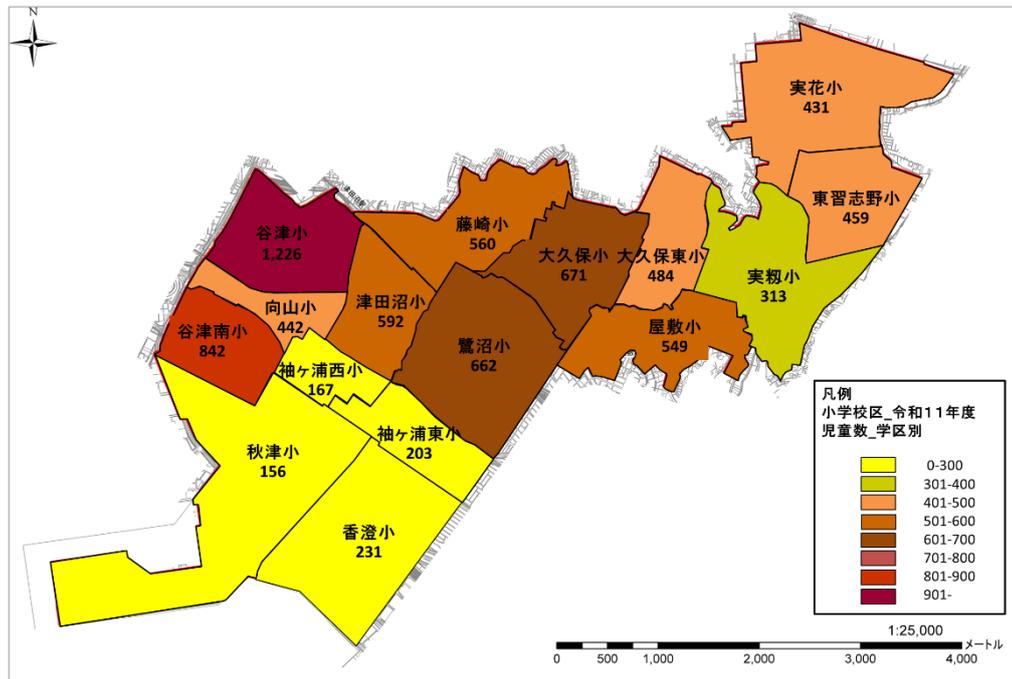
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和11(2029)年度)

- ・大久保東小、向山小、香澄小では増加が予想されます。特に向山小の増加が顕著となっています。
- ・全体的に減少傾向にあります。特に東習志野小、屋敷小、実花小、谷津南小の減少が顕著となっています。

【令和11(2029)年度(推計値)】

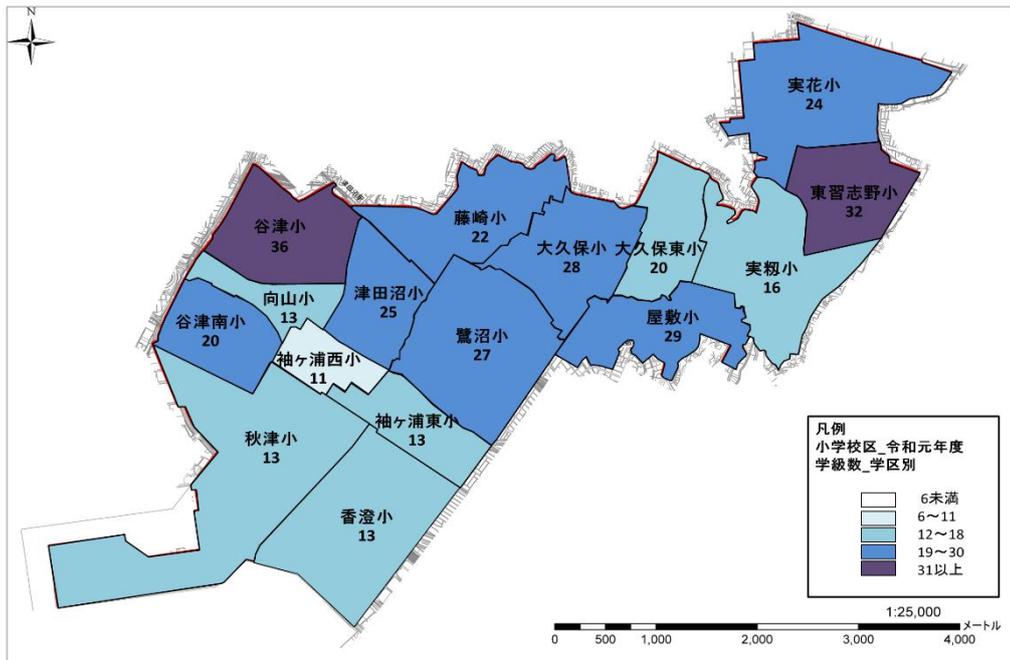


○小学校の学級数の推計

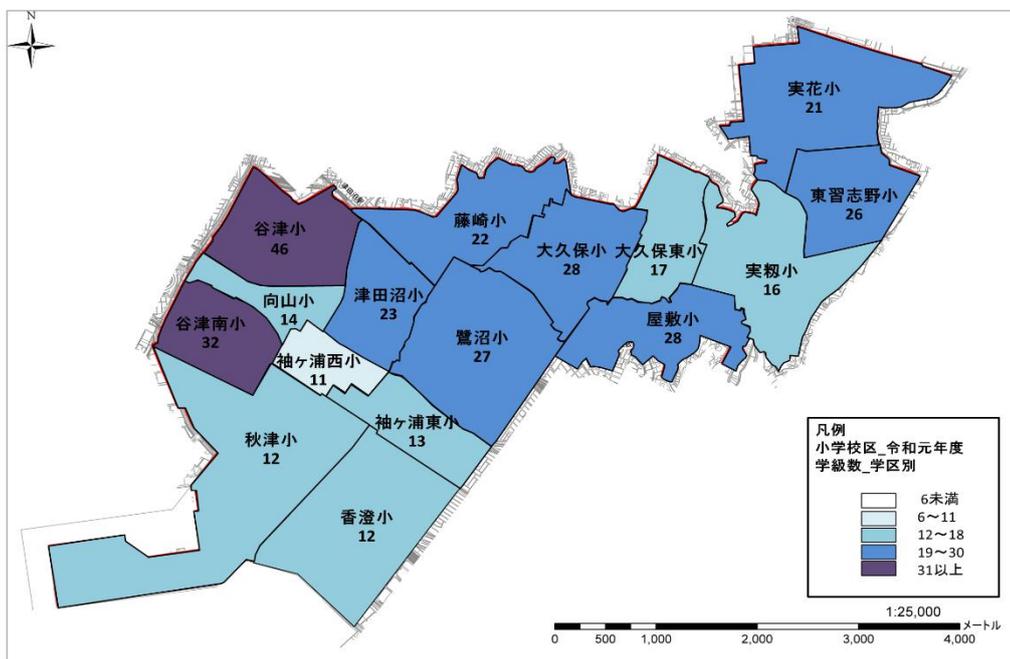
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

- ・市内の南側と北側の学級数の差が明確になっています。
- ・令和6(2024)年度における学級数は、谷津小46学級と最も多く、次いで谷津南小(32学級)、大久保小(28学級)、屋敷小(28学級)、鷺沼小(27学級)、東習志野小(26学級)となっています。その一方で袖ヶ浦西小(11学級)は11学級以下となっています。

【令和元(2019)年度】



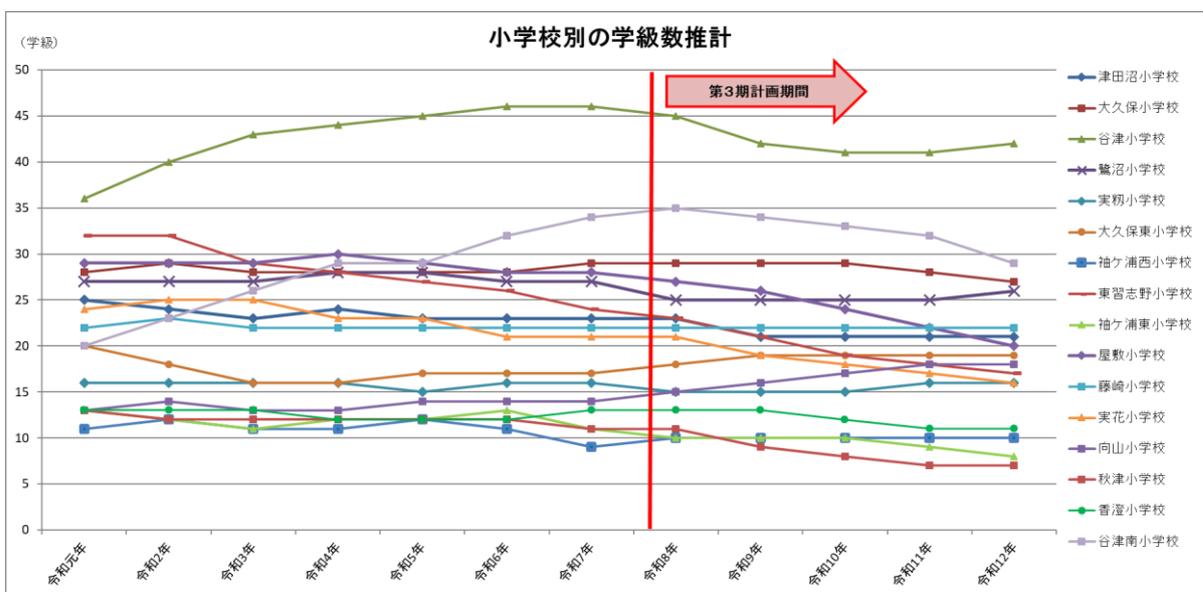
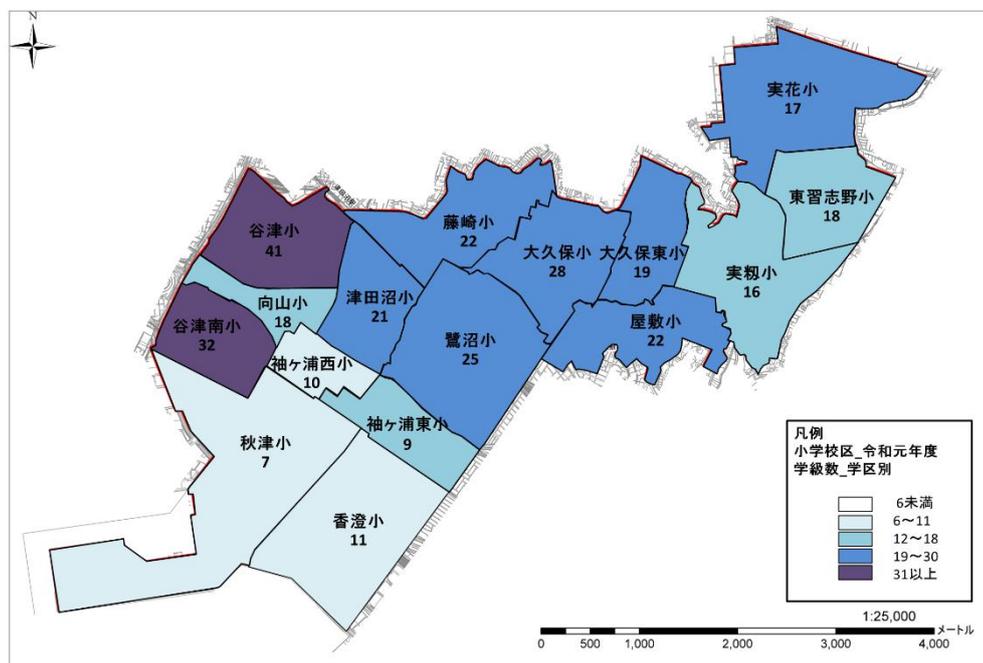
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和11(2029)年度)

・全体的に減少傾向にあります。西側と中部は微減にとどまる一方、東側と南側の減少が予想されます。

【令和11(2029)年度(推計値)】

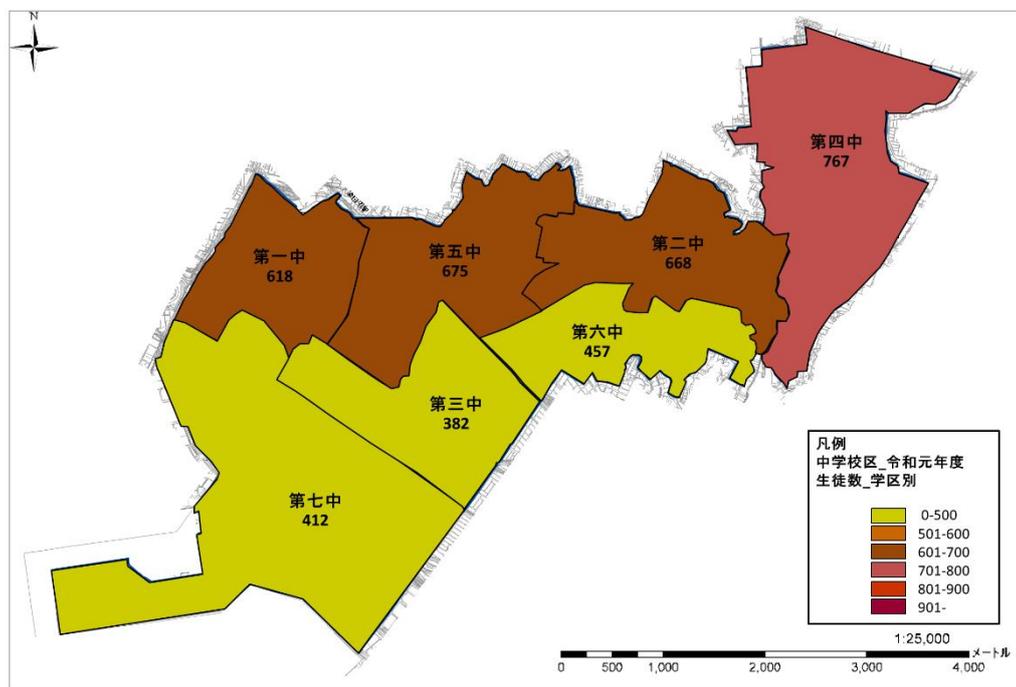


○中学校の生徒数の推計

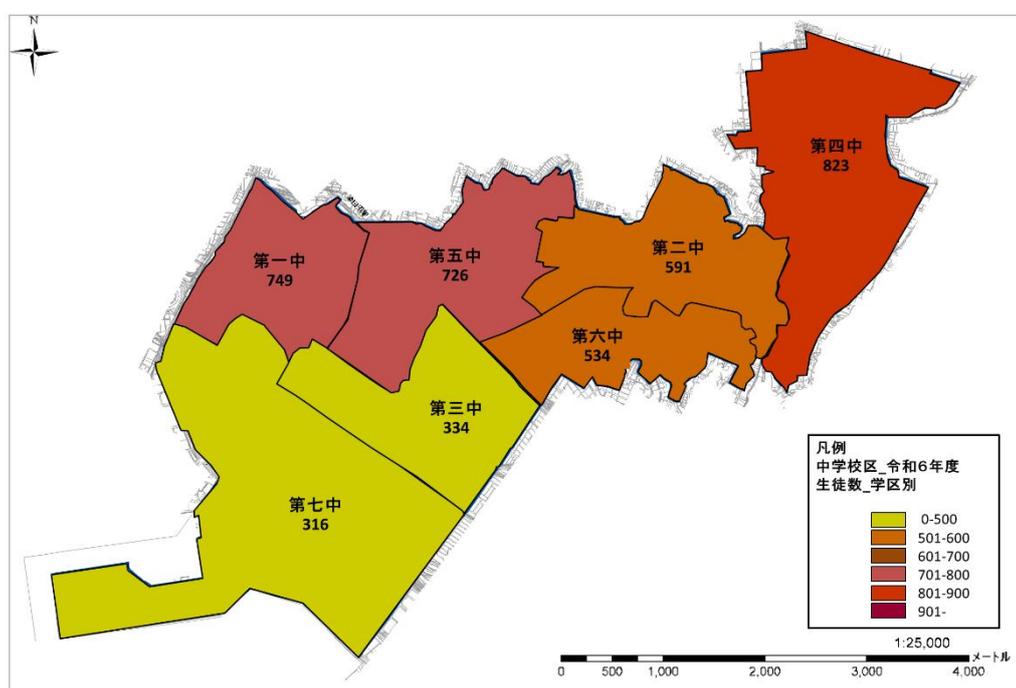
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

- ・市内の北側の生徒数が多い傾向にあり、第一中、第四中、第五中は500人以上となっています。
- ・南側の第三中と第七中は300人台となっており、減少傾向にあります。

【令和元(2019)年度】



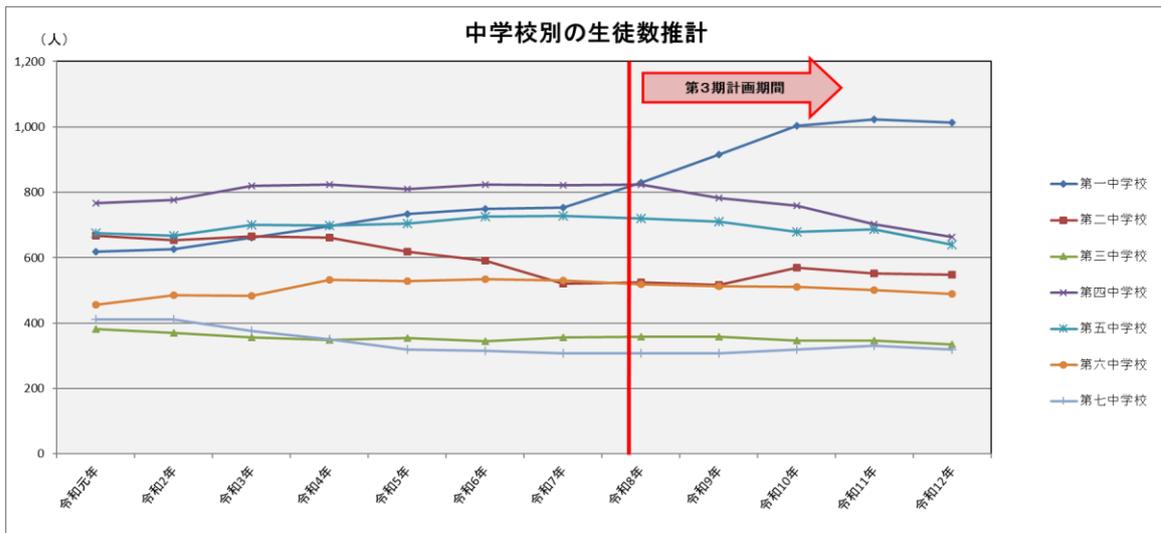
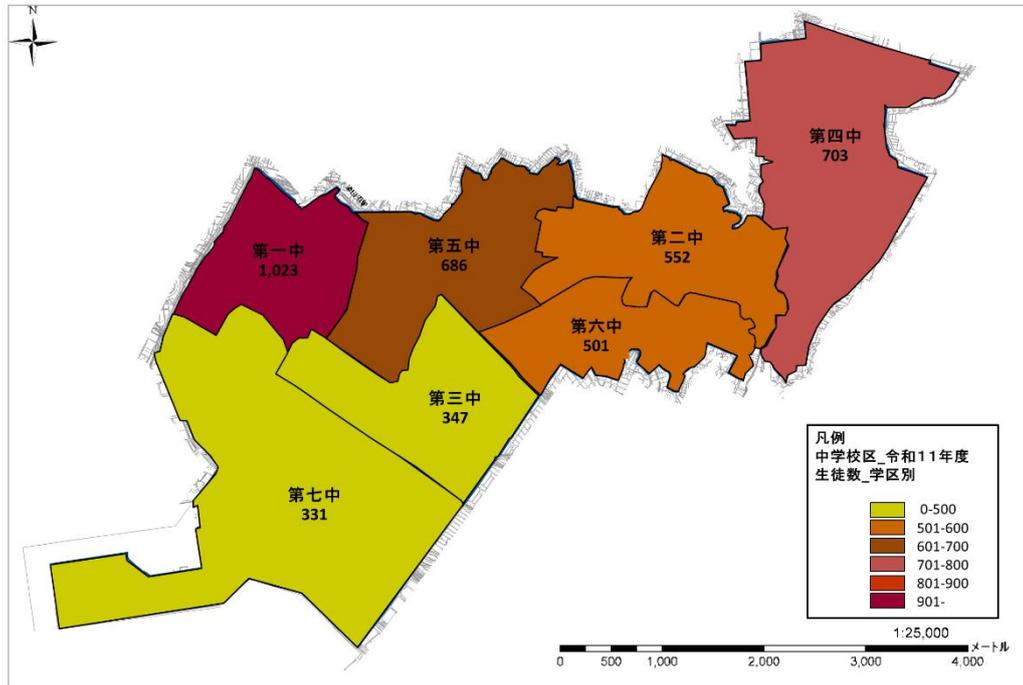
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和11(2024)年度)

- ・第一中、第三中、第七中では、増加が予想されています。特に第一中は、大幅に増加する見込みとなっています。
- ・第四中では、令和9(2027)年度以降、減少傾向に転じることが予想されています。

【令和11(2029)年度(推計値)】

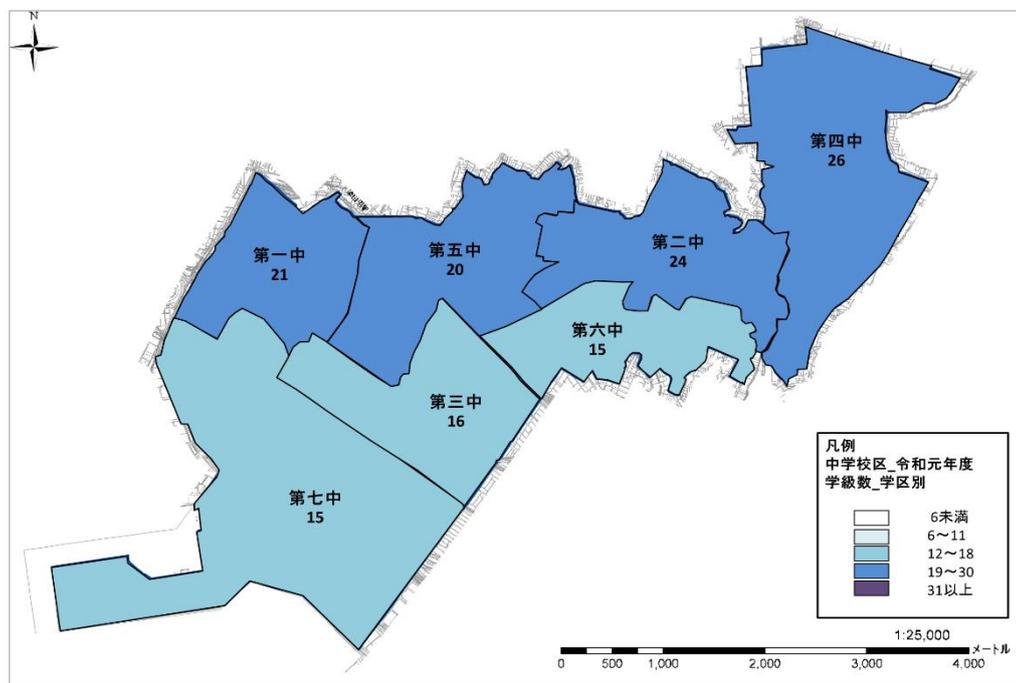


○中学校の学級数の推計

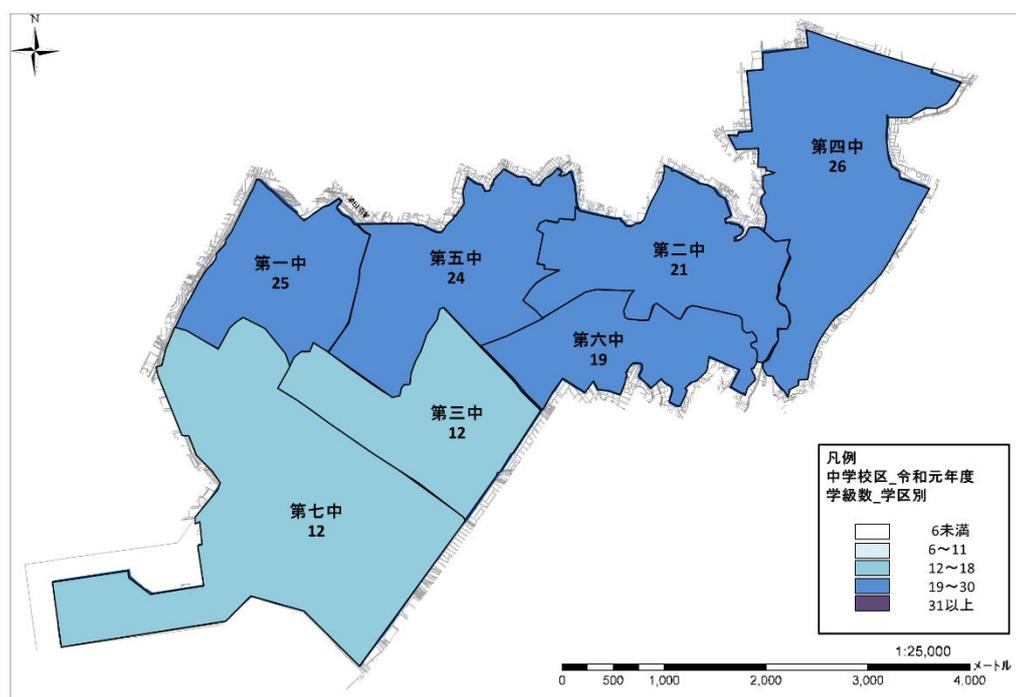
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

- ・第四中(26学級)、第一中(25学級)、第五中(24学級)、第二中(21学級)が20学級以上、次いで、第六中(19学級)、第三中(12学級)、第七中(12学級)となっています。
- ・第一中、第六中で増加傾向、第二中、第三中、第七中で減少傾向となっています。

【令和元(2019)年度】



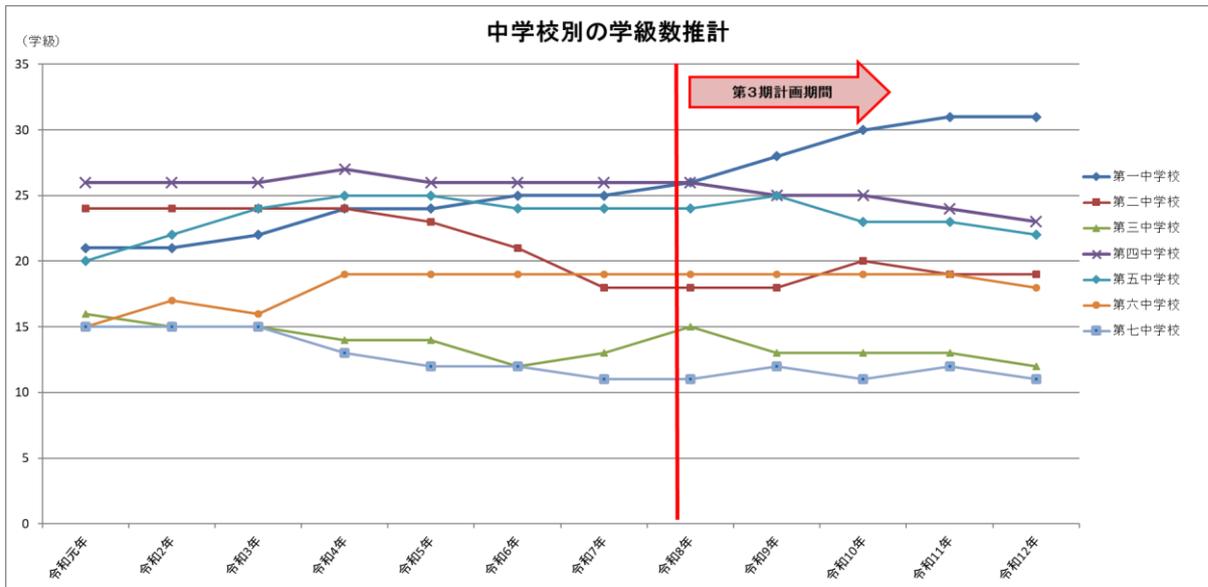
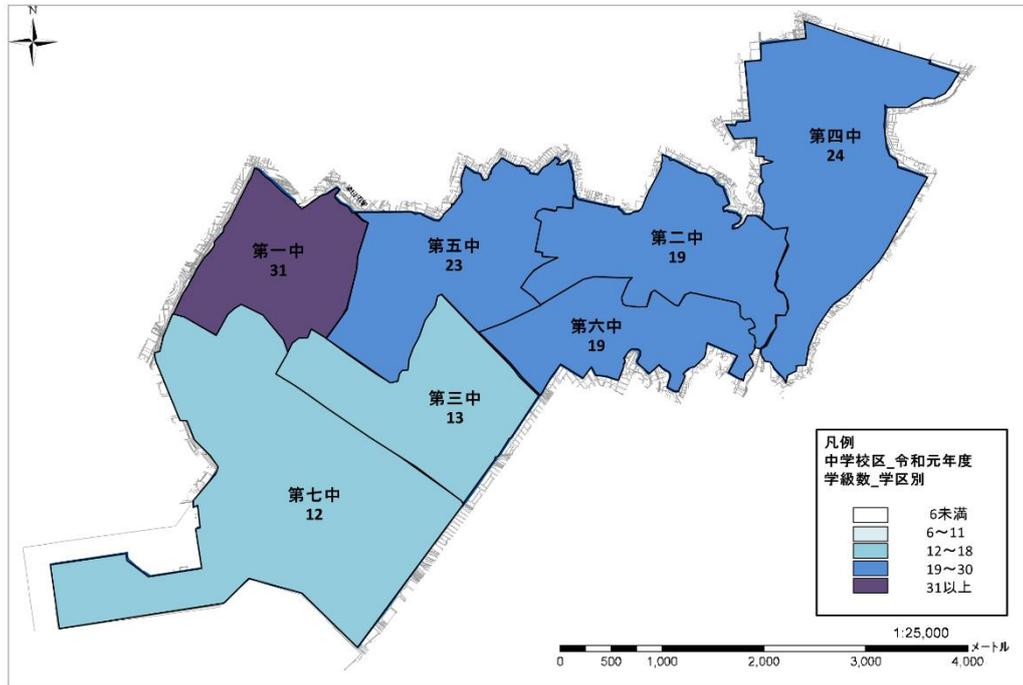
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和11(2029)年度)

- ・第一中(31学級)で増加することが予想されます。
- ・その他の学校では、大きな増減は見られないと予想されます。

【令和11(2029)年度(推計値)】

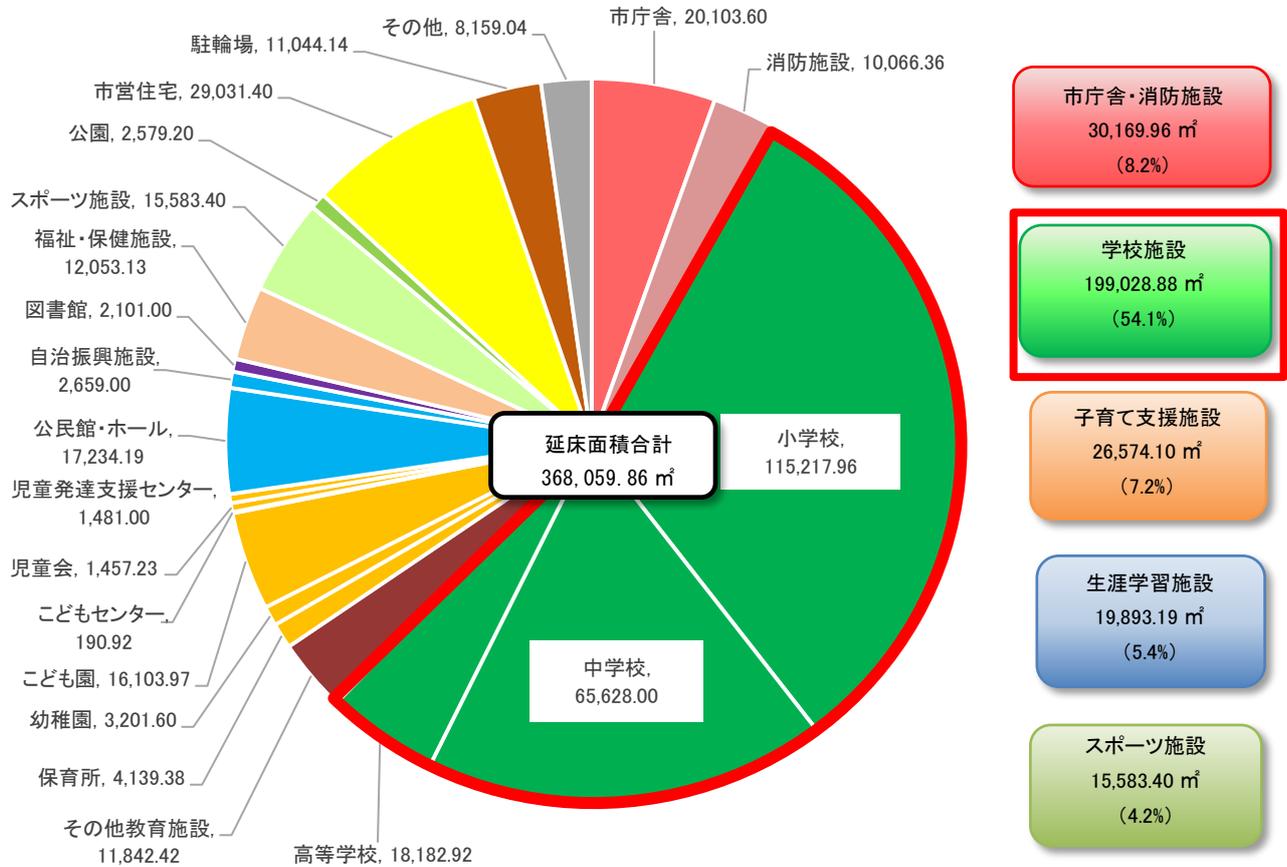


(4) 学校施設の保有状況

① 公共建築物に占める学校施設の割合

現在、本市が保有する公共建築物の総延床面積36万 8,059.86 m²のうち、本計画の対象となる学校施設は、19万 9,028.88 m²と54.1%を占めており、その内訳としては、小学校で31.3%、中学校で17.8%、高等学校で5.0%となっています。

【図表 2-7】 公共建築物に占める学校施設の割合（令和7年3月31日現在）



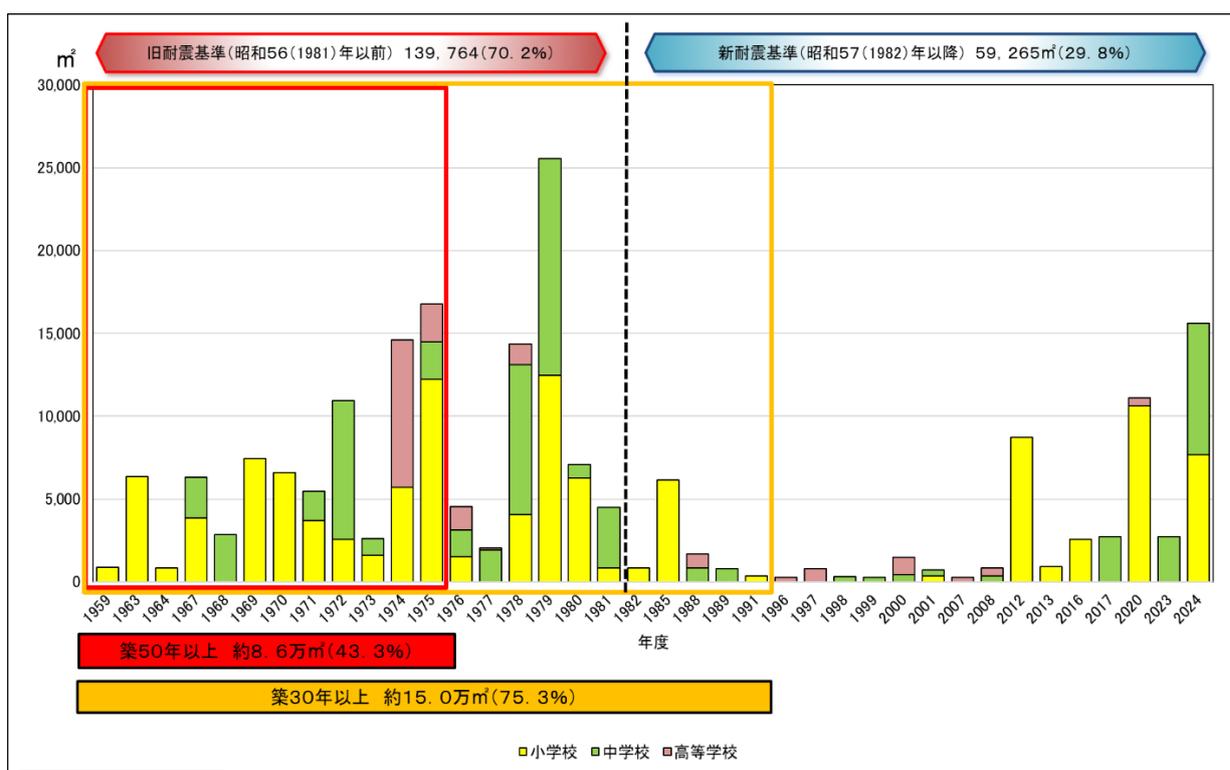
②学校施設の築年別整備状況(令和7年3月31日現在)

本市における学校施設は、築30年以上が 14 万 9,876 m²(75.3%)、築50年以上が 8 万 6,231 m²(43.3%)と高い割合となっております。

なお、築30年以上のうち、既に長寿命化改修工事を実施した向山小学校と第一中学校、令和7(2025)年度で長寿命化改修工事が完了する屋敷小学校の延床面積は2万4,283 m²(16.2%)となっており、今後は、これらを除いた学校施設の計画的な老朽化対策に取り組んでいく必要があります。

また、耐震基準では、旧耐震基準の建物が 13 万 9,764 m²(70.2%)でしたが、耐震改修が必要な建物については全て改修を行いました。

【図表 2-8】 築年別整備状況



(5) 学校施設の老朽化状況の調査

本計画の策定にあたって、令和6(2024)年度に構造躯体の健全性や構造躯体以外の劣化状況等について、棟ごとに点検調査を行いました。

なお、本調査は、第2次学校施設再生計画策定にあたって、平成30(2018)年度にも調査を行っています。

①劣化状況評価

劣化状況の評価にあたっては、屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にA、B、C、Dの4段階で評価しました。

【図表 2-9】 (参考)劣化状況の評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

	評価	基準	評価点
良好	A	概ね良好	100点
	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)	75点
	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)	40点
劣化	D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり)、(躯体の耐久性に影響を与えている)、(設備が故障し施設運営に支障を与えている)等	10点

経過年数による評価【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

	評価	基準
良好	A	20年未満
	B	20~40年
	C	40年以上
劣化	D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

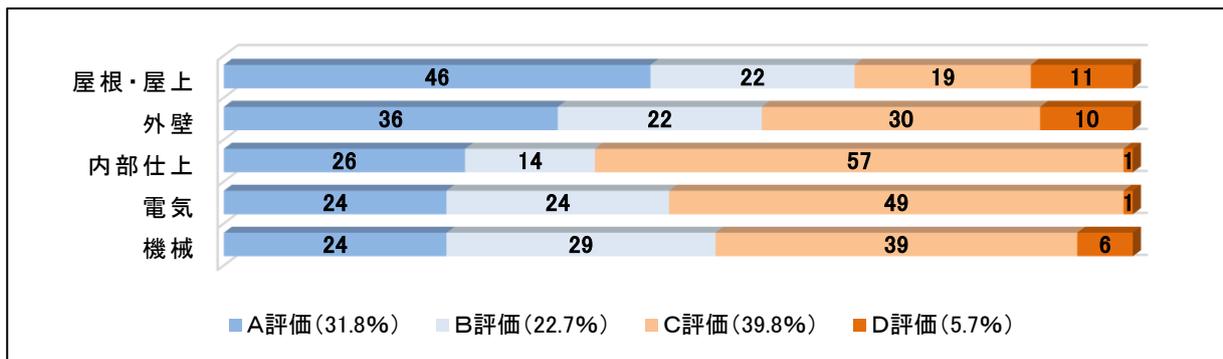
【調査の結果】

前回の平成30(2018)年度調査では、A評価とB評価の合計が43.3%でしたが、近年実施した建替えや改修により、54.5%と改善しています。(【図表 2-11】参照)

一方で、本市の学校施設の約8割を占める築40年以上の建物では、C評価又はD評価とされた建物が半数以上を占めており、今後も計画的な老朽化対策が必要となっています。

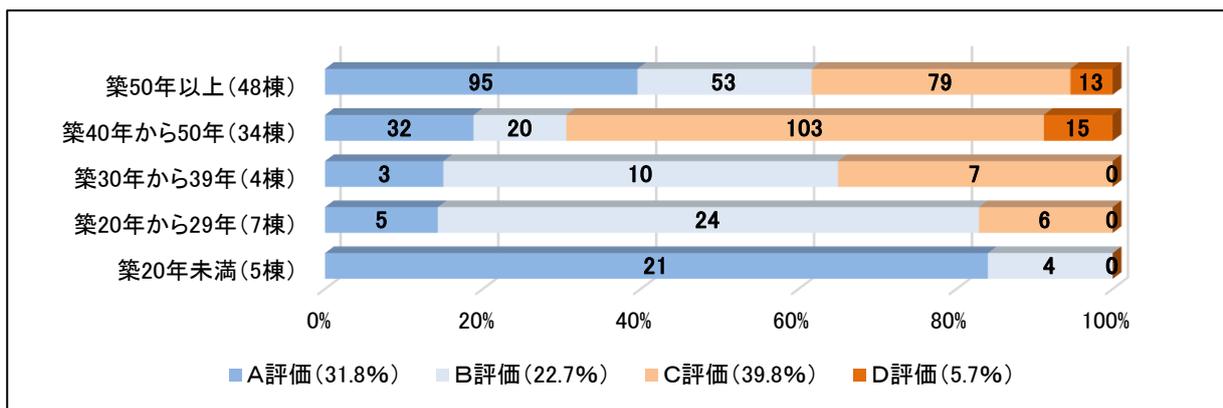
【図表 2-10】劣化状況評価結果（部位別該当建物数）

調査対象建物総数：98棟



【図表 2-11】劣化状況評価結果（築年数別該当建物数）

調査対象建物総数：98棟



②健全度の算定

健全度とは、各建物の5つの部位の劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下記【図表 2-12】のように定め、③健全度を100点満点で算定します。（健全度が高いほど良好な状況となっており、健全度が低いほど劣化が進行していることとなります。）

【図表 2-12】健全度の計算方法

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位コスト配分

1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
 ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

（「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例）

	評価	⇒	評価点	×	配分	=		
1 屋根・屋上	C	⇒	40	×	5.1	=	204	
2 外壁	D	⇒	10	×	17.2	=	172	
3 内部仕上げ	B	⇒	75	×	22.4	=	1,680	
4 電気設備	A	⇒	100	×	8	=	800	
5 機械設備	C	⇒	40	×	7.3	=	292	
							計	3,148
							÷	60
							健全度	52

（出典：文部科学省 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書）

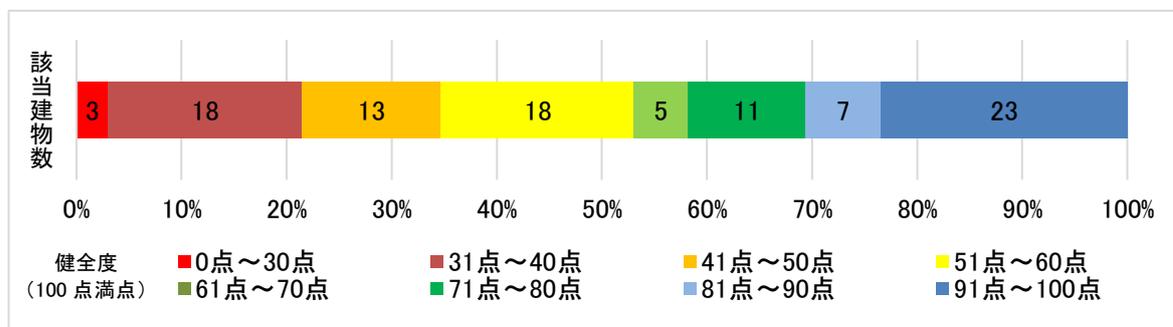
【算定の結果】

近年実施した建替えや改修により、健全度 91 点以上である建築物の割合が最も高くなっています。

一方で、健全度70点以下の建物が約6割となっており、特に、老朽化対策に着手していない建物が多
い築40年から50年の建物では、健全度の平均点が 51.5 点となっていることから、今後も計画的な老朽
化対策が必要となっています。（【図表 2-14】参照）

【図表 2-13】 健全度算定結果

調査対象建物総数:98棟



※劣化状況評価における全ての部位が A 評価であれば健全度は100点、B 評価であれば75点となります。
よって、75 点未満の建物は、いずれかの部位に安全上、機能上の不具合の発生の兆しや問題が生じてい
ることになります。

【図表 2-14】 築年数別健全度平均点

調査対象建物総数:98棟

築年数区分	(該当棟数)	平均点
築20年未満	(5棟)	96.6点
築20年から29年	(7棟)	71.6点
築30年から39年	(4棟)	66.3点
築40年から50年	(34棟)	51.5点
築50年以上	(48棟)	67.7点
合計	(98棟)	63.8点

2. 第2次学校施設再生計画の事業実施状況及び今後の見通し

(1) 第2次学校施設再生計画における予定事業及びその進捗状況

令和2年度から令和7年度までを計画期間（以下、「第2期計画期間」という。）としている第2次学校施設再生計画における予定事業及びその進捗状況は、以下のとおりです。

【図表 2-15】 第2期計画における予定事業及び進捗状況

工事区分	学校名	予定/実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大規模改修	実叻小学校	予定		設計	工事	工事		
		実績		設計	工事			
大規模改修	袖ヶ浦東小学校	予定				設計	工事	工事
		実績				設計	工事	工事
大規模改修	谷津南小学校	予定	工事	工事	工事			
		実績		工事	工事	工事	工事	
長寿命化改修	屋敷小学校	予定		設計	設計	工事	工事	工事
		実績		設計	設計	工事	工事	工事
長寿命化改修	藤崎小学校	予定			設計	設計	工事	工事
		実績						設計
長寿命化改修	実花小学校	予定					設計	設計
		実績						
長寿命化改修	向山小学校	予定	設計	設計	工事	工事	工事	
		実績	設計	設計	工事	工事	工事	
建替	谷津小学校	予定	工事	工事				
		実績	工事	工事				
建替	大久保小学校	予定	設計	設計	工事	工事	工事	
		実績	設計	設計	設計/工事	工事	工事	工事
建替	大久保東小学校	予定			設計	設計	設計	工事
		実績			設計	設計	設計	設計/工事
建替	鷺沼小学校	予定				設計	設計	設計
		実績				設計	設計	設計
長寿命化改修	第一中学校	予定		設計	設計	工事	工事	工事
		実績		設計	設計	工事	工事	
長寿命化改修	第六中学校	予定						設計
		実績						
建替	第二中学校	予定	設計	設計	工事	工事	工事	
		実績	設計	設計	設計/工事	工事	工事	工事
建替	第三中学校	予定						設計
		実績						

事業内容の精査が必要となるなど、一部計画どおりに進められていない学校もありますが、計画されている学校のうち、8割の学校で事業に着手しています。

今後は、事業実施を見送った学校について、第3次学校施設再生計画に位置付けていく必要があります。

(2) 学校施設の老朽化状況の経年変化

平成30(2018)年度と令和6(2024)年度に実施した学校施設の老朽化状況の経年変化を見ますと、令和6(2024)年度の調査時点において工事に着手している建物は、改善が見られたものの、着手できていない建物では、全体的に評価が下降しており、今後必要な改修を行っていく必要があります。

【図表 2-16】 学校施設の老朽化状況(小学校)

施設の情報		平成30年度調査時点 (A)						令和6年度調査時点 (B)						(A)と(B)の差分					
施設名	建物名	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度
津田沼小学校	校舎1	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
	体育館	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
鷺沼小学校	校舎1	C	C	C	B	B	49	D	C	C	C	B	47	↓	→	→	↓	→	↓
	校舎2	C	D	C	C	C	31	D	D	C	C	D	24	↓	→	→	→	↓	↓
	体育館	C	D	C	C	C	31	C	D	C	C	D	26	→	→	→	→	↓	↓
実籾小学校	校舎1	D	D	B	C	C	42	A	A	A	B	B	90	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎2	A	A	B	C	C	75	A	B	A	B	B	85	→	↓	↑	↑	↑	↑
	体育館	D	C	C	C	C	37	A	A	A	B	B	90	↑	↑	↑	↑	↑	↑
大久保東小学校	校舎1	C	C	D	C	C	29	C	C	D	C	C	30	→	→	→	→	→	↑
	校舎2	B	B	B	C	C	66	B	B	B	C	C	61	→	→	→	→	→	↓
	校舎3	B	B	A	A	A	91	B	B	A	A	A	93	→	→	→	→	→	↑
	体育館	C	C	B	C	C	53	C	C	B	C	C	51	→	→	→	→	→	↓
袖ヶ浦西小学校	校舎1	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
	校舎2	A	C	A	B	A	79	A	C	A	B	B	77	→	→	→	→	↓	↓
	校舎3	A	C	A	B	A	79	A	C	A	B	B	77	→	→	→	→	↓	↓
	校舎4	A	B	A	B	A	90	A	B	A	B	B	85	→	→	→	→	↓	↓
	校舎5	A	A	A	A	A	100	A	A	A	B	B	90	→	→	→	↓	↓	↓
	体育館	B	B	B	B	B	75	B	B	B	B	B	75	→	→	→	→	→	→
東習志野小学校	校舎1	A	A	B	B	A	87	A	A	C	B	B	71	→	→	↓	→	↓	↓
	校舎2	A	A	B	B	A	87	A	A	C	B	B	71	→	→	↓	→	↓	↓
	校舎3	A	A	B	B	A	87	A	A	C	B	B	71	→	→	↓	→	↓	↓
	校舎4	C	C	C	C	C	40	A	A	C	B	B	71	↑	↑	→	↑	↑	↑
	体育館	B	B	B	A	A	81	B	B	C	C	B	59	→	→	↓	↓	↓	↓
袖ヶ浦東小学校	校舎1	C	C	C	C	C	40	A	A	C	B	C	62	↑	↑	→	↑	→	↑
	校舎2	B	C	B	C	C	56	B	C	B	C	C	54	→	→	→	→	→	↓
	校舎3	B	C	B	C	C	56	A	A	C	B	C	62	↑	↑	↓	↑	→	↑
	体育館	B	D	C	C	C	34	B	D	C	C	C	35	→	→	→	→	→	↑
屋敷小学校	校舎1	C	B	C	C	C	50	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎2	C	B	C	C	C	50	C	B	C	C	C	48	→	→	→	→	→	↓
	校舎2	C	B	C	C	C	50	C	C	C	C	C	40	→	↓	→	→	→	↓
	校舎3	C	C	C	C	C	40	C	C	C	C	C	40	→	→	→	→	→	→
	体育館	B	B	B	C	B	70	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
藤崎小学校	校舎1	D	D	B	B	B	51	D	D	C	D	C	27	→	→	↓	↓	↓	↓
	校舎2	B	C	B	C	B	60	C	C	C	C	C	40	↓	→	↓	→	↓	↓
	体育館	C	D	C	B	B	40	C	D	C	C	B	42	→	→	→	↓	→	↑
美花小学校	校舎1	B	B	C	C	C	53	B	B	C	C	C	50	→	→	→	→	→	↓
	体育館	C	B	C	C	C	50	C	C	C	C	D	32	→	↓	→	→	↓	↓
向山小学校	校舎1	C	D	B	D	D	37	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	体育館	D	D	B	C	C	42	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
秋津小学校	校舎1	B	B	C	C	C	53	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	→	↑
	校舎2	B	B	C	C	C	53	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	→	↑
	体育館	D	C	C	C	C	37	A	C	C	C	C	44	↑	→	→	→	→	↑
香澄小学校	校舎1	B	B	C	C	B	57	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	→	↑
	校舎2	B	B	C	C	B	57	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	→	↑
	体育館	B	C	C	C	B	47	C	C	C	C	C	40	↓	→	→	→	↓	↓
谷津南小学校	校舎1	D	D	C	B	B	38	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎2	C	D	B	B	B	53	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	体育館	C	D	B	B	B	53	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑

【図表 2-16】 学校施設の老朽化状況(中学校・高等学校)

施設の情報		平成30年度調査時点 (A)					令和6年度調査時点 (B)					(A)と(B)の差分							
施設名	建物名	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度
第一中学校	校舎1	B	C	C	C	C	43	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎2	C	C	C	C	C	40	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎3	B	B	C	C	C	53	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎4	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
	体育館	A	A	C	C	C	62	A	A	A	A	A	100	→	→	↑	↑	↑	↑
第二中学校	体育館	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	—	A	A	A	A	A	100	—	—	—	—	—	—
第三中学校	校舎1	C	C	B	A	A	68	C	D	C	B	B	47	→	↓	↓	↓	↓	↓
	校舎2	C	C	B	A	A	68	D	D	C	B	B	45	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	校舎3	C	B	C	C	C	50	C	B	C	C	D	40	→	→	→	→	↓	↓
	校舎4	A	A	B	B	B	84	B	B	B	C	B	70	↓	↓	→	↓	→	↓
	体育館	C	B	B	C	C	63	C	C	C	C	D	32	→	↓	↓	→	↓	↓
第四中学校	校舎1	A	B	B	B	B	77	A	A	C	A	A	81	→	↑	↓	↑	↑	↑
	校舎2	A	B	B	B	C	73	A	A	C	A	A	81	→	↑	↓	↑	↑	↑
	校舎2	A	B	B	B	C	73	A	A	C	A	A	81	→	↑	↓	↑	↑	↑
	校舎2	A	B	B	B	C	73	A	A	C	A	A	81	→	↑	↓	↑	↑	↑
	校舎3	A	B	B	B	C	73	A	A	B	A	A	92	→	↑	→	↑	↑	↑
	校舎4	A	B	B	B	B	77	A	A	B	A	A	92	→	↑	→	↑	↑	↑
	校舎5	A	A	B	B	B	84	B	B	B	B	B	75	↓	↓	→	→	→	↓
	体育館	C	B	C	C	C	50	A	B	C	C	C	52	↑	→	→	→	→	↑
第五中学校	校舎1	C	C	C	C	C	40	D	D	C	C	C	31	↓	↓	→	→	→	↓
	校舎2	C	C	C	C	C	40	D	C	C	C	C	38	↓	→	→	→	→	↓
	校舎3	B	C	C	C	C	43	B	C	C	C	C	42	→	→	→	→	→	↓
	校舎4	C	C	C	C	C	40	A	C	C	C	C	44	↑	→	→	→	→	↑
	校舎5	C	C	C	C	C	40	A	C	C	C	C	44	↑	→	→	→	→	↑
	校舎6	A	A	B	B	B	84	A	A	B	B	C	73	→	→	→	→	↓	↓
	体育館	D	C	C	C	C	37	A	C	C	C	B	53	↑	→	→	→	↑	↑
第六中学校	校舎1	D	C	B	C	C	51	D	C	B	C	C	49	→	→	→	→	→	↓
	校舎2	D	C	C	C	C	37	D	C	C	C	C	38	→	→	→	→	→	↑
	校舎3	A	A	B	B	B	84	B	B	B	B	B	75	↓	↓	→	→	→	↓
	体育館	C	B	C	C	C	50	C	C	C	C	C	40	→	↓	→	→	→	↓
第七中学校	校舎1	D	C	B	C	C	51	D	C	C	C	C	38	→	→	↓	→	→	↓
	校舎2	C	C	B	C	C	53	C	C	C	C	C	40	→	→	↓	→	→	↓
	校舎3	D	C	B	C	C	51	D	C	C	C	C	38	→	→	↓	→	→	↓
	校舎4	C	C	B	C	C	53	A	C	C	C	C	44	↑	→	↓	→	→	↓
	校舎5	C	C	B	B	B	62	C	C	B	B	C	56	→	→	→	→	↓	↓
	体育館	C	B	B	C	C	63	C	C	C	C	C	40	→	↓	↓	→	→	↓
習志野高等学校	その他1	D	C	C	C	C	37	D	C	C	C	D	31	→	→	→	→	↓	↓
	その他2	C	C	B	B	B	62	C	C	B	B	C	56	→	→	→	→	↓	↓
	その他3	B	D	B	B	B	56	B	D	B	B	B	60	→	→	→	→	→	↑
	その他4	B	C	C	B	B	52	B	C	C	C	B	51	→	→	→	↓	→	↓
	その他5	B	B	C	B	B	62	B	B	C	B	B	64	→	→	→	→	→	↑
	その他7	A	A	A	A	A	100	B	B	A	B	B	83	↓	↓	→	↓	↓	↓
	その他8	A	A	A	A	A	100	B	B	A	A	A	93	↓	↓	→	→	→	↓
	校舎1	B	C	C	C	C	43	A	A	C	C	C	57	↑	↑	→	→	→	↑
	校舎2	B	B	B	C	C	66	A	A	C	C	C	57	↑	↑	↓	→	→	↓
	校舎3	C	B	B	C	C	63	A	A	C	C	C	57	↑	↑	↓	→	→	↓
	校舎4	C	C	C	C	C	40	A	A	C	C	C	57	↑	↑	→	→	→	↑
	校舎5	B	D	C	B	B	43	B	D	C	C	C	35	→	→	→	↓	↓	↓
	体育館	B	B	B	C	C	66	B	B	C	C	C	50	→	→	↓	→	→	↓
	武道場	C	A	B	C	C	70	C	B	C	C	C	48	→	↓	↓	→	→	↓

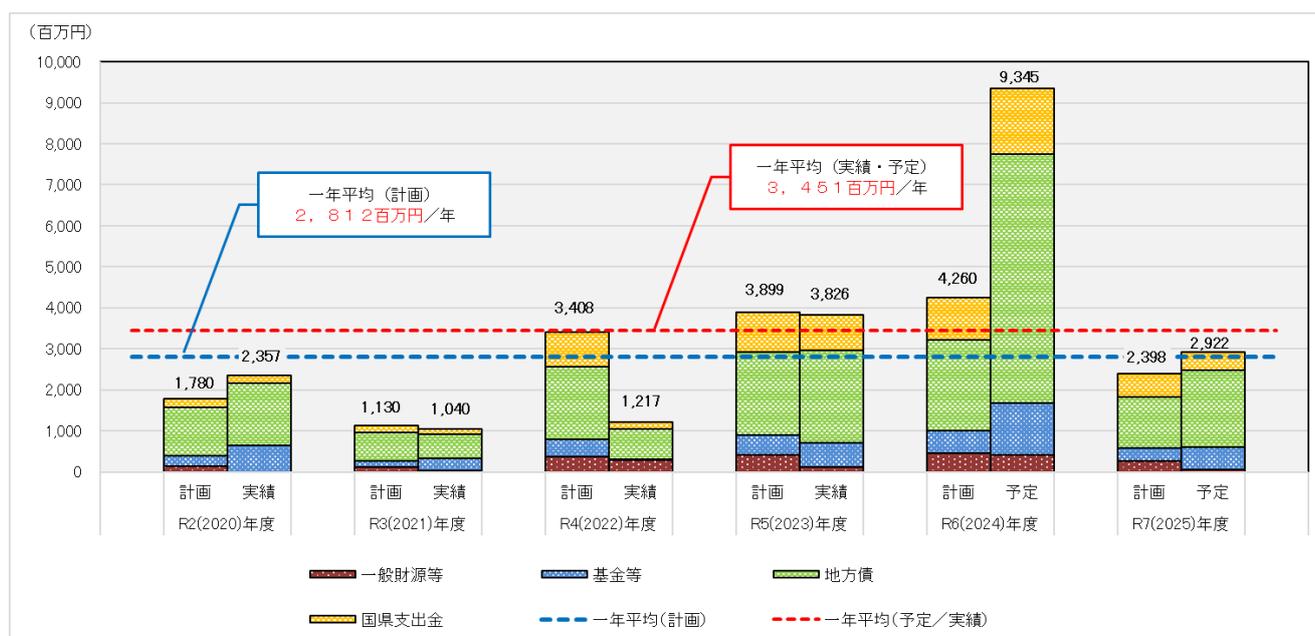
(3) 事業費及び財源内訳の実績

第2期計画期間における計画と実績で事業費に増減がありますが、これは、計画上は均等に割り振って各年度の事業費を計上していましたが、実際に事業を実施する上で、各年度の事業費との差が生じたことによるものです。

計画における一年平均事業費は約 28 億円と見込んでいましたが、近年の建築資材価格の高騰、労務単価の上昇のほか、少人数教育やバリアフリー化など、現在の社会的要請に合わせた改修が生じたことなどにより、実績では約 35 億円となる見込みです。

また、事業費だけでなく、その財源としての地方債と基金の充当額も増加しており、地方債の償還費の増加や基金残高の減少といった後年度の負担が更に大きくなることが想定されます。

【図表 2-17】 第2期計画期間における事業費及び財源内訳(令和5(2023)年度実績までを反映)

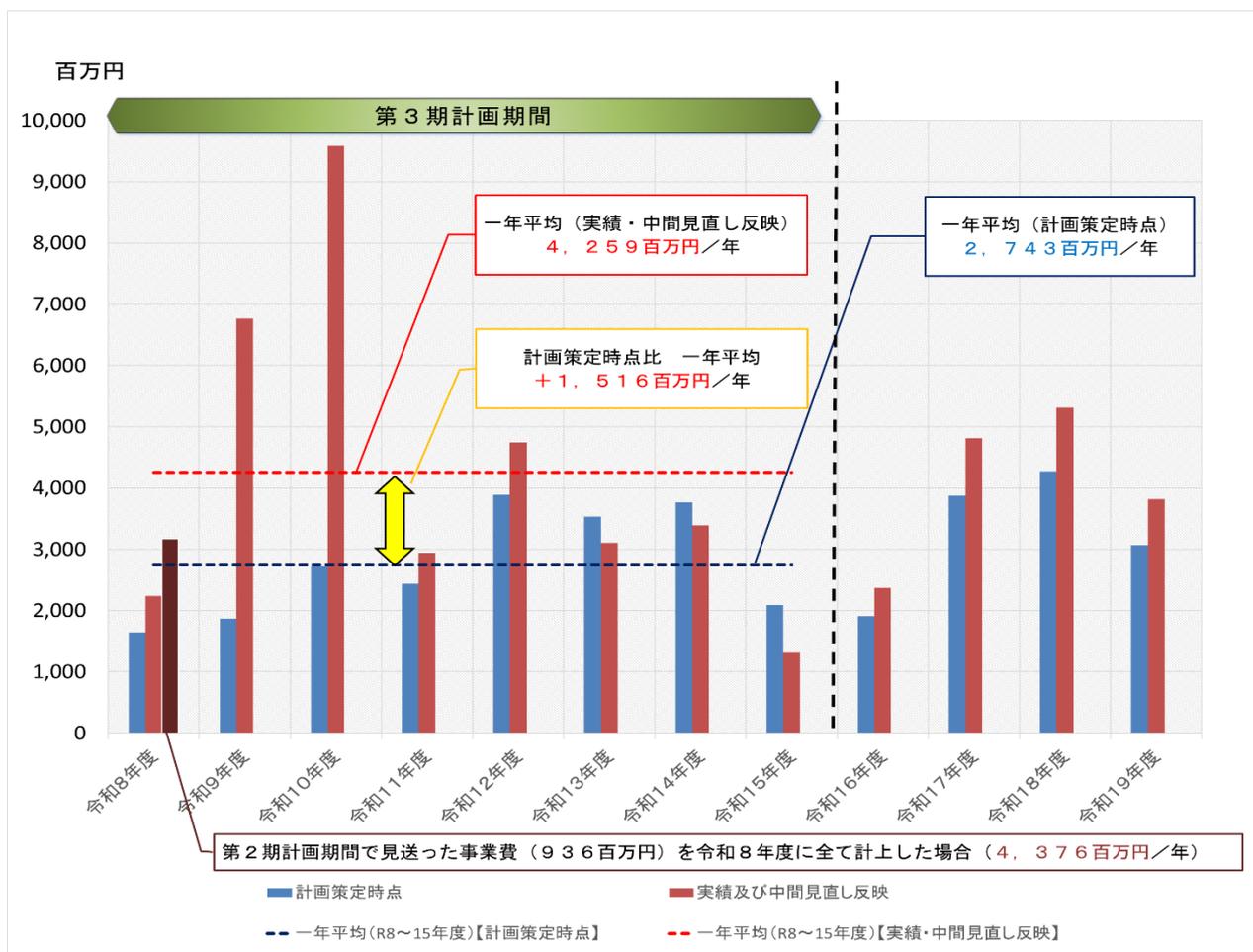


(4) 今後の事業費見込み

第2期計画期間中に、事業実施を見送った学校については、第3次学校施設再生計画に位置付けていく必要がありますが、建築資材価格の高騰や労務単価の上昇、社会環境の変化等への対応など、今後も事業費の増加が想定されます。

そこで、第2期計画期間での実績を踏まえ、今後の事業費見込みを試算しました。

【図表 2-18】 第2期計画期間での実績を踏まえた今後の事業費見込み額



【事業費見込み額の算出方法】

- ① 令和7年度当初予算までに設定された継続費の事業費を計上
- ② 上記以外は、第2次公共建築物再生計画における事業費（中間見直しを含む）に、令和5年度までの実績を踏まえ、計画策定時点からの伸び率を乗じて算出
（伸び率は令和5年度までに事業が完了した施設に限定して算出）

【試算の結果】

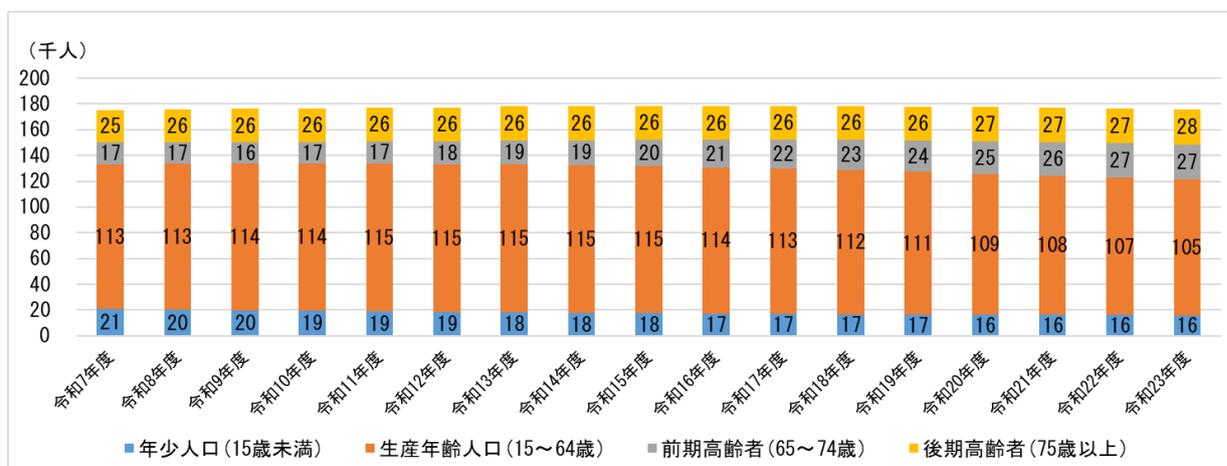
今後の事業費見込み額としては、第2期計画を策定した令和元（2019）年度時点での第3期計画期間における一年平均事業費は、約 27 億円でありましたが、令和5（2023）年度までの実績及び中間見直しを反映した結果、約 15 億円の増となる約 43 億円と見込んでいます。これに加え、第2期計画期間で見送った事業費が約 9 億円あり、更に事業費が増加することとなります。

なお、この試算は令和5（2023）年度までの実績を踏まえたものであり、今後も建築資材価格の高騰や労務単価の上昇が継続したり、社会環境の変化等への対応などが新たに必要となったりした場合は、更に事業費が増加する可能性があります。

(5) 本市の人口推計

令和6(2024)年度に実施した人口推計(中位推計)の結果では、65歳以上の高齢者人口が緩やかに増加していく一方、生産年齢人口が減少していく見込みとなっています。これは、社会保障関係経費の増加とそれを支える市税収入の減少を意味しており、学校施設整備の財源としての市税収入の確保が困難になると考えられます。

【図表 2-19】 人口推計(中位推計)



(出典:「令和6年度習志野市人口推計結果報告書」より作成)

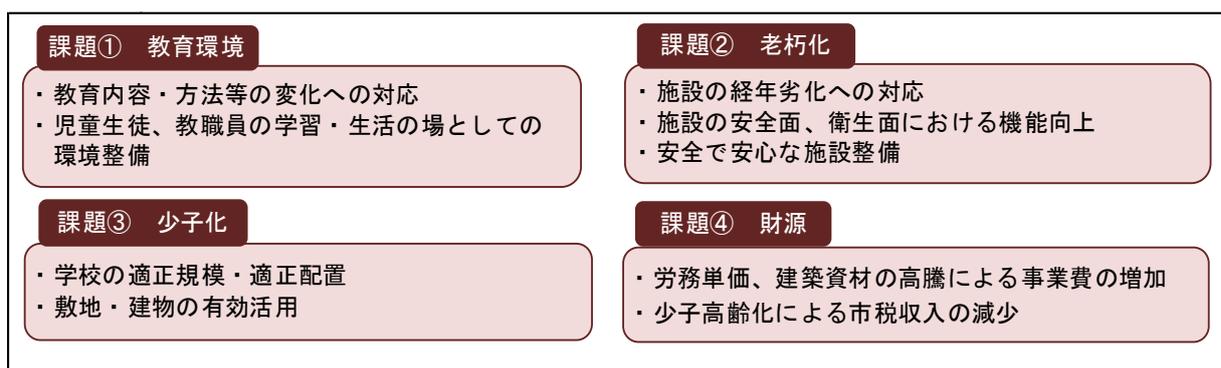
(6) 事業費及び財源内訳の実績並びに事業費見込み額の算出結果を踏まえた課題

前述のとおり、第2期計画期間における実績では、近年の建築資材価格の高騰、労務単価の上昇や現在の社会的要請に合わせた改修が生じたことなどにより、事業費が増加したほか、その財源としての地方債と基金の充当額も増加するなど、後年度の負担が更に大きくなることが想定されます。

また、第3期計画期間における事業費見込み額としては、第2期計画策定時点と比較して、一年平均で約15億円の増加と試算されているほか、人口推計結果から、社会保障関係経費の増加とそれを支える市税収入の減少が見込まれます。

以上のことから、今後の事業実施は困難となると想定され、第3期以降の事業計画については、この厳しい現状を踏まえた計画を立案していく必要があります。

【図表 2-20】 学校施設の整備を進めていくにあたっての課題



第3章 学校施設整備の基本的な方針

1. 学校施設の目指すべき姿

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものです。従って、充実した教育活動を存分に発揮できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全、安心なものでなくてはなりません。そのうえで、習志野市の教育の目指す姿を実現できる学校施設として整備していくことが重要になります。

また、「文教住宅都市憲章」のもと習志野市のまちづくりを進める中で、教育水準や教育環境をいかに向上させていくかという点は、まさに将来のまちづくりの根幹となる重要な視点です。学校施設の整備にあたっては、関係法令及び文部科学省の「小中学校施設整備指針」等を基本とし、各校の特色や教育理念・教育環境に十分配慮しながら、以下に示す5つの視点に立ち、施設の整備に取り組んでいきます。

視点① 柔軟性に富んだ施設

多様化する教育や学習内容を確実に支える基盤として、多機能で柔軟性を備えた施設とし、変化する教育内容や教育方法に弾力的に対応できる構造にします。

視点② ゆとりと潤いのある施設

児童生徒の学習の場・生活の場として、ゆとりと潤いのある施設とするとともに、学習意欲を高める生活空間などを形成します。

視点③ 環境に配慮した施設

再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギー設備の導入、緑化等を通して、環境への負荷を抑制し、周辺の自然環境と調和した施設とします。

視点④ 安全・安心で質の高い教育環境

学校施設は災害時に地域の避難所になることから、地域の人々の生命を守る施設・機能を備えたものとし再生します。

視点⑤ 地域との交流・連携施設

地域に開かれた学校づくりを推進するため、子どもを含めた地域の人々が交流・連携しやすい空間を形成します。

2. 学校施設整備の基本的な方針

(1) 習志野市の老朽化対策の基本方針

習志野市公共施設等総合管理計画(令和7年度改訂予定)

公共建築物

(1) 老朽化対策の基本方針

基本方針1 複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

《基本方針1-1》

- ・施設重視から機能優先の考え方により、公共建築物の複合化・多機能化を積極的に推進します。
- ・公共建築物が目標耐用年数を迎える一定期間前の段階で、存続、廃止などの今後の方向性に関する検討を行います。

《基本方針1-2》

- ・適正な機能をできる限り維持し、総量を圧縮することにより、公共建築物の更新等経費を削減します。

《基本方針1-3》

- ・人口動態、市民ニーズなどを勘案して、公共建築物の更新の優先順位付けを行います。
- ・優先順位は公共建築物につけるのではなく、機能に順位付けを行います。

基本方針2 長寿命化の推進と適正な質の確保

《基本方針2-1》

- ・計画的な維持保全を実施することにより、公共建築物の長寿命化を推進します。
- ・予防保全を実施することにより公共建築物のライフサイクルコストを低減します。
- ・法定点検等を着実に実施し、安全性の確保が困難な状況が確認された際には、計画の見直しを速やかに検討します。
- ・防水、外壁、設備等の耐用年数が異なるものについて、適切な時期に予防保全を実施することができるよう計画に位置付けます。

《基本方針2-2》

- ・バリアフリー化、耐震化、ユニバーサルデザイン及び脱炭素化を推進するとともに、効率的運営などによる公共建築物の質的向上を図ります。

《基本方針2-3》

- ・災害時における避難所としての機能を強化・維持します。

基本方針3 資産の有効活用と財源の確保

《基本方針3-1》

- ・機能統合などにより発生した未利用地については、原則売却・貸付などによる有効活用を実施し、老朽化対策の財源として公共施設等再生整備基金に積み立てます。
- ・老朽化対策の財源確保策として、民間活力の活用を推進します。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

小学校・中学校・習志野高等学校

【課題】

「学校施設再生計画」の対象施設である小学校、中学校、習志野高等学校の床面積は、市が保有する建築物の54.1%を占めており、そのうち、建築後30年以上を経過する床面積の割合は、75.3%であり老朽化が深刻な問題となっています。

しかし、老朽化対策を計画的に実行するために策定した「学校施設再生計画」に基づく整備事業の実行段階では、様々な課題が顕在化し、老朽化対策が計画通りには実施できなかったことから、課題解決に向けた対策の実践が必要となっています。

今後は、教育環境の変化への対応、複合化・多機能化の推進、施設の老朽化への対応、事業費の増加と少子高齢化による市税収入の減少など、学校施設の再生にあたっての課題に適切に対応するため、具体的な対策を実践し、次代を担う児童・生徒の教育環境の改善に向け早期の対策を実行していく必要があります。

また、習志野高等学校は、本市が保有する施設で最大の延床面積を有する施設であり、施設更新には多額の経費を要することや、将来的にも市立高校の存在は、本市のまちづくりに大きな影響を与えることが想定されることから、早い段階からの施設更新計画の検討が必要です。

【基本方針】

- ◎ 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものであることから、「学校施設再生計画」に基づき、充実した教育活動を存分に実施できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育む場としてふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた施設整備を行います。
- ◎ その際、本市の教育の目指す姿を踏まえ、柔軟性に富んだ施設、「ゆとりと潤いのある施設」、「環境に配慮した施設」、「安全・安心して質の高い教育環境」、「地域との交流・連携施設」の5つの視点に立ち、施設整備に取り組みます。
- ◎ 学校の施設整備にあたっては、社会経済状況の変化に適切に対応するため、将来的な人口減少や少子化の進行、今後の市内の開発動向、厳しさを増す財政状況など、本市の行財政運営状況を考慮するとともに、上記の各課題解決に向けた対策を早期に実践しつつ、適宜、「学校施設再生計画」の見直しを行い、トータルコストの縮減、平準化などを図っていくこととします。
- ◎ また、施設を長きにわたり有効に活用する、長寿命化改修を優先的に検討するとともに、維持管理については、「事後保全型」から「予防保全型」への転換を図っていくこととします。
- ◎ 習志野高等学校については、これまで市立高校として築いてきた、進学指導や部活動、地域とのつながりといった、確かな実績を継承しつつ、さらに向上させていくことで、受験生や保護者に選ばれる、特色や魅力ある学校づくりに取り組みます。
- ◎ 習志野高等学校は、令和17(2035)年度からの建替え着手が計画されていますが、老朽化が進んでいることから、それまでの間についても必要な修繕、改修を実施します。
- ◎ 習志野高等学校の施設更新に向けては、そのあり方を含め、多くの検討が必要と想定されることから、関係機関等との協議も含め、早い段階から着手していくこととします。

(2) 基本方針を踏まえた今後の取り組み

習志野市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画としての位置付けとなっている本計画においては、以下の取り組みを通じ、老朽化した学校施設の再生を推進します。

①複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

I 施設整備規模の圧縮

学校施設の建替えを行う際には、将来的な児童生徒数・学級数の減少も視野に入れ、校舎建設を2期に分けるなど、施設整備規模の圧縮による事業費及び維持管理費の削減に取り組みます。

また、さらにその後の児童生徒数・学級数の減少の可能性についても考慮し、学校以外の用途への転用や減築等を行えるよう、それぞれの動線を確保した汎用性の高い学校施設の整備についても検討していきます。

II 施設の「あり方検討」による保有総量の圧縮【新規】

児童生徒数・学級数の減少により生じた余裕教室については、引き続き、放課後児童会や放課後子供教室等での活用を進め、施設の有効活用を進めていきます。

また、市長事務部局で進める各駅勢圏を基に5つの地域区分に分けられた各地域における公共施設の「あり方検討」の進捗にあわせ、地域コミュニティの核としての役割も担っている学校を地域の拠点とし、建替えや長寿命化改修を実施する際には、児童生徒の安全や教育環境の確保に十分な配慮をしながら、当該地域に必要な他施設との複合化・多機能化等を図ることで、市が保有する公共建築物全体の総量圧縮を検討していきます。

【「あり方検討」の実施時期】

各施設における「長寿命化改修／機能向上大規模改修」または「建替」の設計開始年度から概ね10年前から2年前までの間

※ただし、付近の施設の検討時期に合わせて、前倒しになることがあります。

②長寿命化の推進と適正な質の確保

I 施設の長寿命化の推進

学校施設の築年数や劣化状況などに応じて、構造躯体を再利用する長寿命化改修を引き続き実施することで、環境負荷の低減及び事業費を抑制し、限りある予算で、より多くの学校施設の整備に取り組みます。

II 適正な質の確保

近年の多様な学習内容・学習形態への変化や施設のバリアフリー化といった社会的要請に対応した環境整備を行います。

また、施設の劣化状況調査や法定点検等を通じて施設の実態を把握し、その結果に応じて速やかに計画の見直しを行うとともに、外壁や設備といった部位別の修繕工事を計画に位置付けることで、計画的な予防保全を実施し、ライフサイクルコストの低減と適切な維持保全に努めます。

(3) 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準

①改修等の整備水準

本市全体の財政状況を鑑み、これまで以上にコスト削減を徹底したうえで、学校施設の再生に取り組むこととします。

そのうえで、建替及び改修等における各部の整備水準を設定し、適切な仕様を選択することにより、建物の整備水準の統一化を図ります。

②維持管理の項目・手法等

継続的に建物の健全性を保つため、効率的に定期点検を実施していきます。点検の評価項目については、過年度に実施した建物の劣化状況調査と同様に、建物の各部位に対して、段階的に判定していきます。

③学校プール施設の老朽化に伴うあり方

これまでの学校へのプール施設設置の可否基準については、民間プール施設の活用により、気温や天候に影響されない計画的な水泳授業の実施やプールの維持管理に係る教職員の労力やコストの削減が期待できることから、建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際に、設計時に民間プール施設の活用を含めて学校プールの整備の可否や内容を判断するとしており、令和7(2025)年度は、小学校4校について民間プール施設にて業務委託の上、水泳授業を実施しました。

今後、小学校のプール施設につきましては、大規模改修や改築を行わず、機器等の老朽化で継続利用が困難となった段階、あるいは校舎の建替時において、民間プール施設の利用へ順次移行することとします。

また、中学校については、原則自校プール施設での水泳授業を行うこととしますが、令和9(2027)年に告示が予定されている次期学習指導要領の内容を考慮し、改めて令和10(2028)年度以降の水泳授業のあり方について検討します。

④空調設備の設置

小中学校への空調設備の設置については、普通教室は令和元(2019)年度に、特別教室及び体育館は令和7(2025)年度までに整備を行いました。空調設備の更新につきましては、耐用年数及び使用状況を鑑み、学校運営に支障がないよう段階的に計画します。

※大久保小学校体育館は、令和8(2026)年度に完成する新体育館の建替にあわせ整備を行います。

⑤エレベーターの整備

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月1日内閣官房)の次展開であり、計画期間が令和8(2026)年度から令和12(2030)年度とされる「第1次国土強靱化実施中期計画」においても公立小中学校施設について防災機能強化に係る整備目標等が示されたことから、本市においては校舎の建替や長寿命化改修を行う際等に整備することとします。

⑥給食室の整備

現在の学校給食は、単独校方式と給食センター方式で提供を行っています。小学校の給食室の整備については、建替時等に単独校方式と給食センター方式を比較検討し、給食室の整備の可否を判断することとします。

なお、中学校においては、すべて単独校方式となっていることや給食センターは中学校の給食提供を行っていないことなどから、現状のまま、単独校方式を維持することとします。

【図表 3-1】改修等の整備水準(案)

標準的な整備水準一覧表 (案)

部 位	整備水準			〔設備等 修繕水準〕	既存の整備水準	
	建替	長寿命化改修	大規模改修			
外部	屋根・屋上	防水	防水改修	補修程度	防水	
		断熱あり	断熱あり	断熱なし	断熱なし	
	外壁	塗装 (耐候性塗料)	塗装改修 (耐候性塗料、複層塗材E)		補修程度	塗装
		断熱あり	断熱あり	断熱なし	断熱なし	
	外部開口部	スチールサッシ アルミサッシ	サッシ交換 (カバー・はつり工法)		開閉調整程度	スチールサッシ アルミサッシ
複層強化ガラス または 強化ガラス		複層強化ガラス または 強化ガラス	強化ガラス	シーリング打替え	ガラス	
その他	手すり (アルミ・スチール溶融 亜鉛メッキ)	手すり改修 (更新または塗装改修)			手すり	
内部	内部仕上げ (教室等)	床:ビニルシート 壁:塗装 天井:ボード	床:ビニルシート 壁:塗装(下地共) 天井:ボード(下地共)	床:ビニルシート 壁:塗替え 天井:張替え	補修程度	床:ビニルタイル 壁:塗装 天井:ボード
	トイレ	乾式	乾式化		現状維持	湿式(タイル張り)
		洋式	洋式化		洋式化・補修程度	建設時の便器
家具類	新設	更新	塗装程度			
外構	グラウンド 設備等	散水設備(自動)			補修程度	散水設備(人力)
		防球ネット・フェンス	ネット改修			建設時の仕様
省エネ化	電気設備	LED照明	LED照明に交換		LED照明に交換	蛍光灯・水銀灯
		太陽光発電				
	給排水衛生 設備	節水型便器 小便器(センサー)	節水型便器 小便器(センサー)			建設時の便器
		手洗い(センサー)	手洗い(センサー)	部分改修		手洗い(センサー)
空調設備	受水槽+増圧ポンプ	受水槽+増圧ポンプ	部分改修		受水槽+高架水槽	
	ヒートポンプ式 マルチエアコン	ヒートポンプ式 マルチエアコン	部分改修	補修程度	ヒートポンプ式 マルチエアコン	
バリアフリー	建築	車椅子対応駐車場	車椅子対応駐車場			
		スロープ・手すり	スロープ・手すり			
		案内板・カウンター ・誘導ブロック	案内板・カウンター ・誘導ブロック			
トイレ	多機能トイレ (車椅子対応・オストメイト対応)	多機能トイレ (車椅子対応・オストメイト対応)	部分改修		多機能トイレ (車椅子対応)	
昇降機	車椅子対応	車椅子対応				
防災・防犯	防犯カメラ	防犯カメラ				
	給排水衛生 設備	受水槽 (災害時利用蛇口付・緊急 遮断弁付)	受水槽 (災害時利用蛇口付・緊急 遮断弁付)			受水槽 (災害時利用蛇口付き)
	マンホールトイレ	マンホールトイレ				

※改修範囲は実施設計時に定めるものとする

第4章 第3次学校施設再生計画

1. 第3次学校施設再生計画の策定にあたって

これまで述べてきたように、学校施設の老朽化や社会経済情勢といった課題を踏まえると、現状のままでは、今後学校施設再生の取り組みを進めていくことは困難であると考えられます。一方で、児童生徒の安全・安心を確保し、適切な教育環境を整えていく必要もあります。

これらの課題を踏まえ、第3次学校施設再生計画の策定にあたっては、以下の見直しを行うこととしました。

(1) 目標耐用年数の設定【新規】

鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は47年となっていますが、これは税務上、減価償却費を算定するためのものであり、使用可能年限を示すものではありません。物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされて、コンクリート及び鉄筋の強度が確保されている場合には70年から80年程度、さらに技術的には100年以上もたせるような長寿命化も可能であるとされています。

これを踏まえ、第2期計画期間における事業実績や他市の事例なども考慮し、物理的な耐用年数として【図表4-1】のとおり設定します。

【図表4-1】構造別の目標耐用年数一覧

構造	目標耐用年数※1
鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造） または 鉄筋コンクリート造（RC造）	70～100年
重量鉄骨造（S造）	70年～80年（100年※2）
軽量鉄骨造（LGS造）	50年
木造（W造）	50年

※1 建物の劣化状況、周辺施設との関係性や今後の施設の維持コストなどを考慮して、記載の年数より短いまたは長い年数とすることもあります。

※2 目標耐用年数を100年とする校舎と一体的に整備する学校体育館などは、S造であっても目標耐用年数を100年とする場合もあります。

(2) 「長寿命化改修」及び「機能向上大規模改修」の定義【見直し】

これまで、長寿命化に適すると判断するコンクリート圧縮強度の基準を本市独自に「20N/㎠以上」と設定していましたが、環境負荷の低減及び事業費を抑制し、限りある予算で、より多くの学校施設の整備に取り組んでいくため、第2期計画期間における長寿命化改修の実績を踏まえて、文部科学省の基準に合わせることにしました。

また、「公共施設再生基本方針」策定後に竣工した建物は、「使えるものはより長く使う」という考えのもと行われる長寿命化改修とは前提が異なることから、「機能向上大規模改修」とし、名称を差別化しました。

【長寿命化改修/機能向上大規模改修の定義】（見直し後）

- (1) 構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が13.5N/㎠超であるもの
- (2) 建築後40年以上を経過しているもの
- (3) 改修後は原則として、その後30年以上使用するもの

(3) 設備等修繕の位置付け【新規】

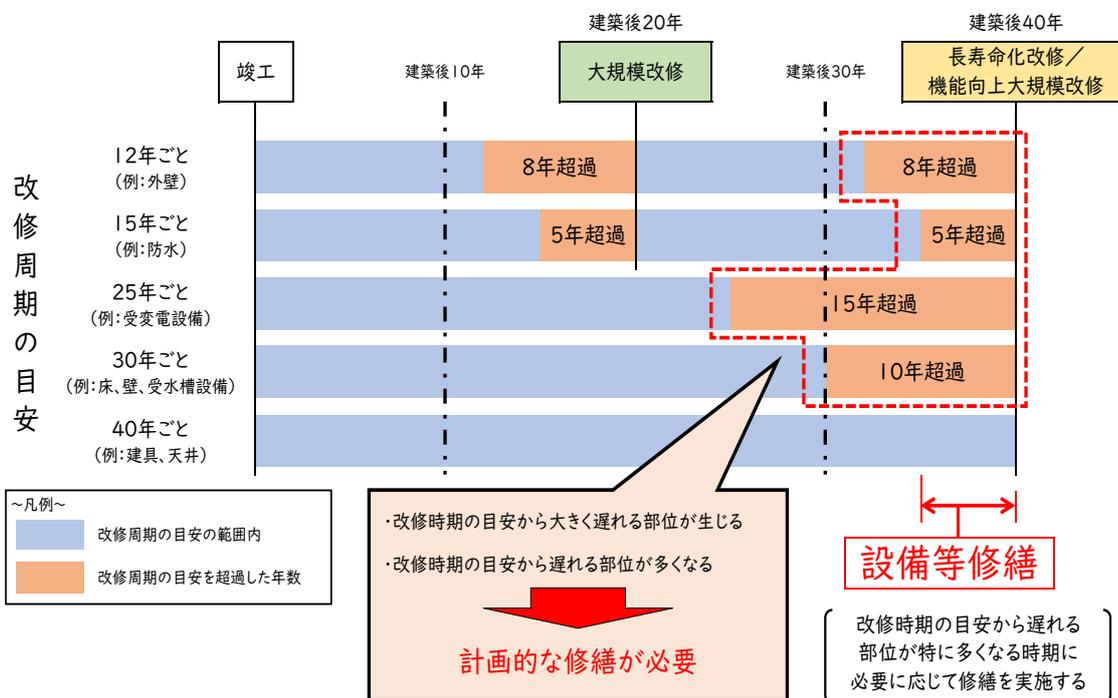
建物を構成する外壁、屋上防水、設備といった部位ごとに、改修が必要とされる時期の目安が異なるため、建築後一定の周期で実施する「大規模改修」や「長寿命化改修」だけでは、改修時期が目安から大きく遅れる部位が生じてしまいます。

そのため、本計画においては、新たに「設備等修繕」に関する事業費を計画に明確に位置付け、施設の安全性を確保する観点から、着実に実施していくこととしました。

【設備等修繕の定義】（新規）

建築後一定の周期で実施する改修工事とは別に、必要に応じて実施する部位別の修繕工事

【図表 4-2】 「設備等修繕」実施の一例



(4) 竣工から再整備までの標準的なケース別スケジュール

各方針に基づき、一定のルールでケース分けした竣工から再整備までの標準的なケース別スケジュールを以下のように設定し、事業計画を立案します。

原則	
・	構造、築年数などで分類したケースに応じて、竣工から再整備までに一定の大規模な改修等を実施する。
・	ケースによっては、必要に応じて大規模な改修とは別に設備等修繕を実施する。
・	竣工から一定の時期が経過した段階で、施設の今後のあり方を検討する。
例外	
・	「あり方検討」や定期点検の結果によっては、ケース分類に関わらず、目標耐用年数よりも短いまたは長い年数での施設の廃止・再整備の実施や、計画上で位置付けた年度・内容の改修とは別に、劣化状況を踏まえた工事を実施する。
・	同一敷地内に複数の棟がある場合は、最も早期の対策が必要な棟（劣化状況などで判断）を基準として工期及び改修内容を設定する。
・	ただし、当該各棟の建築後の経過年数や劣化状況に相当な差異がある場合や、計画期間における事業費の平準化、施設の利用制限の抑制などが必要な場合は棟ごとの改修の是非について事業の実施前に検討する。
・	また、「総合計画」や「都市マスタープラン」に基づいて一体的に今後の施設のあり方を検討すべき場合などは、当該地域内の建築物のうち最も早く工期を迎える建築物に合わせて、当該一体的に検討すべき施設の各建築物における「あり方検討」や改修工事の実施時期を設定する。

図表 4-3 標準的なスケジュールの概要

ケース分けの条件	構造		SRC造、RC造、S造			LGS造		W造	
	竣工年度		2012年度以降		2011年度以前				
	令和2(2020)年4月時点での築年数		20年未満		20年以上50年以下		51年以上		
ケース分類	ケース1 (SRC造、RC造)	ケース2 (S造)	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6	ケース7		
基本的な改修の考え方	【長寿命化 実施不要】 機能回復・機能向上改修により目標耐用年数まで使用		【長寿命化 実施対象】 機能回復・長寿命化改修により目標耐用年数を延伸		【長寿命化 実施対象外】 必要最低限の機能回復を実施し目標耐用年数経過時に建替				
目標耐用年数	100年	80年 (100年※1)	80年※2	80年	70年	50年	50年		
竣工から再整備までのスケジュール 工事種別	「あり方検討」実施開始時期		「機能向上大規模改修」及び「建替」設計開始10年度前から		「長寿命化改修」及び「建替」設計開始10年度前から		「建替」設計開始10年度前から		
	【機能回復】大規模改修	・21年目 ・61年目 ・81年目	・21年目 ・61年目 (・81年目※1)	・21年目 ・61年目	—	—	21年目	—	—
	【機能向上】長寿命化改修／機能向上大規模改修	41年目	41年目	41年目	51年目	—	—	—	—
	建替	101年目	81年目 (101年目※1)	81年目	81年目	71年目	51年目	51年目	—
設備等修繕	・36～40年目 ・76～80年目	36～40年目	36～40年目	—	建築物の状況に応じて実施	56～60年目	—	—	—

※1 目標耐用年数を100年とするSRC造またはRC造の建築物と一体で整備された建築物については、目標耐用年数を100年とする場合もある。

※2 施設の劣化状況や工事履歴等を勘案し、目標耐用年数を100年とする場合もある。

(参考) 工事種類の分類

各工事の種別については、図表4-4のとおりです。

図表 4-4 工事種別ごとの工事内容

			大規模改修	長寿命化改修/ 機能向上大規模改修	建替	設備等修繕	
改修の効果	劣化部位の機能回復 機能回復		該当	該当		非該当	
	社会的な要請への対応 機能向上		非該当	該当		非該当	
	物理的耐用年数の延伸		非該当	該当※1		非該当	
	劣化部位の修繕		非該当	非該当		該当	
改修内容/ 改修周期の目安 ※2	建築外構	防水	15年ごと	○	○		▲
		外壁	12年ごと	○	○		▲
		建具	40年ごと	▲	○		▲
		鉄部塗装※3		▲	○		-
	建築内部	床	30年ごと	▲	○		▲
		壁	30年ごと	▲	○		▲
		天井	40年ごと	▲	○		▲
		建具		▲	○		-
		家具		-	▲		-
	電気	受変電設備	25年ごと	▲	○		▲
		幹線設備		▲	○		-
		強電設備		▲	○		-
		弱電設備		▲	○		-
	機械	受水槽設備	30年ごと	▲	○		▲
		給排水設備		▲	○		-
		換気設備		▲	○		-
		空調設備		▲	○		-
	共通	便所		▲	○		-
		躯体		-	▲		-
		外構※4		-	▲		-
その他※5			▲	▲		-	

※1 長寿命化改修に限る(詳細は次頁参照)

※2 一般的に改修が必要とされる時期の目安

※3 非常階段・バルコニー手摺等

※4 門扉・フェンス・外構排水等

※5 学校要望等

凡例

○: 全面改修

▲: 部分改修

-: 改修せず

(参考) 工事種別ごとの工期及び単価

本計画における各工事の単価については、第2次公共建築物再生計画における施設分類ごとに設定した各工事の単価または第2期計画期間で実施した工事の実績に対し、令和6(2024)年度までの物価上昇率を乗じて設定しました。

なお、工事期間については第2次公共建築物再生計画及び第2次学校施設再生計画から変更していません。

図表 4-5 施設分類・工事種別ごとの工期及び単価一覧

設計/工事	工期/単価 ※1	工事種別					設備等修繕
		大規模改修	長寿命化改修/ 機能向上大規模改修	建替 ※2			
				既存解体	新築	外構	
計画・設計	工期	1年	2年	3年			—
	単価	8,400	17,000	5,400	39,000	1,400	—
工事	工期	2年	3年	3年			1年
	単価	165,000	293,000	76,000	552,000	20,000	6,375

※1 ・延床面積が200㎡未満である場合は、工事種別に関わらず「設計1年、工事1年」とする。

・単価の単位は[円/㎡](消費税10%)とする。

※2 「既存解体」、「新築」、「外構」に分けて設定することとし、それぞれ以下の面積に対して乗じるものとする。

「既存解体」：既存建築物の延床面積に対する単価

「新築」：建替後の建築物の延床面積に対する単価

「外構」：敷地面積に対する単価

(5) 事業費の平準化、事業実施時期の見直し

先述のとおり、第2期計画期間での実績を踏まえた、第3期計画期間の事業費の見込み額は、約15億円の増となる約43億円と見込んでおり、これに加え、第2期計画期間で見送った事業費が約9億円あることから、更に事業費が増加することとなり、今後の事業実施は困難となることが想定されます。

そのため、実現可能な計画となるよう、これまでの事業計画に対し、事業実施時期や方法を見直す必要があります。

また、市長事務部局において進める各駅勢圏における公共施設の「あり方検討」にあたっては、庁内における合意形成及び市民説明会、パブリックコメントの実施など、一定の期間が必要となります。

このようなことから、第3期以降に実施を予定していた事業を原則5年遅らせることとしますが、施設の老朽化状況や計画期間中の事業量を考慮した上で、速やかに事業着手するほか、必要な「設備等修繕」を行うことで、施設の安全性・機能性を確保します。

2. 第3次学校施設再生計画 実施計画

第3次学校施設再生計画策定にあたっての見直し事項を踏まえ、本計画の計画期間である令和8(2026)年度から令和23(2041)年度までの事業実施計画については、【図表 4-6】のとおりとなります。

施設の「あり方検討」の実施時期は、各駅勢圏における公共施設の「長寿命化改修／機能向上大規模改修」または「建替」の設計開始年度から概ね10年前から2年前までの間とし、当該地域に必要な他機能との複合化・多機能化等を図ることを検討します。

※ただし、付近の施設の検討時期に合わせて、前倒しになることがあります。

凡 例	以下の工事種別に応じた記号を事業実施年度に記載
	<<工事種別に応じた記号>> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="margin: 5px;"> 建替(設計)</div> <div style="margin: 5px;"> 大規模改修(設計)</div> <div style="margin: 5px;"> 長寿命化改修(設計)</div> <div style="margin: 5px;"> 建替(工事)</div> <div style="margin: 5px;"> 大規模改修(工事)</div> <div style="margin: 5px;"> 長寿命化改修(工事)</div> <div style="margin: 5px;"> 機能向上大規模改修(設計)</div> <div style="margin: 5px;"> 機能向上大規模改修(工事)</div> <div style="margin: 5px;"> 設備等修繕(工事)※</div> </div> <p>※設備等修繕は工事のみで設計については位置付けていない。</p>

【図表 4-6】 事業実施計画

施設名・基本情報				各施設の対策内容の概要																				
				計画 期間	第3期							第4期												
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23				
1	小学校	津田沼小学校		概要								○	●	●										
建物名				構造	延床面積(計)	事業費 1,678百万円																		
1	校舎1 プール棟	RC	7,936.26 m ²	分類	ケース1	工事 時期	第3～4期:R14～16					工事 種別	大規模改修			あり方 検討 開始 年度	第3期:R8							
1	体育館	S	1,740.00 m ²																					
建築年度(最古)				建築後経過年数	老朽化 対策の 方針	・大規模改修について、令和 14(2022)年度に設計、令和 15(2023)～16(2024)年度に工事を実施する。																		
H24(2012)				14																				
2	小学校	大久保小学校		概要	■																			
建物名				構造	延床面積(計)	事業費 1,086百万円																		
2	体育館	S	875 m ²	分類	ケース5	工事 時期	第3期:R8					工事 種別	建替			あり方 検討 開始 年度	第3期:R8							
2	校舎1	RC	7,697.70 m ²																					
建築年度(最古)				建築後経過年数	老朽化 対策の 方針	・建替について、令和 8(2026)年度に工事を実施する。																		
S34(1959)				67																				
3	小学校	谷津小学校		概要																		○	●	●
建物名				構造	延床面積(計)	事業費 2,282百万円																		
3	校舎1	S	2,560.00 m ²	分類	ケース2	工事 時期	第4期:R18～20					工事 種別	大規模改修			あり方 検討 開始 年度	第3期:R9							
3	校舎2 体育館	RC	10,599.00 m ²																					
建築年度(最古)				建築後経過年数	老朽化 対策の 方針	・大規模改修について、令和 18(2026)年度に設計、令和 19(2027)～20(2028)年度に工事を実施する。 ・施設の今後のあり方について、令和 9(2027)年度に検討を開始する。(令和 17(2025)年度まで)																		
H28(2016)				10																				
4	小学校	鷺沼小学校		概要	□	■	■																	
建物名				構造	延床面積(計)	事業費 6,416百万円																		
4	校舎1、2	RC	5,054.00 m ²	分類	ケース5	工事 時期	第3期:R8～10					工事 種別	建替			あり方 検討 開始 年度	第3期:R8							
4	体育館	S	1,095.07 m ²																					
建築年度(最古)				建築後経過年数	老朽化 対策の 方針	・建替について、令和 8(2026)年度に設計、令和 9(2027)～10(2028)年度に工事を実施する。																		
S39(1964)				62																				

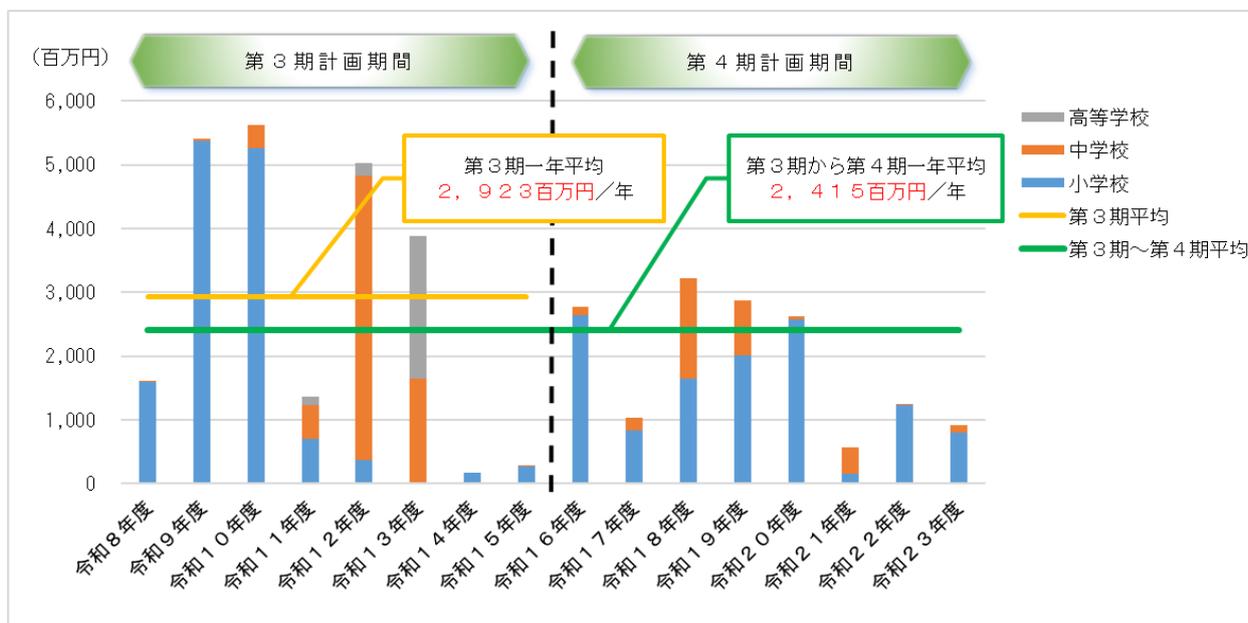
施設名・基本情報				各施設の対策内容の概要																				
				計画期間	第3期							第4期												
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23				
11	小学校	藤崎小学校		概要	◇	◇	◆	◆	◆															
建物名		構造	延床面積(計)	事業費	1,220百万円																			
11	校舎1、2	RC	4,944.00 m ²	分類	ケース4	工事時期	第3期:R8～12					工事種別	長寿命化改修			あり方検討開始年度	第3期:R8							
11	体育館	S	814.00 m ²																					
建築年度(最古)		建築後経過年数		老朽化対策の方針	・長寿命化改修について、令和8(2026)～9(2027)年度に設計、令和10(2028)～12(2030)年度に工事を実施する。																			
S49(1974)		52																						
12	小学校	実花小学校		概要						◇	◇	◆	◆	◆										
建物名		構造	延床面積(計)	事業費	1,836百万円																			
12	校舎1 体育館	RC	5,923.00 m ²	分類	ケース4	工事時期	第3～4期:R13～17					工事種別	長寿命化改修			あり方検討開始年度	第3期:R8							
建築年度(最古)		建築後経過年数																		老朽化対策の方針	・長寿命化改修について、令和13(2021)～14(2022)年度に設計、令和15(2023)～17(2025)年度に工事を実施する。 ・施設の今後のあり方について、令和8(2026)年度に検討を開始する。(令和10(2028)年度まで)			
S50(1975)		51																						
13	小学校	向山小学校		概要																				
建物名		構造	延床面積(計)	事業費																				
13	校舎1、2	RC	6,203.00 m ²	分類	ケース4	工事時期	第5期:R35～40					工事種別	建替			あり方検討開始年度	第3期:R9							
13	体育館	S	813.00 m ²																					
建築年度(最古)		建築後経過年数		老朽化対策の方針	・建替について、令和35(2053)～37(2055)年度に設計、令和38(2056)～40(2058)年度に工事を実施する。 ・施設の今後のあり方について、令和9(2027)年度に検討を開始する。(令和17(2035)年度まで)																			
S50(1975)		51																						
14	小学校	秋津小学校		概要								◇	◇	◆	◆	◆								
建物名		構造	延床面積(計)	事業費	2,463百万円																			
14	校舎1、2	RC	7,096.00 m ²	分類	ケース4	工事時期	第3～4期:R15～19					工事種別	長寿命化改修			あり方検討開始年度	第3期:R8							
14	体育館	S	850.00 m ²																					
建築年度(最古)		建築後経過年数		老朽化対策の方針	・長寿命化改修について、令和15(2023)～16(2024)年度に設計、令和17(2025)～19(2027)年度に工事を実施する。 ・施設の今後のあり方について、令和8(2026)年度に検討を開始する。(令和12(2030)年度まで)																			
S54(1979)		47																						
15	小学校	香澄小学校		概要								◇	◇	◆	◆	◆								
建物名		構造	延床面積(計)	事業費	2,083百万円																			
15	校舎1、2	RC	5,879.74 m ²	分類	ケース4	工事時期	第4期:R16～20					工事種別	長寿命化改修			あり方検討開始年度	第3期:R8							
15	体育館	S	855.00 m ²																					
建築年度(最古)		建築後経過年数		老朽化対策の方針	・長寿命化改修について、令和16(2024)～17(2025)年度に設計、令和18(2026)～20(2028)年度に工事を実施する。 ・施設の今後のあり方について、令和8(2026)年度に検討を開始する。(令和12(2030)年度まで)																			
S55(1980)		46																						

施設名・基本情報				各施設の対策内容の概要																				
				計画 期間	第3期							第4期												
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23				
21	中学校	第五中学校		概要		◇	◇	◆	◆	◆														
建物名		構造	延床面積(計)	事業費	2,733百万円																			
21	校舎1～6 体育館		RC	8,816.00	m ²	分類	ケース4	工事 時期	第3期:R9～13			工事 種別	長寿命化改修		あり方 検討 開始 年度	第3期:R8								
建築年度(最古)			建築後経過年数		老朽化 対策の 方針	・長寿命化改修について、令和9(2027)～10(2028)年度に設計、令和11(2029)～13(2031)年度に工事を実施する。																		
S53(1978)			48																					
22	中学校	第六中学校		概要		◇	◇	◆	◆	◆														
建物名		構造	延床面積(計)	事業費	2,674百万円																			
22	校舎1～3 体育館		RC	8,626.00	m ²	分類	ケース4	工事 時期	第3期:R9～13			工事 種別	長寿命化改修		あり方 検討 開始 年度	第3期:R8								
建築年度(最古)			建築後経過年数		老朽化 対策の 方針	・長寿命化改修について、令和9(2027)～10(2028)年度に設計、令和11(2029)～13(2031)年度に工事を実施する。																		
S53(1978)			48																					
23	中学校	第七中学校		概要								◇	◇	◆	◆	◆								
建物名		構造	延床面積(計)	事業費	15百万円 2,755百万円																			
23	校舎1～5 体育館		RC	8,888.00	m ²	分類	ケース4	工事 時期	第3期:R8～11 第3～4期:R15～19		工事 種別	設備等修繕 長寿命化改修		あり方 検討 開始 年度	第3期:R8									
建築年度(最古)			建築後経過年数		老朽化 対策の 方針	・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～11(2029)年度の間に実施する。 ・長寿命化改修について、令和15(2033)～16(2034)年度に設計、令和17(2035)～19(2037)年度に工事を実施する。 ・施設の今後のあり方について、令和8(2026)年度に検討を開始する。(令和12(2030)年度まで)																		
S54(1979)			47																					
24	高校	習志野高等学校		概要				○	●	●														
建物名		構造	延床面積(計)	事業費	2,562百万円																			
24	校舎1～5 体育館 武道場 その他2		RC	14,663.00	m ²	分類	ケース4	工事 時期	第3期:R11～13			工事 種別	大規模改修		あり方 検討 開始 年度	第3期:R8								
24	その他1		S	110.00	m ²																			
建築年度(最古)			建築後経過年数		老朽化 対策の 方針	・大規模改修について、令和11(2029)年度に設計、令和12(2030)～13(2031)年度に工事を実施する。 ・施設の今後のあり方について、令和8(2026)年度に検討を開始する。(令和10(2028)年度まで)																		
S49(1974)			52																					
24	高校	習志野高等学校		概要																				
建物名		構造	延床面積(計)	事業費																				
24	その他3 その他4 その他7 その他8 室内練習場		S	2,372.92	m ²	分類	ケース4	工事 時期	第5期:R25～29			工事 種別	長寿命化改修		あり方 検討 開始 年度	第3期:R8								
24	その他5		RC	1,037.00	m ²																			
建築年度(最古)			建築後経過年数		老朽化 対策の 方針	・長寿命化改修について、令和25(2043)～26(2044)年度に設計、令和27(2045)～29(2047)年度に工事を実施する。 ・施設の今後のあり方について、令和8(2026)年度に検討を開始する。(令和10(2028)年度まで)																		
H8(1996)			30																					

3. 第3次学校施設再生計画の事業費の試算

第3次学校施設再生計画の策定にあたって、見直しを行った実施計画に基づく事業費の試算結果は、本計画の計画期間である第3期から第4期計画期間における一年平均事業費は約24億2千万円であり、直近5年間（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度）の決算における一年平均事業費が約28億円であることから、実現可能なものと言えます。

【図表 4-7】事業費試算結果



【参考】計画策定にあたって事業の実施時期を遅らせた施設※1

工事分類	事業実施時期を遅らせた施設
建替	実朮小学校、袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校、 東習志野小学校、第四中学校、 習志野高等学校（1991年度築～）
長寿命化改修	実花小学校、秋津小学校、香澄小学校、谷津南小学校、 第三中学校、第七中学校、習志野高等学校（～1990年度築）

※1 第2次公共建築物再生計画（令和2（2020）年度～令和17（2037）年度）との比較

第5章 学校施設再生計画の継続的運用方針

1. 情報基盤の整備と活用

本計画を推進するにあたり、学校施設の状況や改修履歴などを施設情報として一元管理し、蓄積・更新することが重要となります。

以下の情報を適切に管理し、施設の実態を把握することで、今後の改修内容や時期などを総合的に判断します。

- ・学校施設の基本情報(学校施設台帳など)
- ・改修、修繕の履歴
- ・点検時の指摘事項(定期点検、法定点検の結果)
- ・各学校からの報告や修繕の要望

各施設情報は、施設状況に変更が生じた際や改修、報告などが行われた際に適宜更新するほか、毎年度、更新の有無を含め内容を確認します。

2. 推進体制の整備

- ① 学校施設の状況を正確に把握するため、学校や教育委員会、市の管財・財政・建設等の関連各課、点検等実施業者などとの連携が重要です。

また、児童生徒により良い教育環境を継続的に提供するとともに、将来世代に過度な負担とならないように学校施設の老朽化対策を進めていくには、市長事務部局で進める各駅勢圏における公共施設の「あり方検討」の進捗にあわせ、当該地域に必要な他施設との複合化・多機能化等により、市全体の公共建築物の総量圧縮を検討していく必要があります。

本計画に基づき建替や長寿命化及び大規模改修等を確実に実施するため、関係部署との連携や市民との情報共有など、推進体制の充実を図ります。

- ② 学校施設の再生に向けた実施体制を構築することで、市としてのノウハウが蓄積でき、同じ対応が可能なものは、平準化を図ることで、費用や時間を縮減することができます。

3. フォローアップ

本計画に基づき、効率的かつ効果的な学校施設の再生を進めて行くためには、PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

- ① 施設の状況把握及びあり方を検討した上で、それを踏まえた実施計画を策定 Plan(計画)
- ② 計画に基づく日常的な維持管理や適切な改修を実施 Do(実行)
- ③ 整備による効果を検証し、整備手法の改善点などを整理 Check(評価)
- ④ 本計画及び次期計画に反映 Action(改善)

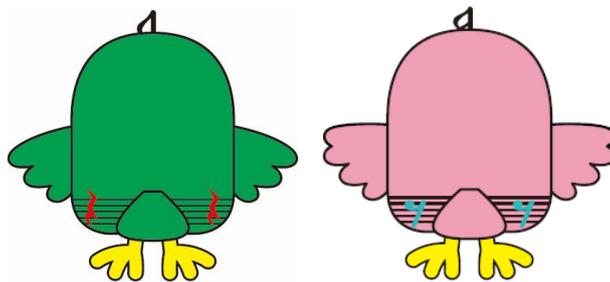
また、毎年度、事業の進捗状況、劣化状況調査の結果などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

【用語説明】

長寿命化:老朽化した建物やインフラについて、物理的な不具合を直し耐久性を高めるとともに、その機能や性能を現在求められる水準まで引き上げる改修を実施することで、一般的な施設の耐用年数よりも長く使い続けるようにすること。

コンクリート圧縮強度:コンクリートの圧縮強度とは、そのコンクリートがどれだけの力(重さ)に耐えられるかを示したもので、コンクリートが圧縮力を受けて破壊するときの最大強さを単位面積当たりの力で表した値のことです。「圧縮強度試験」の方法は、円柱状のコンクリート試験体の上下端面に圧力を加えて、どこまで耐えられるかを計測します。試験体が破壊するまでに試験機が示した最大荷重(N:ニュートン)を試験体の断面積(mm²:平方ミリメートル)で除して圧縮強度(N/mm²:ニュートン毎平方ミリメートル)を求めます。

複合化・多機能化:一つの建物に異なる用途の機能が存在する状態を「複合化」、一つの空間を利用時間で分けて異なる用途の機能として利用することを「多機能化」という。



習志野市第3次学校施設再生計画（令和8年度～令和23年度）

発行年月：令和8年3月

発行：習志野市教育委員会 学校教育部 教育総務課

所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047-451-1122

協議第3号

いじめ重大事態に関する再調査報告書を受けての対応について

いじめ重大事態に関する再調査報告書を受けての対応について、別紙のとおり協議する。

令和7年9月24日協議

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

教 指 第 4 8 3 号
令和 7 年 8 月 1 8 日

習 志 野 市 長
宮 本 泰 介 様

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

習志野市いじめ問題再調査委員会からの答申を踏まえた再発防止策について

令和 7 年 7 月 1 日付け総務第 2 0 0 号の習志野市いじめ問題再調査委員会からの答申を踏まえた再発防止策の検討につきまして、真摯に受けとめ、下記のとおり対応いたします。

記

1. 基本的ないじめ法制度に対する理解の醸成

(1) いじめ法制度の基本的理解を深める研修を実施すること

指導課職員が正しい知識を持ち学校対応ができるように、弁護士等を講師としたいじめ法制度に関する研修を 10 月末日までに行う。

教職員に向けては、いじめ対応の事例を用いた体験研修及び教育相談の資質を高められるような研修を毎年度初めに行う。

(2) 法文・ガイドライン等を手元に常備すること

8 月末日までに共有フォルダを作成し、いじめに関する関係法規の内、特に重要な法文・解説等を指導課職員及び学校教職員が参照できるようにする。

(3) 管理職が教職員のいじめ法制度の理解度をチェックすること

いじめ法制度の理解度をチェックするために、各学校管理職が「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を使用し、9 月末日までに全教職員の理解度を学校ごとに把握する。

(4) 指導課が各学校のいじめ対策組織をチェックすること

毎年度 5 月初旬までに、各学校がいじめ防止基本方針を指導課に提出しその内容を指導主事が確認している。

9 月末日までに、指導主事が各学校を訪問し管理職や生徒指導主任に直接話を聞き、いじめ対策組織が実効性のあるものとなっているかどうか確認する。

2. いじめ対応の現場での実践を可能にする体制づくり

(1) 早期発見のための工夫をすること

各学校においては、いじめに関する集約担当を設けていることは確認している。この集約担当による情報集約の実効性を高めるために、指導課がいじめ被害児童に係る出来事を5W1Hで、時系列で記入できる表のテンプレート（別紙参照）を作成し、各学校で活用するよう8月の校長会議で周知する。また、いじめによる不登校が生じている場合は、欠席や遅刻、早退、別室登校等をテンプレートに入力し、適切に把握する体制を整える。

学校が外部専門家として弁護士に相談できる体制を整えている。学校が法に則り適切に対応できるよう、改めて8月の校長会議で周知する。

SOSの出し方教育については、1学期中に必ず全クラスで行うことを徹底している。今後は、1学期だけでなく、いつでも誰にでも相談ができることを継続的に担任等が児童生徒に伝えるよう8月の校長会議で周知する。

児童生徒に不登校傾向が見られた場合には、その背景にいじめが存在していないか慎重に見極められるよう定期的に生徒指導委員会や教育相談部会を開き共有するなど、組織的に判断、対応できるよう、校長会議・生徒指導主任会議で継続的に周知する。

8月末日までに、いじめ重大事態に係る情報共有・意見交換ができる組織を校長会に編成するよう要望し、必要に応じて指導課も参加する。

(2) いじめ認知後に適切な対応をすること

いじめの事実確認に時間がかかる場合は、事実確認完了を待たずに、疑いが生じた段階で対応に着手するよう8月の校長会議で周知する。

8月末日までに、各学校のいじめ防止基本方針については、いじめ認知後や重大事態時のフローチャートが実効性のあるものとなっているか再度指導課で確認する。また、いじめの対応の内容として、学校には多くの役割が求められるため、だれが何を行うのかについてもいじめ防止基本方針に明記するよう周知する。

3. 重大事態調査の第三者委員会の構成

(1) 事務局担当者の選定について

いじめ重大事態の調査を第三者委員会で行う場合は、事務局担当者の選定については、学校のいじめ対応に対して指導・助言を行ってきた指導主事ではない者が担当し、調査の第三者性・公平性を担保する。学校のいじめ対応に対して指導・助言を行った指導主事については、参考人として、説明や情報提供を行う。

(2) 中立性・公平性がある委員を選定すること

習志野市いじめ問題対策委員会の委員構成は弁護士、学識経験者（大学教授）、人権擁護委員、臨床心理士、医師の5名となっている。委員の選定にあたっては、学校や市教育委員会などと利害関係のないものを選定している。令和8年度の委員の選定

の際にも、各団体に推薦を依頼する際には利害関係のないものを選定するよう強くお願いするとともに、推薦者にも直接確認し、中立性・公平性がある委員会を構成する。また、重大事態調査を行う際には、選定の基準及び経過を、保護者等へ説明できる体制を整え、透明性を確保する。

4. 重大事態調査の記録の扱い

(1) 重大事態調査委員会の議事録作成について

「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」において、「会議の経過及び結果の正確性を確保するため、事務の所管課は、必ず会議録を作成するものとする」と示されている。いじめ問題対策委員会もこの指針による審議会に位置付けられているため、定例の委員会においては会議録の作成を行っている。重大事態調査についても、委員会の開催となるため、会議を録音したうえで会議録の作成を徹底する。

また、9月末日までに、各学校において重大事態の調査のために、いじめ防止対策委員会を開催する場合には、会議録の作成をするよう生徒指導主任会議等で周知する。

(2) 重大事態調査の記録の保管の徹底について

千葉県及び習志野市いじめ防止基本方針では、記録の保存について「学校の設置者が定める規則に従い、適切に処理する」と明記されている。教育委員会としては、いじめ重大事態の調査に係る調査報告書及び関連記録については、義務教育期間を踏まえ、10年間保管することとし、その適正な保存・管理を徹底する。各学校のいじめ防止基本方針に明記されていない場合は、9月末日までに見直しを図る。

5. 保護者への対応

上記の内容については、教育委員会教育長が保護者に説明を含めて行う。

令和7年第3回定例会 「再調査報告書」に関連する一般質問・再質問一覧

議員名	答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨
寺川 貴隆 議員	再質問1	保護者の訴えから学校がいじめを認知するまで半年を要しているのはなぜか。訴えのあった時点で重大事態として扱うべきだったのではないかと。	この問題に関して、大変に辛い思いをさせてしまっ保護者、お子様に重ねてお詫び申し上げます。本事案では、保護者から担任へいじめの申し立てがあったにもかかわらず、生徒指導上の問題として扱い、学校内の生徒指導委員会で報告するも、事実の確認と見守りの方針を継続するにとどまり、具体的な対応等が協議されなかったためである。法制度に則れば、いじめの事案を把握した際には、速やかに管理職に報告し、校内いじめ対策委員会を開催して対応をする必要がある。国のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインにおいては、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあった時点で重大事態が発生していると捉え、調査を開始するとされている。本対応については、学校だけでなく教育委員会としての確認が十分になされず深く反省している。今後は、児童生徒、保護者の訴えに迅速かつ適切に、そして法に則った対応ができるようにしていく。
	再質問2	保護者の申し入れがあったのにすぐに調査しなかったことについて、調査しなかったことは法令違反にあたるのか。また学校が行った報告書を保護者に提供しなかったことも法令違反にあたるのか。	再調査委員会の報告書においても指摘いただいたとおり、保護者からの申し入れがあった時点で、いじめ防止対策推進法に則り、当該事案を「いじめ」として適切に評価・認知し、組織的対応が必要となる事案であったというように捉えている。次に、学校が作成した報告書を保護者に提供しなかったことについては、個人情報の保護に十分に配慮する必要がある一方で、いじめ防止対策推進法において「いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」と定められている。今回の対応は、保護者に対して調査結果等に関する適切な情報提供がなされていない。このような観点から法令に則った対応ができていなかったと言わざるを得ない。
	再質問3	担任の不適切な対応に対してどのような処分・指導がなされたのか。また、今後処分する予定はあるのか。	教職員に対する懲戒処分については、任命権者である千葉県教育委員会が行うものであり、本市教育委員会は、服務監督者として県教育委員会の指導のもとで指導措置を行う立場である。御指摘の担任の指導については、令和5年2月に千葉県教育委員会へ提出した、いじめ重大事態調査報告書において触れられている。当時、本市教育委員会は、県教育委員会とやりとりをしているが、結果として当該教諭に対する指導を行うには至っていない。しかしながら、令和7年8月に公表されたいじめ重大事態に関する再調査報告書において、再調査委員会より、教員の不適切対応に対する指導については、懲戒処分に至らずとも悪質性が高いものについては、書面ですべきであるし、対応したことの記録も残すべきであると指摘されていることから、本市教育委員会としては、今後当該教諭が行った不適切指導については、再度調査、確認を進め、必要な措置を講じていく。
	要望	再発防止の観点から、県教育委員会と連携・協議し、担任教師の指導処分を含めた調査の徹底を要望する。	
	再質問4	いじめ重大事態の対応について、県教育委員会とどのように連携したのか。	本事案については、令和3年3月に市教育委員会から県教育委員会に対し、いじめ重大事態に係る認知報告を行っており、その後令和3年4月に学校が作成した、いじめ重大事態に係る報告書を県教育委員会に提出している。令和5年2月1日に市教育委員会から県教育委員会に習志野市いじめ問題対策委員会の調査報告書を提出している。その後今年度、再調査委員会の報告内容ははじめ、保護者の訴えや要望についても県教育委員会と情報を共有している。この一連の手続きの中で、市教育委員会に対する県教育委員会からの指導・助言にはまだ至っていない。
	要望	県教育委員会の記録についても問い合わせ確認してもらいたい。	
	要望	重大事態が発生した際には、速やかに県教育委員会と連携し、指導・助言を受けた上で、早期解決を図るなど、市教育委員会の初期対応についてもフローチャートへの追記を行うなど協議・検討することを要望する。	
	再質問5	原調査委員会に教育委員会が調査を諮問したのはいつか。またその当時の原調査委員会の委員構成はどうだったのか。	令和3年10月21日に、教育委員会が習志野市いじめ問題対策委員会へ重大事態に関する調査を諮問している。当時の委員については、各団体より推薦を受けた、大学教授、弁護士、人権擁護委員、公認心理士、医師の5名で構成されていた。委員の選出及び構成については、文部科学省のいじめ防止基本方針で示されている組織の構成並びに習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例に基づき、学識経験がある者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、5名以内で組織するものとなっている。なお、当時のいじめ問題対策委員会においては、片岡洋子氏が委員長を務めていた。

再質問6	当時の原調査委員会の委員であった弁護士の実績について伺う。	当該弁護士については、平成9年4月1日から令和5年3月31日まで本市の顧問弁護士を務めている。また、本市いじめ問題対策委員会においては、当初は調査を行うことを想定していなかったことから、広く法的観点からの指導・助言をいただくため、本市顧問弁護士に委員をお願いし、平成28年度から令和3年度まで委員を務めていただいた。なお、令和4年度以降については、第三者性が担保される別の弁護士を委員として委嘱している。
要望	第三者委員会である原調査委員会の委員選定に当たっては、公平性が担保されるよう細心の注意を払うことを要望する。	
再質問7	20回開催されたいじめ問題対策委員会における会議の委員の出席状況はどうだったのか。	本事案に係るいじめ問題対策委員会の委員の出席状況については、20回行われた会議のうち、実質的な会議体として行われたものが5回、調査等個別に対応したものが15回となっている。各委員の出席状況については、片岡洋子委員長は18回、堺淑子委員は12回、麻生博子委員は5回、佐藤裕幸委員は1回、渡邊惇委員は令和3年度末までの委嘱期間内に6回、令和4年度から新たに委嘱した高橋馨委員は4回となっている。
再質問8	指導課職員が委員を送迎したのはなぜか。どのように送迎したのか。通常、様々な審議会において、委員の送迎をすることはあるのか。	大変申し訳ないが、指導課職員が委員を送迎した理由及び送迎方法については、把握をしていない。
再質問10	原調査委員会の調査資料はだれがどのように保管していたのか。	繰り返しの答弁になるが、このいじめ問題を隠蔽するというつもりは全くない。何回も話しているとおおり、いじめの問題は一刻も早く何が問題であったかを明確にして、安心できる学校生活に該当の児童生徒が戻るということが基本である。ただ全体の流れとして、結果としてこのような形になってしまったことは深くお詫び申し上げます。その上で本事案における調査資料の保管については、指導課職員がとりまとめて保管していたが、これについても繰り返し申し訳なくお詫びを申し上げているところだが、調査資料については、現在処分されている状況となっている。
再質問11	委員長が調査資料を私物のパソコンに保存したことは個人情報保護法に触れないのか。また、市役所職員が同様のことをしたら法に触れるのか、見識を伺う。	習志野市いじめ問題対策委員会の委員は市教育委員会が委嘱した非常勤特別職である。非常勤特別職、つまり公務員の立場で調査や報告書の作成のために必要な資料を自身のパソコンに保存していたもので職務上必要であったと捉えることができるかと思う。とはいえ、御指摘のとおり疑義の生じるものと認識をしている。一方で本市の「懲戒処分の指針」に定められている標準例に照らして、法に触れるのかについては判断していく必要があるものと捉えている。
要望	調査資料はいじめ事案の詳細に関わるもので、極めて慎重に取り扱うべき個人情報である。その管理と責任を審議会委員に課することが適切か、審議会委員の資料の取り扱いについて今一度協議をしてほしい。	
再質問12	原調査委員会の事務局を担当した指導課職員の処分について、議事録を作成していないことや、調査資料を保管していなかったことについて、管理規則に違反しているのか。その場合どのような処分になるのか。	繰り返しの答弁になるが、市教育委員会職員の処分については、本市の「懲戒処分の指針」に定められている標準例に照らし、個別の案件ごとに判断していくものであり、大変恐縮だがこの場で答えるのは控えさせていただきます。
要望	事実確認の上、適切な処分を行い、再発防止に取り組んでいただきたい。	
再質問13	記録と保存の仕方について、どのように改善していくのか伺う。	記録については、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、いじめ問題対策委員会の会議を録音したうえで、会議録作成を徹底していく。各学校においても、重大事態に係る校内いじめ防止対策委員会を開催する際には、会議録を作成するよう周知している。記録の保存については、国の推奨する5年間ではなく、義務教育期間を踏まえ10年間保管することとし、その適正な保存・管理を徹底していく。
	(教育長追加補足答弁)	本いじめ事案について、宮内議員の御質問でもお答えしたとおり、詳細は関係者の皆様に御迷惑をおかけするので控えさせていただきますが、いじめ以前に学校の教育活動や、学校そして教職員の対応に起因する問題があり、学校も教育委員会もそのことにとらわれ過ぎてしまい、いじめ問題に素早く対応することができなかったという経緯がある。対応の遅れについて、繰り返しお詫び申し上げます。また、教育委員会の設置したいじめ問題対策委員会の学校調査、現地の調査については、当時の諸般の状況を鑑み、調査を行う委員を当時の担当及び学校教育部の判断で絞ってしまった経緯がある。結果としては法に則った対応ではなかったということであり、教育委員会の責任であると認識している。
要望	資料や会議録が存在しないという話を耳にする。教育委員会のみならず、市全体で改善・徹底するよう要望する。	

再質問 14	いじめ重大事態における第三者による調査委員会の事務局を指導課が担当するのはよくないのではないか。	いじめ再調査報告書にもあるように、この第三者委員会の調査委員会に関する事務に関しては、教育委員会の指導課とは異なる部署から人員を配置して取り組んでいきたい。今後そのような問題が起こってはならないが、起こった場合には、そのような対応をしたいと考えている。
要望	重大事態調査の第三者性、公平性が担保されるよう、協議検討の上早期決定を要望する。	
再質問 15	弁護士を講師とした研修や体験研修はどのようなものか。また、今後も継続して実施していくのか。	弁護士を講師とした研修については、本年8月22日に市内の小・中・高等学校の校長・教頭ならびに教育委員会職員を対象として実施した。この研修は、いじめや性暴力、虐待などの事案に対し、法的な対応に関する理解を深めることを目的として、学校現場での初期対応の在り方や関係機関との連携の重要性について学びを深めたところである。また、研修内容については、校長・教頭を通じて各教職員に確実に周知し、教職員全体で法に則った適切な対応ができる体制を構築していくこととしている。体験研修については、国立教育政策研究所が作成した、いじめに関する校内研修ツールについて生徒指導主任会議において周知を行い、各学校でも積極的に活用するよう伝達している。今後とも、教職員一人ひとりのいじめに対する感度や対応力を向上させるための研修等を定期的かつ継続的に実施していく。
要望	研修の開催時期や頻度を定めた上で、研修内容を正しく理解できているか、適宜確認や指導を行うことを要望する。	
再質問 16	いじめ対応を一人で抱えず、チームで対応するためにどのように取り組むのか。	教育委員会としては、いじめ対応を教職員一人で抱えず、組織として対応していく体制づくりの重要性は強く認識している。いじめへの対応は、一人でできるものではないとの前提の元、教育委員会ではいじめ事案に関して、学校現場での円滑な情報共有や役割分担を行うためのいじめ生徒指導記録簿のテンプレートを作成した。本年8月に実施した校長会議において、その趣旨と活用方法について周知を図ったところである。今後とも、学校全体で連携していじめ問題に取り組めるよう、継続して支援を行っていく。
再質問 16	(教育長補足答弁)	今、学校の対応を中心に話をしたが、教育委員会の中も同じであると捉えている。現状、指導課の中に生徒指導班という形で、いじめの問題、不登校問題等を含めて様々な対応をしている部署があるが、現状としてこのような問題が起こってしまったということがある。指導課の中にきちんとしたチームで対応できるような組織をこれから検討していきたいと考えている。
要望	作成したテンプレートが正しく活用されているか教育委員会による定期的な点検及び指導を要望する。	
要望	組織的な対応ができるように組織づくり、チーム作りを願う。	
再質問 17	いじめ認定から対応までのフローチャートや役割分担を周知していく必要があると思うが、いかがか。	いじめ重大事態発生時の対応フローチャートについては教育委員会で作成し、すでに各学校に周知している。また、いじめの基本的な対応や役割分担については各学校のいじめ基本方針で示している。いじめの認知から対応までの流れを明確にし、役割分担を整理して周知することは極めて重要と認識している。教育委員会としては、実効性を伴うよう習志野市いじめ防止基本方針の中に、いじめ事案を把握してから解消の確認までのフローチャートを明確に示し、各学校のフローチャートに反映されるよう見直しを図っていく。
要望	フローチャートの様式は同一であることが望ましい。教育委員会が主導してフローチャートの作成を行い、運用また指導助言することを要望する。	
再質問 18	スクールロイヤーによる法務相談制度の概要と今年度の実績について伺う。	文部科学省では、平成30年度からスクールロイヤーを活用するモデル事業を実施しており、千葉県においても教育委員会や教育事務所に複数名の弁護士をスクールロイヤーとして登録し、学校からの相談に対する助言や児童生徒への人権教育に関する講演活動を行う体制を整備している。本市においても、教職員だけで十分な対応を図ることが難しい事案があるため、初期段階から法に基づいた適切な対応が図れるよう、令和5年度から弁護士に相談できる体制を整えており、毎年度初めに各学校に文書を配付し、校長会議等で周知している。法務相談については、対応が困難な事案が発生した際に、学校が指導課に相談の申請を行い、その後、指導課から学校に弁護士の連絡先を伝え、学校と弁護士で日程調整を行い、相談をしている。相談方法としては、対面、オンライン、電話、メールなどの方法があり、1回につき60分の相談となっている。令和7年度は、現時点で4件の法務相談を実施し、弁護士の指導助言を受けている。4件の相談方法の内訳としては、対面によるものが3件、電話によるものが1件となっている。
要望	本制度が正しく活用されるように、指導課を介するのではなく直接日程調整を行えるなどの心理的にも利用しやすい仕組みづくりを要望する。	

再質問 19	再発防止策が市HPに掲載されたが、教育委員会としてプレスリリースをする予定はあるのか。	再発防止策については、令和7年8月18日に教育長から市長に回答した内容を市ホームページに掲載している。この掲載によって情報発信をしており、その結果、報道機関一社から問い合わせを受けて、教育長が取材を受けた。その後さらに一社から問い合わせを受け、真摯に対応しているところである。
再質問 20	保護者が代理人を通じて市に送付した文書にある保護者の意向を踏まえ、プレスリリース等の情報発信を主体的に行うのか改めて伺う。	保護者にこの対応策について説明をさせていただく機会を設け、保護者が願っていること、訴えていることについてしっかりと聞くことができた。その中で話にあった対応について、今後その方向性でやっていかなければならないと捉えている。現状では報道の対応があり次第、しっかりと対応させていただきたい。
要望	先ほど示した保護者の意向を改めて認識し、真摯に対応することを要望する。	
要望	本件で不適切な対応を行った職員個人の行政手続き上の瑕疵（かし）について再度調査の上、厳正な処分をしていただきたい。	
要望	改めて責任を自覚し、市全体で再発防止に取り組むよう要望する。	
谷岡隆議員	2. 学校の安全配慮義務を徹底し、子どもの権利と安全を守る取組を (1) 習志野市初の「いじめ重大事態に関する再調査報告書」が公表された。当初の調査報告に対し、保護者から提出された所見、市議会で指摘された問題点（会議録・資料の不在など）の多くが妥当であったことが明らかになった。保護者からの訴え、市議会での指摘を否定し続けた教育委員会の事なかれ主義や隠蔽体質をどのように改善していくのか。	2. 学校の安全配慮義務を徹底し、子どもの権利と安全を守る取組を (1) 習志野市初の「いじめ重大事態に関する再調査報告書」について、お答えをいたします。 まずはじめに、いじめにあわれたお子様、保護者の皆様には長きにわたりつらい思いをさせたことについて心よりお詫び申し上げます。今回の事案につきましては、法律制度への理解が十分でなかったことで、至らない対応となったことを、改めて、繰り返しお詫びを申し上げます。この度公表された「いじめ重大事態に関する再調査報告書」では、教育委員会の対応やいじめ問題対策委員会の対応につきまして、大変厳しい御指摘をいただきました。これを真摯に受け止め、再発防止に全力で取り組んでまいります。 報告書では、大きく4点について御指摘をいただいております。再発防止策につきましては、私から市長に回答を申し上げます。具体的な再発防止策を申し上げますと、教職員に対する研修として本年8月22日に弁護士を講師として招き、校長・教頭並びに、教育委員会職員、これは学校現場から割愛されている者です。の合同研修を行いました。今後、各学校において、本研修内容を全教職員に周知徹底してまいります。 次に、記録の作成については「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に従い、必ず会議録を作成してまいります。また、重大事態調査の記録の保存期間につきましては、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、5年を推奨しておりますが、本市においては、義務教育期間を踏まえ、10年保管とし、その適正な保存・管理を徹底してまいります。このように再発防止策については早速に取り組みを始めております。今後においても、その期限を設けるなど、確実な実行を担保できるものとしております。教育委員会の組織体制を整え、学校に適切な指導助言を行える体制をつくり、児童生徒や保護者がいじめを訴えた場合に、学校がその声に丁寧に寄り添い、法に則った迅速な対応ができるようにしてまいります。以上の再発防止策につきましては、市ホームページにて公表し、今後の新たな課題や状況に応じて、具体的な対応を順次追加し、取組を一層充実させてまいります。重ねて申し上げますが、二度と同様の事態を生じさせないよう、再発防止に万全を期してまいります。
	本答弁	

再質問 1	R4.12議会における藤崎議員に対する教育長答弁は、実際にできていないことをあたかもできているように見せかけるごまかしがあったのではないかと。	いじめの対応について教育委員会の姿勢ということもあるので、教育長から答弁する。いじめ問題の対応、とりわけ、学校の問題もあるが、教育委員会の事務手続きのこと全般について少し話をさせてもらいたい。まず、いじめ問題について、これまで答弁している通り、いじめにあわれた児童生徒や保護者が一刻も早く安心して通常の学校生活に戻れるようにすること、このことを第一に考えこれまで教育長の職を務めてきた。そのためにいじめの詳細については確実に明らかにしていくこと、そして、迅速にいじめの重大事態を認定していくこと、さらに、学校の設置者である市長を含む、そして、県教育委員会等の関係各所に報告して、問題を解決していくことを第一に対応してきたつもりである。このことについては、事務局職員についても同じ気持ちで対応していたものと考えている。また、対応についても、その都度報告を受け記録として積み重ねてきたものと認識していた。一方で、再調査委員会の報告で指摘のあった通り、学校も教育委員会も法に則った対応がなされていないこと、特に学校における、校内委員会が素早く開催できなかったことや、教育委員会における、記録が曖昧であり残されていない、または廃棄されてしまっていることなどに関しては、責任を痛感している。 そういった意味では、いじめの問題への対応に対して、問題への対応のスタートから、法への認識の欠如に大きな要因がある。そのことにより、その後の対応もすべて誤った対応になってしまっている。そのため、その後いくら対応を重ねても、信頼の得られるものにはならず、今に至ってしまったという状況である。繰り返しになるが、心よりお詫び申し上げたい。その中で、答弁の中でも、そういう捉え方をされてしまった。当時においては、最善という捉え方をしていたが、今に至っては非常に申し訳ない内容であったと捉えている。
再質問 2	令和5年6月議会の谷岡議員に対する答弁は誤ったものといえると思うがいかがか	指摘のあった当時の答弁については、どの答弁も同じだが、担当課の回答を部長だけではなく、教育長自身も確認して答弁に至っている。そういった意味では、本件の問題に関しても、問題への対応のスタートから、教育委員会の法への認識、取組への認識の甘さがあり、正しい答弁になっていなかったといえる。大変申し訳なかったと思っている
再質問 3	いじめ問題対策委員会も会議録を記録すべきという指摘について、総務部はその通りだという認識なのかうかがう。	こちら事務を進めているのは教育委員会であるため、教育長から答弁する。ルールは総務部、市のルールとしてやっているの、教育長から答弁する。今回の問題に関しては、教育委員会においてはそもそも記録し、保存するという意識が浸透していなかった。先ほど話している通りである。そのことが今回の事態を招いたと認識している。これについては大きな反省として、今後はそのようなことがないように事務を進めていきたいと考えている。
再質問 4	令和5年6月議会における答弁は、隠ぺいといわれても仕方ないのではないかと	令和5年6月議会における部長答弁については、先ほど答弁した通り、教育長も確認をして答弁した内容なので教育長から答弁する。令和5年6月時点において、データの保有に関して令和5年3月から委員長よりデータの消去について問合せがあり、担当から消去は可能と回答したという経緯がある。これをもってデータを消去したと認識の上で当時答弁したものである。この対応の問題点としては、結果として、いじめ問題の対応が、担当者個人に任せられ、ある意味担当者への負担が重くなってしまっていたという状況が、原因としてあるのではないかと捉えている。ある意味では組織として機能していなかったという認識である。大変申し訳なく思っている。
再質問 5	誤った答弁をした部長職に、ペナルティを考えているのか伺う。	教育委員会職員に関しては、教育委員会の任命権者である教育長から答弁する。この件に関しては、平川議員の質問で答えた通り、誤った答弁をした職員の処分については、本市の「懲戒処分の指針」に定められている標準例にてらし、個別の案件ごとに判断し、今後精査していく。
再質問 6	いじめ問題対策委員会の事務局機能は一般行政職が担うべきではないか。	ご指摘のとおり、また、再調査報告書にあるように、第三者委員会の調査に関する事務については今後指導課から切り離して、一般行政職を含めふさわしい体制を整えていく。
再質問 7	いじめ問題対策委員会と第三者調査委員会を分離する方向で条例改正をするのがガイドライン違反の再発防止につながると考えるがいかがか。	いじめ問題対策委員会については、今後公平性・中立性の観点から、第三者性のある者を追加するなど、条例の改正の必要性について検討していく。

	再質問 8	再調査報告と今後の再発防止策について、令和7年9月24日の総合教育会議で議題として扱うと考えるがいかがか。	実務に関する部分なので、学校教育部長が答弁する。教育委員会といたしましては、再調査報告書における御指摘を真摯に受け止め、再発防止に向けた取り組みを進めている。現在進めているところで、先ほど教育長が答弁したように研修等の実施はしている。その効果がどう出たのか、取組を行った結果どういった点が変わったのか、こういった点を報告したいと考えているので、9月24日の総合教育会議では検証等が行えていない。今年度については、下半期にもう一度総合教育会議を予定しているの、そういった機会をとらえて、市長、教育委員、教育長、こういったところでお話しただけの機会を持てるよう、議題については市長部局と協議をしたいと考えている。
	要望	生徒指導提要进行を、教員にきちんと読んでもらい、自身の生徒指導に生かしてほしい。	
	要望	教育委員会にも法的トラブルに対処できる体制を作してほしい。	
	要望	総合教育委員会について、本件に関する事で、一般の方には非公開の部分であっても、保護者には傍聴可能にするといったことを検討してほしい	
木村孝議員	再質問 7	再調査委員会の報告書を全職員が読むよう、指示をしたか伺う。	こちらについては、再調査報告書の方にも指摘の通り、記載もある。そして、その後、この間に校長会議の方も開催しており、それから何度も出てきている研修会も開催しており、その中でも、このほかの報告書についてはしっかり全職員が読んでいくということで、四で確認をして、今後のいじめ対応に生かしていくということを確認しているところである。
	再質問 8	当時五年生児の担任がこの報告書を読むようにと強く指示は出しているか。	当事者であります、それから今議会でも教職員についての反省をいかしていかなければならないという答弁をさせていただいている。当然、読んでもらい、それを今後に生かしていくということで進めている。
	再質問 9	読むようにしっかりと指示を出したかということを知りたい。	指示を出したところ。
	再質問 10	8月の校長会が開催されたとあるが、その場でも報告書の読み合わせはあったか。	校長会議の方だけでも、時間に制約があるから、一字一句全て読み合わせで来たかということ、そこまでできていないというふうに私自身は捉えている。今後まだ時間があるので読み合わせの時間をしっかり取りたいというふうに思っている。
	要望	この報告書はとても大事なもので、最初から最後まで一言一句朗読するようなかたちで読み合わせするよう願う。徹底的に読み込んでほしい。	繰り返し申し上げておりますけれども、私自身教育長に就任してから全く気持ちとして変わっていない。このいじめ問題については、何としても、一刻も早く、一日も早く解決していかなければいけない。それが、教育委員会の責務だというふうに思っている。これを、教育委員会が隠すことによって、何の利点もない。これは、何回も申し上げたいと思う。我々としてはこれを明らかにすることが仕事だというふうに思っている。ただ、その中において今ご指摘のように、様々な形でそれと捉えられる行為があったということ、私どもとしても大いに反省をしなければいけないというふうに思っている。これについては今後も同じ気持ちで、いじめの問題についてはすぐに対応するという事で取り組んでまいります。
	再質問 11	千葉県弁護士会から推薦を受けた弁護士を選定すべきと明記されている。習志野市は長い付き合いのある弁護士事務所から人選を続けている。現調査委員の弁護士が令和8年3月31日まで人気があり再任されているが、その選定経緯を伺う。	当該弁護士については、平成9年4月1日から令和5年3月31日まで本市の顧問弁護士を務めている。本市いじめ問題対策委員会においては、広く法的観点からの指導・助言をいただくため、本市顧問弁護士に委員をお願いし、平成28年度から令和3年度まで委員を務めていただいた。なお、令和4年度以降については、第三者性が担保される別の弁護士を委員として委嘱している。
	再質問 12	弁護士だが、なぜガイドラインに沿った人選を行わなかったのか伺う。	答弁書がお手元に届かなかったのが事実であれば大変申し訳ないと思う。私の方としては、先日も話した通り、答弁に関しては再質問も含めて確認をしてお示しをするということをやっているの、十分に時間的には間に合っているところなのかと思った中で、ご指摘いただいたということで、これは反省をしなければいけないというふうになっている。それから、人選についても、結果として非常にこれはもう反省をしなければいけない内容だということは十分理解をしている。ただこの問題についても、やはり教育委員会のスタートの対応のまずさというものがある。なので、いくらそこにいるんことを積み重ねていても、今ご指摘のような問題点が出てくるということで、これについても改めていかなければいけないというふうに考えている。

再質問 13	市長が教育長の再任を行った。市長ご自身の任命責任についてどのように考えがあったか伺う。	私自身の事をご指摘いただきました。これについては、お詫びするしかないと思っている。そういった中でこのいじめの問題については、まず、これはもう設置者と協力をしながら解決をしていかないといけない問題なので、これは事細かに市長の方には重大事態に近い問題も含めて相談をしながらここまで進めているところ。そして、もう一つ申し上げておきたいのは、今回このような形でご指摘を受けたことは反省をすべきことだが、市には教職員700名いる。全部の教職員がこのいじめの問題をなんとかしないとイケないという思いで日々仕事に取り組んでいる。そこはご理解いただきたい。問題があったことについては、私自身がお詫びを申し上げたい。
再質問 14	市長ご自身の言葉で謝罪の気持ちはあるか伺う。	昨日お答えした通り、この件については再調査の申し入れがあって、逆に私の方が再調査を命じたという形になるわけである。その結果、このような結果になったというのは、もうとても残念に感じているところである。一方で、これまで、この経過の内容を指摘されていることについては、手続き事務というところが多いわけであるが、これは非常に表現しづらいわけであるが、教育委員会は、先ほど申し上げているように、隠蔽する意思であるとか、悪意であるとかそういうものは一切なく、しっかりたいおうしていたというふうには私は信じている。ただ、それがいざ正確な対応であったかということをおくれば、これが正確な手続きではなかったということであって、このことは非常に残念であるというところである。ただ、これもその通りだが、結局再調査する上で、記録がないということがあるので、当時のしっかりとした対応が正確だったかどうかという記録もないわけであるので、この辺が検証できないということが今回の再調査委員会の結果の中で指摘されている手段でもあるので、このところは非常に語りづらいところであるが、ただ教育長が申し上げている通り、今までもそしてこれからも今も真摯にいじめに対して対応していただいているということについては信じている。なので、私の任命ということについては、これからもしっかりとこのことを反省し、そして教訓にして、そうやってしっかりと取り組んでいってほしいというふうには思っている。市長部局ということであると、最近は非常に教育行政の様々なことが多様化しているということの中で、教職以外に事務的な作業も多くなってきている、ということがある。この辺について、これから教育委員会の人事の在り方、組織の在り方、これについてしっかりと私も協議をしながら、しかるべき体制と一緒に考えていきたい、こういう風に考えている。
再質問 15	子どもの命と尊厳を守ること、そして保護者の切実な訴えに応えることこそ、習志野市に課せられた使命であると思う。この思いを決して忘れないで真摯な対応を続けていってほしいと強く受け求めて一般質問を終了する。教育長の答弁を求む。	議員ご指摘のことについてはしっかりと心に留めて、重く受け止めて対応してまいりたいと思っている。この再調査報告書が出て、当然、私の方は、時間をとってもらい市長から厳しい指導を受けたところである。そして、これもこの議会等で説明させていただいたけれども、この報告書について、そして再発防止について、保護者の方にご説明しなければいけないということで、直接説明をさせていただいた。そしてその時の厳しい思いについてもしっかりと受け止めている。そのことによって、許されるものではないけれども、今後しっかりとした体制を整えていく事によって、この件について少しでも前に進められるように、改善できるようにしていきたいというふうに思う。

いじめ重大事態に関する再調査報告書
(公表版)

令和 7年 4月 21日

習志野市いじめ問題再調査委員会

目次

第1 習志野市いじめ問題再調査委員会の概要等.....	3
1. 再調査に至る経緯.....	3
2. 再調査委員会の概要.....	4
第2 再調査の実施内容.....	5
1. 調査事項.....	5
2. 調査方法・調査に使用した資料.....	5
3. 活動状況.....	10
4. 関係者について.....	12
第3 本委員会の調査内容.....	13
1. いじめに該当する事実について.....	13
2. 学校の対応について.....	17
3. 市教育委員会の対応について.....	22
4. 原調査委員会の対応について.....	25
第4 問題点に対する評価.....	29
1. 基本的ないじめ法制度に対する理解の欠如.....	29
2. 原調査委員会の人選の不適切.....	33
3. 文書作成・保管義務の不遵守.....	34
4. 教員の不適切対応に対する指導の不十分さ、資料の不存在.....	36
第5 再発防止について.....	36
1. 基本的ないじめ法制度に対する理解の醸成.....	37
2. いじめ対応の現場での実践を可能にする体制づくり.....	39
3. 重大事態調査の第三者委員会の構成.....	45
4. 重大事態調査の記録の扱い.....	46
第6 おわりに.....	46
第7 関係法令等.....	47

第1 習志野市いじめ問題再調査委員会の概要等

1. 再調査に至る経緯

「習志野市いじめ問題対策委員会」(以下「原調査委員会」という。)は、習志野市内の公立小学校に通っていた当時小学5年生の女子児童(以下「被害児童」という。)が不登校に至った事案について、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項に基づき調査し、令和4年10月21日に「いじめ重大事態調査報告書」(以下「原調査報告書」という。)を習志野市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出した。

教育長は、令和5年2月1日付け教指第808号にて、原調査報告書を習志野市長(以下「市長」という。)に提出した。

市長は、原調査報告書の内容を検討し、また、被害児童の保護者から提出された「いじめ重大事態調査報告書(■■■■小学校)」に対する保護者の所見(令和5年1月30日付け)の内容も踏まえ、法第30条第2項に基づく調査を行う必要があると判断し、再調査を実施することとした。

令和5年8月23日、市長は同日付けの諮問により、習志野市いじめ問題再調査委員会(以下「本委員会」という。)に対し、次の事項を諮問した。

<諮問事項>

習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例第19条の規定により、調査の結果(手続きの適正と再発防止策)について貴委員会の意見を求めます。

内容につきましては、令和5年2月1日付け教指第808号にて、習志野市教育委員会教育長から報告のあった件の検証について、諮問するものです。

本報告書は、上記の諮問に基づき、原調査委員会による調査結果を再調査した結果を報告するものである。

なお、本再調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省。

以下「ガイドライン」という。)が明記するように、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に実施したもので、「民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない」ことを初めに改めて確認しておく。

2. 再調査委員会の概要

(1) 設置根拠

本委員会は、法第30条第2項に基づく組織として、「習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例(平成27年12月25日条例第25号。以下「いじめ問題対策委員会設置条例」という。)」により、市長の附属機関として設置されている。

(2) 委員の構成

本委員会は、学校の設置者及び学校等の関係機関とは関わりのない団体からの推薦により、専門性と公平・中立性が担保された、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱した者で構成されている。

- 委員長： 後藤 弘子 (国立大学法人 千葉大学 理事・副学長)
- 副委員長： 高橋 裕子 (一般社団法人 千葉県公認心理師協会)
- 委員： 柴橋 祐子 (臨床心理士・元千葉工業大学准教授)
- 委員： 西田 祥子 (千葉県弁護士会 子どもの権利委員会副委員長)
- 委員： 三束 武司 (公益社団法人 習志野市医師会)

第2 再調査の実施内容

1. 調査事項

- ① ■■■■■ 小学校(以下「学校」という。)の対応について
- ② 習志野市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)の対応について
 - ②-1 いじめ事案への対応について
 - ②-2 原調査委員会の委員構成について
 - ②-3 調査対応について
 - ②-4 被害児童及びその保護者への対応について
- ③ 原調査委員会の対応について
- ④ 学校・市教育委員会・原調査委員会相互のやりとりについて
- ⑤ その他、本委員会が検証・評価が必要と判断した事項について

再調査においては、学校、学校設置者である市教育委員会、原調査委員会等の原調査における関係機関の対応に関する事実関係の解明を調査事項の重点とした。

いじめに該当する事実については、被害児童の保護者からの意見聴取内容も踏まえ、発生から年月が経過し、当事者である関係児童の記憶も減退し、調査協力を得ることが困難である見込みであることから、関係児童の聴取等いじめの事実関係に関する追加調査は行わず、原調査委員会の調査結果を事後的に検証するにとどめた。そのため、本報告書では、関係児童についての記載は、単に「児童」とのみ記載する。

2. 調査方法・調査に使用した資料

(1) 聴き取り調査

①教職員

- ・令和2年度学校 校長 ■■■■■
- ・令和2年度学校 5年生担任 ■■■■■
- ・令和3年度学校 6年生担任 ■■■■■

②市教育委員会

- ・令和2～3年度 市教育委員会 指導課 [Redacted]
- ・令和3年度 市教育委員会 指導課 [Redacted]
- ・令和2年度 市教育委員会 学校教育課 [Redacted]
- ・令和2年度 市教育委員会 学校教育課 [Redacted]
- ・令和3年度 市教育委員会 学校教育課 [Redacted]

③原調査委員会

- ・ [Redacted]
- ・ [Redacted]

(2) 調査に使用した資料

No.	資料名
1	[Redacted]
2	[Redacted]
3	[Redacted]
4	[Redacted]
5	[Redacted]
6	[Redacted]
7	[Redacted]
8	[Redacted]
9	[Redacted]

10	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
11	[REDACTED]
12	[REDACTED]
13	[REDACTED]
14	[REDACTED]
15	[REDACTED] [REDACTED]
16	[REDACTED] [REDACTED]
17	[REDACTED]
18	[REDACTED]
19	[REDACTED]
20	[REDACTED]
21	[REDACTED]
22	[REDACTED]
23	[REDACTED]
24	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
25	[REDACTED]
26	[REDACTED]
27	[REDACTED]

28	[REDACTED]
29	[REDACTED]
30	[REDACTED]
31	[REDACTED]
32	[REDACTED]
33	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
34	[REDACTED] [REDACTED]
35	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
36	[REDACTED] [REDACTED]
37	[REDACTED]
38	[REDACTED]
39	[REDACTED]
40	[REDACTED]
41	[REDACTED]
42	[REDACTED] [REDACTED]
43	[REDACTED] [REDACTED]

44	[REDACTED]
45	[REDACTED]
46	[REDACTED]
47	[REDACTED]
48	[REDACTED]
49	[REDACTED]
50	[REDACTED]
51	[REDACTED]
52	[REDACTED]
53	[REDACTED]
54	[REDACTED]
55	[REDACTED]
56	[REDACTED]
57	[REDACTED]
58	[REDACTED]
59	[REDACTED]
60	[REDACTED]
61	[REDACTED]

62	[Redacted]
	[Redacted]
63	[Redacted]
	[Redacted]
64	[Redacted]

3. 活動状況

会 議	開 催 日	内 容
令和5年度 第1回会議	令和5年 8月23日	・ 諮問 ・ 協議
令和5年度 第2回会議	令和5年11月28日	・ 被害児童保護者からの意見聴取 ・ 協議
令和5年度 第3回会議	令和6年 1月25日	・ 協議
令和5年度 第4回会議	令和6年 2月20日	・ 市教育委員会指導課への聴取 ・ 協議
令和5年度 第5回会議	令和6年 3月 4日	・ 協議
令和5年度 第6回会議	令和6年 3月25日	・ 市教育委員会学校教育課への聴取 ・ 協議
令和6年度 第1回会議	令和6年 4月 8日	・ 校長及び担任教諭（当時）への聴取 ・ 協議
令和6年度 第2回会議	令和6年 4月22日	・ 原調査委員会委員への聴取 ・ 協議

令和6年度 第3回会議	令和6年 6月 6日	・協議
令和6年度 第4回会議	令和6年 7月22日	・協議
令和6年度 第5回会議	令和6年10月 3日	・協議
令和6年度 第6回会議	令和6年11月18日	・協議
令和6年度 第7回会議	令和6年12月20日	・協議
令和6年度 第8回会議	令和6年12月27日	・本委員会からの説明及び、 被害児童保護者からの意見聴取 ・協議
令和6年度 第9回会議	令和7年 2月14日	・協議
令和6年度 第10回会議	令和7年 3月18日	・協議
令和7年度 第1回会議	令和7年 4月21日	・被害児童保護者への調査結果の 説明 ・協議

4. 関係者について

本報告書における関係者は以下のとおりとする。

(1) 関係する教職員

校長	■■■■■
5年担任	■■■■■
6年担任	■■■■■

(2) 関係する市教育委員会職員

A	■■■■■	指導課■■■■■
B	■■■■■	指導課■■■■■
C	■■■■■	学校教育課■■■■■
D	■■■■■	学校教育課■■■■■
E	■■■■■	学校教育課■■■■■

(3) 関係する原調査委員会委員

■■■■■	片岡 洋子	千葉大学教育学部教授	学識経験者(教育)
■■■■■	高橋 馨	弁護士	学識経験者(法律)(令和4年4月より就任)
■■■■■	渡邊 惇	弁護士	学識経験者(法律)(上記弁護士の前任)
■■■■■	麻生 博子	人権擁護委員	学識経験者(人権)
■■■■■	堺 淑子	千葉県公認心理師協会	学識経験者(心理)
■■■■■	佐藤 裕幸	習志野市医師会代表	学識経験者(医療)

第3 本委員会の調査内容

1. いじめに該当する事実について

(1) 検討の経過

原調査委員会の調査結果の当否について、資料、及び教職員・市教育委員会職員・原調査委員会委員からの聴取内容と照らし合わせ、精査した。

その結果、原調査委員会の調査結果とは異なるいじめ事実や、原調査委員会の調査結果にはなく追加で認定すべきいじめ事実の存在をうかがわせる事情はなかった。また、関係機関の調査経過において、いじめ事実についての原調査委員会の調査結果の正当性・信用性を揺るがすまでの事情もなかった(詳しくは第3-4. -(2)-ウにて後述する。)

よって、本調査においても、原調査委員会の調査結果と同様のいじめ事実を認定した。

(2) 認定した事実

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block]

(3) 被害児童の欠席日数

		出席日数	病欠	事故欠	出席停止 (体調不良)	遅刻	早退
[Redacted]	[Redacted]	■					
	[Redacted]	■	■				
	[Redacted]	■	■				
	[Redacted]	■	■				
	[Redacted]	■	■				
	[Redacted]	■	■	■		■	
	[Redacted]	■	■	■			
	[Redacted]	■	■	■			
	[Redacted]	■	■		■	■	■
	[Redacted]	■	■	■	■	■	■
	[Redacted]	■	■	■		■	
	[Redacted]	■	■				
	[Redacted]	■	■	■	■	■	■
	[Redacted]	■	■				
[Redacted]	■	■					

	█	█						█
	█	█				█		█
	█	█				█	█	
	█	█		█		█	█	
	█	█				█	█	█
	█	█				█	█	█
	█	█				█	█	
	█	█				█	█	█
	█	█				█	█	
	█	█	█	█	█	█	█	█
█	█	█				█	█	
█	█	█				█	█	
	█	█				█	█	█
	█	█				█	█	
	█	█				█	█	
	█	█				█		
	█	█				█		
	█	█				█	█	
	█	█				█		
	█	█				█		
	█	█				█		
	█	█	█	█	█	█	█	█

※病欠：病気による欠席

※事故欠：病欠以外の欠席。家庭の事情や通院による欠席等も含まれる。

※出席停止（体調不良）：新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による特例であり、コロナ期間に風邪症状や体調不良等の申し出があった場合は、出席停止扱いとしている。

※休業日出席：夏休み中の登校日は出席必須ではないので、出席日数にはカウントしない。

(4)いじめによる重大事態の発生について

上記(2)で認定したいじめに該当する事実が発生した令和2年8月末ころから、被害児童は、それ以前にはなかった「出席停止（体調不良）」として欠席をするようになった。

同時に、遅くとも、被害児童母からいじめに該当する事実の申告があった令和2年9月25日ころには、被害児童にいじめに該当する事実による心身の苦痛が生じていたものといえる。

そして、被害児童母から、いじめ重大事態の申入があった令和3年2月18日には、被害児童の小学5年次における「出席停止（体調不良）」（＝欠席）は、いじめによる不登校重大事態における「相当の期間」の目安である（文部科学大臣決定・いじめの防止等のための基本的な方針）欠席日数年間30日に達している。

よって、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているといえ、法第28条1項2号のいじめ重大事態が発生したといえる。

なお、

2. 学校の対応について

(1) 認定した事実

ア 被害児童は、
の要配慮事項があった。

令和2年4月、被害児童小学5年次への進級時、学校は、コロナ禍の緊急事態宣言に伴う休校期間中であつたが、学校は、校長、5年担任、養護教諭と被害児童母との面談を実施し、被害児童に対する要配慮事項を確認した。

休校措置が終了した後も、生徒指導委員会で、被害児童については「報告」として、
を把握し、学校として配慮と見守りを継続することが確認されていた。

イ 令和2年8月末ころ(被害児童小学5年2学期開始ころ)から、上記1(2)で認定したいじめに該当する事実が発生するようになった。令和2年9月25日には、被害児童母からも「被害児童がいじめられている」旨の報告がなされるに至った。

令和2年9月26日、5年担任は、被害児童母と面談し、被害児童へのいじめに該当する事実の存在を認識した。そして、5年担任は、当該事実について、加害児童に対し事実関係の確認や指導をしたり、被害児童への謝罪の場を設けたり、被害児童の身体状況・治療状況をクラスの児童に対し説明したりするなどの対応をとつたが、いずれも、単発的な対応にとどまった。

学校として校内いじめ対策委員会を開催することはなく、生徒指導委員会では、被害児童について「報告」として、事実の確認と見守りの方針を継続するにとどまり、いじめの解消に向けた具体的な対応等が協議されることはなかった。

ウ

は、面談の実施を冬休み明けとした。

令和3年1月20日、被害児童父母と校長が面談し、被害児童父母から、被害児童についてのいじめの実態、5年担任の[]の不適切対応についての報告、担任交代とクラス替えの要求がなされた。

5年担任、校長は、同日の被害児童父母の報告をもってようやく、被害児童の訴えをいじめ防止対策推進法上の「いじめ」(法第2条第1項)として評価・認知するに至り、同日、校内いじめ対策委員会を初めて開催したが、具体的な協議内容は不明である。

5年担任は、それまで、被害児童に対するいじめの事実があること、これにより被害児童が精神的苦痛を感じていることを十分に把握していたにもかかわらず、相手が「いじめつもりでやったわけではない」と述べた場合は被害児童の受け止めの問題と捉えていた、毎回相手や内容が違っていたので、ずっと誰かにいじめられている認識ではなかった、と考えていたため、いじめとしての評価・認知が遅れた。そして、5年担任は、11月に、児童が陰で悪口を言っているといういじめの事実を把握しており、その時点で学校全体で問題に対応すべきだったとも考えていたようだが、結局、学校全体で問題に対応することはなかった。

校長は、被害児童の訴えを「トラブル」と捉え、後日改めて当事者に確認することもなく、その都度解決していると考えていた。

カ 令和3年2月18日、被害児童母から、いじめ重大事態申入がなされた。(なお、同日時点で、被害児童の小学5年次の欠席日数が30日に達していた。)

同年2月22日、校長は、被害児童母からのいじめ重大事態申入を受け、学校教育課 C 氏に相談した。校長は、いじめ重大事態申入にもかかわらず、被害児童の主訴は5年担任のいじめへの不適切対応だとして、指導課ではなく、学校教育課へ連絡したものである。

同日、校内いじめ対策委員会が開催されたが、いじめ重大事態申入れについての情報共有はなされていない。

同年2月26日、被害児童父母と校長が面談を行い、被害児童父母から、第三者委員による重大事態調査実施の要望があったが、校長はもう少し校内で検討したいと回答した。

同日、校内いじめ対策委員会が開催されたが、重大事態調査実施の要望についての情報共有はなされていない。

キ 同年3月26日、校長が『いじめの重大事態の認知に係る報告書』を作成した。

その後、重大事態調査について、調査主体や調査組織の構成についての検討すらなされず、学校の追加調査も行われないうちに、同年4月12日、校長が『いじめの重大事態の調査結果に係る報告書について(報告)』(以下、「学校報告書」という)を作成した。

この学校報告書は、被害児童に対し提供されることはなかった。

(2)対応の問題点

ア いじめ防止対策推進法上の「いじめ」としての評価・認知の誤り

本調査で認定した被害児童に対するいじめに該当する事実は、令和2年8月末ころから発生しており、令和2年9月25日には、被害児童母からも「いじめ」との文言を用いた申告があったものである。5年担任・学校はいじめに該当する事実の存在、及びこれにより被害児童が精神的苦痛を感じていたことを把握したのであるから、遅くともこの時点には、学校は、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」として評価・認知し、学校のいじめ防止基本方針に則った組織的対応をすべきであった。

しかし、学校が実際に当該事実を法文上の「いじめ」と認知して、校内いじめ対策委員会を開催したのは令和3年1月20日であり、遅きに失している。

学校がこのように法文上の「いじめ」評価・認知を誤った・怠ったのは、5年担任が法の定める「いじめ」定義とは異なる、独自の基準で評価をしていたこと、管理職、及び他の教員もそれを正すことがなかったことに原因がある。いじめ防止対策推進法制定下における教員としての基本的知識・能力に欠ける、不適切な対応であったといわざるを得ない。

学校の対応が遅れている間に、被害児童を対象とするいじめに該当する事実は断続的に発生している。5年担任が都度指導を行ったようであるが、単発的・形式的なものにとどまり奏功しておらず、当該対応は不十分・不適切であった。

そればかりか、5年担任による [REDACTED] という不適切対応といった、

さらなる被害が被害児童に生じていることから、学校の対応遅れの問題は深刻である。

イ いじめ重大事態対応の不適切さ

学校は、令和3年2月18日に被害児童母からいじめ重大事態申入を受けたにもかかわらず、被害児童の主訴が5年担任の不適切対応にあるとして、いじめ重大事態を所管する指導課ではなく、教員の監督を所管する学校教育課に相談しているが、これは初動における所管を誤ったものである。

校内いじめ対策委員会においても、重大事態対応についての協議がなされた形跡がなく、また、重大事態の調査主体・調査組織の構成についても何ら検討がなされず、調査組織・調査事項・調査対象のアセスメントが不十分なまま、結局は、学校主体のいじめに関する調査も行わずに、従前の指導の際の聴取事項のみで、重大事態に関する学校報告書を作成するに至っている。さらに、当該学校報告書が被害児童に提供されなかったばかりか、その作成自体について被害児童に報告されることすらなかった。この学校報告書は、重大事態調査報告としての最低限の実態すら伴っていないものと評価せざるを得ない。

ウ 極めて不適切な

5年担任が、
ことは、極めて不適切である。加えて、5年担任は、
であることを十分認識していたのであり、極めて不相当な対応であったと言わざるを得ない。

を事前に被害児童に知らせて意向を確認しなかったこと、被害児童母からの抗議を受けても、配慮のない表現で弁解した可能性があること、等、
前後の5年担任の振るまいも、いずれも極めて不適切である。

指導課 B 氏は、同年3月27日の面談時に、被害児童父母に対し、重大事態調査結果について説明したことをもって、重大事態調査結果の提供にあたりと述べているが、面談時における説明内容が不明であるため、これを提供と評価することはできない。また、指導課 B 氏は、ガイドラインによる調査結果の情報提供及び説明について、口頭でのみ説明すればよいという認識であり、大事なものは被害児童のその後の学校生活での安心であると述べているが、その後、指導課が学校に対し、被害児童の安心確保について指示や確認をした記録は見当たらない。

オ 令和3年9月29日、被害児童代理人より習志野市総務課宛になされたいじめ重大事態再調査申入に対し、指導課 B 氏が作成した「いじめ重大事態調査に係る背景説明」(以下「背景説明」という)が、市教育委員会から発出された。

背景説明では、第三者調査は被害児童が希望しなかったため行わなかった旨の説明がなされているが、第三者調査の要否を被害児童に確認した事実についての記録はない。

また、被害児童代理人からの申入は、総務課宛に「再調査」を求めるものであるが、背景説明は、「総務課」ではなく「教育委員会指導課」が作成し、被害児童の希望があれば、「再調査」ではなく「法第28条の重大事態調査」をすべきとの記載となっている。

「再調査」申入に対し、「法第28条の重大事態調査」の実施を提案したことについて、検討の経過を示す記述や、他の記録はない。

(2) 対応の問題点

ア おざなりないじめ重大事態対応

指導課は、5年担任の不適切対応への不満が被害児童の主訴と捉え、いじめ重大事態事案としての対応をおざなりにした。調査主体、調査組織の構成についてのスクリーニングについての学校への助言、被害児童への調査方針の説明、被害児童に対する調査結果の情報提供等、学校設置者としてのいじめ重大事態の対応としてなすべき手続が何らなされていない。さらに、調査時点(令和6年2月)においてもなお、当時の指導課担当者はその問題性を全く理解しておらず、その状況は深刻である。

イ 5年担任に対する指導・処分の不十分さ

学校教育課は、5年担任の不適切対応への対応を期待され、5年担任の聴取に同行したものの、本事案に対する当事者意識に欠け、その後の5年担任への適切な対応(指導・処分等)をしなかった。

なお、5年担任に対しては、XXXXXXXXXXについて口頭レベルでの注意があったと述べる関係者も複数あったが、注意がなされたこと・その内容については全く記録がなく、その対応の実効性は不明であること、実際に、調査時点(令和6年4月)における5年担任の不適切対応についての認識は極めて薄かったことから、実効性のある適切な対応はなされていないものと同等と評価せざるを得ない。

ウ 再調査申入への対応

被害児童の総務課宛再調査の申入に対し、再調査ではなく、法第28条の重大事態調査をすべきとの見解が、何らの説明もなく示されているが、法制度の理解を誤ったものである。

本件では、学校報告書により、重大事態調査としての報告がなされていたのであるから、再度の調査を要する場面では、法第30条第2項の再調査の実施を検討することになる。本委員会としては、上述のとおり、学校報告書は、重大事態調査報告としての最低限の実態すら伴っていないものと評価しているため、結果的に、学校報告書をなかつたものとして、ここで法第28条に基づく重大事態調査の対応をしたことに正当性はあるとは考えるが、これらの検討なしに対応したことは、法制度の理解を欠いた問題の大きい対応と考える。

4. 原調査委員会の対応について

(1) 認定した事実

ア 令和3年10月21日、教育委員会から原調査委員会に対し、本事案(令和3年3月26日付重大事態報告)が諮問(いじめ問題対策委員会設置条例第9条第2項・法第28条第1項の重大事態調査)された。

同日以降、令和4年10月21日までの間に、本事案についての調査審議のための会合が別紙のとおり20回開催された。

これら会合のうち、「会議」の定足数(いじめ問題対策委員会設置条例第13条第2項)を満たす委員の過半数が出席したのは6回(調査方針の検討、被害児童父母の聴取、学校職員の聴取、被害児童父母への中間報告)だった。

学校職員の追加聴取は、日程調整の機動性から、委員長が1人で行った。

児童の聴取は委員長と■委員の2名が行った。

報告書の作成は、委員長と■委員の2名が行った。すべての聴取に関わり、メモ・記録をしていたのは委員長であったこと、■委員は調査途中から委員となったことから、報告書の下書きは委員長がすべて作成した。その後、それを整理する形で、■委員がまとめた。

■委員は、元習志野市立小学校長であることが調査途中で判明したため、令和3年11月18日(第4回)の学校職員聴取に関わった以外は、聴取の職務から外れた。

イ 原調査委員会の担当事務局は、指導課 B 氏であった。

指導課 B 氏は、事務局として、聴取の日程調整や、関係者との連絡調整、委員間の情報共有の仲介、学校で行う聴取の際の委員長の送迎を行った。

委員間の情報共有(委員長による関係者聴取結果や中間報告内容の事前共有、報告書の内容確認など)は、委員長から指導課 B 氏にメールで送付し、指導課 B 氏を経由して各委員に送付していた。■委員以外の委員はメールを使わないため、指導課 B 氏からメール内容を印刷した物を郵送したり持参したりしていた。

なお、令和5年3月8日、被害児童からの自己情報開示請求に対する決定通知について、指導課 A 氏は、委員間でのメモや文面でのやりとりではなく、頭の中だけでやっていたと回答している。指導課 A 氏は、かかる回答をした理由について、実際に電話でのやりとりが主でメモ等のやりとりは少なかったから等述べるが、上述のとおり、情報共有はメールや書面の郵送で頻繁に行われていた。

学校で行う聴取の際に、指導課 B 氏は、送迎のため委員長に同行し、学校職員の聴取では相席していたが発言はしていない。児童の聴取では相席はしていない。

指導課 B 氏は、情報共有を仲介することで、委員会での調査審議の経過を全て把握しており、調査の進め方や方針についても、委員長と指導課 B 氏と2人で協議して決定していったことも多く、調査手続の全般にわたり深く関与していた。

ウ 指導課 B 氏は、原調査委員会における調査・審議に関しては議事録を作成する必要がないと考え、調査の実施の過程、調査内容、報告書作成の過程についての記録を作成しなかった。

児童の聴取に際しては、指導課が準備したICレコーダーで録音した。録音データは、委員長が私物のパソコンにコピーして保存したほか、ICレコーダー内にも保存され、指導課 B 氏も適宜利用していた。

当該録音データ等は、報告書を作成するために「一時的又は補助的な用途に用いる文書等」にあたり保存期間は1年未満とされていることから（習志野市教育委員会文書管理規程第30条別表第2）、指導課においてすでに廃棄されている。ガイドラインにおいては、案件の記録は5年保管とされているが、指導課 B 氏は録音データ等が5年保管を必要とする記録に該当しないと認識していた。再調査の諮問がなされたときに備えて記録等を保管しておくべきという認識も、指導課 B 氏にはなかった。

委員長は、原調査委員会の委員長を辞することとなった令和5年3月ころ、委員長が保管していた原調査委員会の資料・データの消去・廃棄の可否を指導課 B 氏に確認し、消去・廃棄してよいとの回答を得た。令和5年12月ころ、委員長の私物パソコンのメモリがデータでいっぱいになったため、その機会に併せて、私物パソコン内に保存してあった原調査の資料・データを消去した。

エ 令和4年10月21日、原調査委員会から教育長宛の、原調査報告書が作成された。

原調査委員会の調査の結果、いじめ事実については、被害児童の言い分と、原調査委員会で聴取した他の児童の言い分に食い違いがあったため、検討のうえ、可能な範囲で事実認定をした。

また、原調査委員会は、被害児童の訴えとして、5年担任の不適切対応への不満や5年担任の処分要望が大きいことは承知していたが、いじめ重大事態調査はいじめ事実を調査するもので、原調査委員会には教員の不適切対応について検討する権限はないため、5年担任の不適切対応については、学校の対応の問題点として報告書に記載することで対応した。

(2)対応の問題点

ア 事務局の人選

指導課B氏は、令和3年2月以降の被害児童からのいじめ重大事態申入に対応してきた者である。

原調査委員会で第三者による重大事態調査を行う際には、被害児童からのいじめ重大事態申入に対する教育委員会の対応、すなわち指導課B氏自身の対応も、当然調査の対象となる。

しかしながら、指導課B氏は、調査対象でありながら、調査主体である原調査委員会の事務局として、手続に深く関与していた。調査対象が調査主体となる(自己審査)こと自体、調査の公正性が疑われると事態となっている。

また、実際にも、いじめ重大事態申入から原調査委員会への諮問までの対応については、原調査委員会では全く調査の対象とはなっていなかったが、これには、事務局に指導課B氏が就任したことの影響が少なからずあると考えられる。

本委員会の調査では、上述のとおり、まさに、このいじめ重大事態申入から原調査委員会への諮問までの、学校及び市教育委員会の対応に多くの問題点があったことが明らかになったものであり、原調査委員会の調査は、調査の対象とすべきものを欠いた点で極めて不十分なものであった。

イ 杜撰な記録の保管

原調査委員会の事務局による記録の保管は、あまりにも杜撰なものであった。

事務局である指導課 B 氏は、調査であるから議事録は不要と考えた旨述べるが、法令の定め云々以前に、一般の職務慣行とはおよそかけ離れた認識であることは否めない。ガイドラインも参照せず、習志野市教育委員会文書管理規程を形式的に解釈して、再調査に必要な記録を早々に廃棄してしまったことも、事務局として重大な過失があったといわざるを得ない。

さらに、被害児童からの自己情報開示請求に対し、指導課 A 氏は、委員間のやりとりのメモ・書面はないと回答をしていることも問題である。

ウ 不適切な委員の構成・役割分担

原調査委員会に、第三者性に疑義のある委員があったことは問題である。もっとも、当該委員を聴取に関与させなかったことで、聴取内容の公正性には大きな影響はなかったものとする。その意味で、いじめ事実についての原調査委員会の調査結果の正当性・信用性を揺るがすまでの事情はないものと判断した。

また、調査にほぼ関与しない委員がおり、「会議」の定足数を満たしたのが開催 20 回中 6 回であったということも、形式的には問題がある。もっとも、定足数を満たさなかった回の主な内容は調査であり、調査については、機動性と適性を考慮して、一部の委員で行うことも許容されるものとする。実質的な影響は大きくなかったと考える。

第4 問題点に対する評価

1. 基本的ないじめ法制度に対する理解の欠如

(1) いじめとしての評価・認知と対応についての知識・理解の欠如

ア 法文上の「いじめ」概念・対応についての知識・理解の欠如・誤り

いじめ防止対策推進法上の「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条1項）。

また、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（目安は3か月）継続していること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされている必要があり、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないとされている（文部科学大臣決定・いじめの防止等のための基本的な方針）。

しかしながら、5年担任、及び校長には、これら法制度・定義についての知識が欠如していた。

そのため、5年担任は、被害児童がいじめ事実の存在とそれによる心身の苦痛を訴えているにもかかわらず、相手が「いじめつもりでやったわけではない」と述べているから単に被害児童の受け止めの問題と捉えていた、毎回相手や内容が違っていただけでずっと誰かにいじめられている認識ではなかった、等と考えて、法文上の「いじめ」として評価・認知をしなかった。また、形式的に謝罪をさせたのみで安易に解消したものとした。

校長は、被害児童の訴えを「トラブル」と捉えたうえ、その後の経過について確認もせず、安易に解決していると考えた。

法文上の「いじめ」概念の知識・理解の欠如により、いじめとしての対応がなされず、また解消もされないままとなり、被害児童の心身の苦痛が長期間継続することとなった。

イ いじめに対する組織的対応に関する法制度についての知識・理解の欠如

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「学校いじめ対策組織」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならないとされている(文部科学大臣決定・いじめの防止のための基本的な方針)。

しかしながら、上述アで述べたとおり、5年担任、校長のいじめ知識の欠如により「いじめ」としての評価がなされなかったため、学校の組織的な対応もなされなかった。

なお、被害児童については、XXXXXXXXXX以降の経過報告の必要もあり、最初のいじめ申告を含むいじめ事実に関する相談についても、都度生徒指導委員会で報告がなされていたにもかかわらず、5年担任、校長以外の教職員も、令和3年1月20日に至るまで、「いじめ」として評価・対応することの必要性に気づかず、言及もしなかった。その後、開催されていた校内いじめ対策委員会については、協議の記録もなく、本事案におけるいじめ解決のための実質的な活動がなされていない。

これらを併せ考えると、いじめに関する法制度についての知識の欠如は、学校の全教職員に及んでいたことも疑われる。

ウ いじめに関する基本的知識・対応の欠如

法が制定されてから10年以上が経過し、上述の「いじめ」の定義やいじめの「解消」の目安については、いじめに関する法制度における初歩的・基本的な知識である。また、いじめに対する組織的対応も、法、基本的な方針、習志野市いじめ防止基本方針、学校のいじめ防止基本方針でその必要性が謳われているところであり、法の解釈に則った対応をすることは決して不可能ではなかった。このような基本的知識・対応の欠如により、被害児童の苦痛が長期間に及んだことは、法令順守の観点から見過ごすことのできないほど重大な事態である。関係教職員は猛省すべきである。

被害児童には、XXXXXXXXXXに伴う苦痛も併存していたことは事実であるが、そのことは、被害児童のいじめに該当する事実についての訴えを軽視したり、見逃したりしていいことの言い訳にはならない。

ず、後述するとおり、重大事態調査において検討すべき事項等について、指導がなされず、学校での検討自体が全く行われたい事態につながったと考える。

学校、教育委員会のいずれも、基本的ないじめ重大事態対応に関する知識を欠いたうえに、被害児童の訴えの内容を真摯に検討する姿勢も欠如していたと言わざるを得ない。

イ いじめ重大事態調査についての知識・理解の欠如、対応に関する判断の誤り

重大事態調査の組織の設置については、学校の設置者すなわち教育委員会が、調査主体について、学校が主体となるか、学校の設置者が主体となるかの判断を行うこと、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断することとされている(ガイドライン)。

しかしながら、本事案では、学校、及び教育委員会がともに、かかる観点からの事案のスクリーニング・判断を、全く行っていない。

また、その後作成された学校報告書は、題名こそ「いじめの重大事態の調査結果に係る報告書について(報告)」とされているが、学校いじめ対策組織(本事案では学校(校内いじめ対策委員会))による調査は全く行われていない。

調査自体が行われていないため、当然、ガイドラインに定められた調査方針の説明も行われていないが、調査を行わないことについての説明すら、被害児童に対して行われていない。

以上のとおり、本事案による学校、市教育委員会の重大事態調査申入に対する対応は、ガイドラインの示す最低限の手續の履践もなされていないものである。

なお、ガイドラインには、第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合として、学校いじめ対策組織の調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者が納得しているときを例示している。しかしながら、上述のとおり、本事案では、学校いじめ対策組織である校内いじめ対策委員会による調査と考えられる活動があったこと自体が認められない。また、5年担任、校長は、謝罪をさせたことで安易に解決したと誤った解釈をしていただけで、事実関係の全貌が十分に明らかにされたとも、関係者、ことに被害児童が納得しているともいえず、第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合に該当するとはいえない。

むしろ、本事案では、被害児童が[]による苦痛をも併せ持っており、小学5年2学期からのいじめに該当する事実に伴う精神的苦痛が解決せず、いじめ重大事態にまで発展していることに鑑みれば、学校を主体とした被害児童の支援・心身の苦痛の解消は限界を迎えており、この令和3年2月の被害児童からのいじめ重大事態申入があった時点で、教育委員会を主体とした、第三者を加えた組織で、重大事態調査を行う判断をすべきだったと考える。

ウ 再調査申入への対応の誤り

上記第3-3. -(2)-ウで述べたとおり、市教育委員会が、被害児童の再調査の申入に対し、何らの検討もなく、法第28条の重大事態調査をすべきと回答したことは、法制度の理解を誤ったものである。

なお、本委員会としては、学校報告書を、重大事態調査報告としての最低限の実態すら伴っていないものと評価しており、法第28条に基づく重大事態調査の対応をしたこと自体に正当性はあると考えることも、上記第3-3. -(2)-ウで述べたとおりである。

2. 原調査委員会の人選の不適切

(1) 事務局の人選の不適切

上述したとおり、本事案では、学校報告書の作成から原調査委員会に調査が諮問されるまでの過程も、原調査委員会での調査対象とされるべきであった。

よって、それまでの手続に関与していた指導課 B 氏は、原調査委員会の手続に関与すべきではなかった。

指導課 B 氏が原調査委員会の事務局として、原調査委員会の手続に関与したことで、形式上の自己審査となり、原調査委員会の第三者性・公平性に疑念を生じさせ、関係者との信頼関係構築に大きな支障を生じさせた。実質的にも、指導課 B 氏が関与したことが影響してか、原調査委員会では、学校報告書の作成から原調査委員会に調査が諮問されるまでの過程については、その問題性すら指摘されておらず、実際に、調査対象から外れるという弊害が生じている。

指導課 B 氏を原調査委員会の事務局として関与させたことは、適切ではなかった。

(2) 委員会構成員の第三者性をはじめとする委員会運営の問題

原調査委員会に、第三者性に疑義のある委員があったこと、調査にほぼ関与しない委員があり、原調査委員会の会合は「会議」の定足数を満たさない回が大半であったこと、が問題であることは、上述第3-4. -(2)ウで述べたとおりである。

本委員会では、これら問題点は、原調査委員会の調査結果にも影響を及ぼすまでのものではなかったと考える。

なお、被害児童から、委員の追加選任の要望もあったことに対し、原調査委員会、そして市教育委員会はこれに応じず、また、応じなかったことについての真摯な説明がなされなかったことは、さらなる被害児童の不信、苦痛を招く結果となった。

3. 文書作成・保管義務の不遵守

(1) 原調査委員会の議事録の不存在

指導課 B 氏は、原調査委員会の調査・審議に関する議事録を作成する必要がないと考え、作成しなかった。

原調査委員会は、いじめ問題対策委員会設置条例第8条に基づき設置される附属機関であるから、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針(以下「審議会指針」という。)における「審議会等」(審議会指針第2項)にあたる。そして、審議会等の会議経過及び結果の正確性を確保するため、事務の所管課は必ず会議録を作成するものとされている(審議会指針第9項)。

よって、原調査委員会においても、会議録(いわゆる議事録)を作成すべきであったところ、これが作成されなかったため、本委員会の調査においても、原調査委員会の会議経過を確認したり、その結果の正確性を検証したりすることがおよそ不可能となるという重大な影響を受けた。

指導課 B 氏は、法第14条第3項に基づき設置されたいじめ問題対策委員会においては議事録作成業務を行っていること、調査の際には会議録を作成しなくてよ

いと考えた理由についての指導課 B 氏自身の説明が不明瞭であること、法令の定め云々以前に、職務慣行としても、会議の際に議事録として記録を残すことは広く一般的に行われていることからしても、指導課 B 氏の、原調査委員会の議事録を作成する必要がないと考えたとの発言は不適切である。

(2)原調査委員会の記録の不適切な廃棄

指導課 B 氏は、原調査委員会にて実施した関係者聴取の録音データ等について、報告書を作成するために「一時的又は補助的な用途に用いる文書等」にあたり保存期間は1年未満とされているとして(習志野市教育委員会文書管理規程第30条別表2)、廃棄してしまった。

さらに、指導課 B 氏は、令和5年3月ころ、委員長から尋ねられ、委員長が保管している原調査委員会の資料・データの消去・廃棄をしてもよいと回答した。

ガイドラインにおいては、案件の記録は5年保管とされていること、いじめ重大事態調査においては、再調査が制度上想定されていること(法第30条2項)からすれば、ここで市教育委員会の内規を形式的に適用することは不適切である。本事案では、令和5年1月30日付けの被害児童の所見から、再調査実施も十分に予想されたところであり、再調査終了までは原調査委員会の資料・データの消去・廃棄はすべきではなかった。

原調査委員会の事務局であった指導課 B 氏には、ガイドラインが記録の5年保管を定めていることも、制度上再調査が想定されていることも、いずれも認識がなかったとのことであるが、いじめ重大事態に対応する役職にある者として必要な知識・認識を欠くもので、重大な過失といえる。そして、その重大な過失により貴重な原調査委員会の記録が失われたことは、不適切と言わざるをえない。

4. 教員の不適切対応に対する指導の不十分さ、資料の不存在

本事案で、被害児童に対するいじめに該当する事実が断続的に発生する最中に発生した、5年担任による不適切対応()について、市教育委員会(学校教育課)、校長等からの指導の記録はない。

口頭注意がなされたとの発言はあるが、記録がなければ、指導の内容のみならず、指導の存否自体も不明である。

なお、本委員会による聴取の際の5年担任の態度からは、自身の不適切対応が、いじめ対応も十分になされない中、被害児童に対し、による苦痛を再認識させ、苦痛を増幅させたことに対する認識・反省は感じられず、指導はなかったか、あっても実効性はなかったものとする。

教員の不適切対応に対する、注意の記録すら残らないのであれば、口頭注意を繰り返し受けている教員の技量を評価し、的確に処分等の対応をすることが困難となる。口頭注意のみで記録はしないのが市教育委員会の慣行のようであるが、一般的な慣行とはやはりかけ離れていると言わざるを得ない。

教員の不適切対応に対する指導の対応については、懲戒処分に至らずとも悪質性が高いものについては、書面ですべきであるし、対応をしたことの記録も残すべきである。そして、本事案での5年担任の不適切対応の問題性は大きく、何らの記録も残さないとの対応は不適切であった。

第5 再発防止について

今回の再調査を通じて、「いじめ防止対策推進法によって学校現場へ調査、報告、検証、事実認定、文書公表などの業務が導入されたが、この実務面での大きな変更に対して学校現場(市教育委員会も含めて)は、まだ追い付いていない現状が明らかになった。今回の再調査では、不適切な対応を行った個人名を上げざるを得なかったが、個人の責任を追及することが本再調査の目的ではない。重要なことは、担任や指導課担当者が誰であっても、法に則った適切な対応ができる体制作りが喫緊の課題といえる。また、残念ながら適切な対応ができなかったとしても、それを早期にチェックできる組織としてのセーフティネットを設けることが必要といえる。

この点を踏まえて、留意すべき基本事項及び、具体的な対応策を述べる。

1. 基本的ないじめ法制度に対する理解の醸成

本事案においては、関係各所において、基本的ないじめ法制度に対する理解の欠落が顕著であり、これにより、いじめ対応、原調査委員会による調査過程を通じて、被害児童の苦痛が増幅された可能性がある。

いじめ法制度に対する理解の醸成は、再発防止に不可欠である。

また、本事案における基本的ないじめ法制度に対する理解の欠如は、個々の職員の理解不足がその要因ではなく、これを指導すべき立場にある市教育委員会指導課の理解の欠如が要因であることから、もはや全校、全市にわたる組織的な欠陥と言わざるを得ない。組織的な対策をとることが不可欠である。

(1) いじめ法制度の基本的理解を深める研修を実施する

いじめ防止対策推進法、いじめ防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等、いじめ法制度の関連知識について、まずは、学校のいじめ防止対策についての責務を負い、教職員への研修も行う市教育委員会指導課が正しい知識をもつことが大前提である。

ア いじめ法制度理解に焦点を当てた研修の実施

全教職員を対象に、いじめ法制度の関連知識を理解することを徹底するための研修を実施し、これを継続することが望まれる。本市では令和4年度から5年度にかけていじめを重篤化させないための教職員研修を、令和6年度にはいじめの防止研修を行い、さらに、必要に応じて、市教育委員会の担当指導主事が各校で研修を行う取り組みが行われているようだが、「重篤化させない」「防止する」以前の基本的ないじめ法制度への理解を図る目的の研修の実施が必須と考える。また、実効性のある研修実施のため、全教職員向けの研修の講師の人选にも留意されたい。とりわけ市教育委員会では、法務相談事業(いわゆる「スクールロイヤー制度」)として、千葉県弁護士会から推薦を受けた弁護士による、教職

員研修を実施する体制がある。指導課指導主事や全教職員に対して、同体制を活用して、弁護士を講師とした基本的ないじめ法制度について充実した内容の研修等を実施することが望まれる。

イ 教職員のニーズを踏まえた応用的な研修の実施

基本的ないじめ法制度への理解を徹底したうえで、知識のみでなく実践できる力をつけることができるような応用的な研修を実施する必要がある。具体的には現場の教職員が実際にいじめ問題への対応で困っていることや研修内容のリクエストなど、教職員のニーズを把握し、事例等を用いた体験研修を行うなどがあげられる。研修を継続して行い、教職員が児童生徒の理解を深め、教育相談的関わりの資質を高められるようになる研修等ができればより望ましい。

(2) 法文・ガイドライン等を手元に常備する

いじめが起きたときや、いじめ重大事態が疑われる場面において、市教育委員会指導課、及び学校の教職員がいつでもすぐに関係法規を参照できるように、手元に相応の形式で常備しておくことが望ましい。

関係法規には、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態調査に関するガイドライン、習志野市いじめ防止基本方針、各学校のいじめ防止基本方針等が挙げられる。

理解の確認のためにチェックシート(文部科学省。令和5年7月7日「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」の配布について)等)を活用することも有効である。さらに、いじめ事案対応のスタートラインにおいて、関係職員同士が関係法規の理解を共有した上で対応や事実調査にあたるようルール化することまでできるとさらに望ましい。

(3) 管理職による教職員のいじめ法制度の理解度チェック

本市のいじめ基本方針、そして、これに基づき策定された学校いじめ防止基本方針に沿った組織的、継続的な対応ができるよう、各学校において、管理職は全教職員が学校いじめ防止基本方針についての共通理解を有しているか、また当該学校

いじめ防止基本方針に定めるいじめ対策組織が実効性のあるものとなっているか、定期的に見極める必要がある。

(4)市教育委員会指導課による各学校のいじめ対策組織のチェック

市教育委員会指導課は、研修で教職員に法に則ったいじめ理解を図るのみでなく、各学校の学校いじめ防止基本方針が学校の現状に合っているか、いじめ対策のための組織が機能できているか、一人一人の教職員が法に則ったいじめ理解ができているかについて、確認を行う必要がある。学校のいじめ認知・報告書の書式の工夫、学級ごとのいじめの実態調査、各教職員のいじめ理解に対するチェックシート等を活用することで各学校や教職員の状況把握に努め、必要に応じ助言指導を行うことが重要である。

2. いじめ対応の現場での実践を可能にする体制づくり

(1)早期発見のための工夫

ア 情報の集約・共有の工夫

本事案では、生徒指導委員会で被害児童の報告があがっているにもかかわらず、いじめ事実を教職員のだれもが認知せず、組織的対応、具体的には校内いじめ対策委員会の開催が遅れに遅れた。

本事案発生後の令和5年度、当該校のいじめ防止基本方針では、いじめ認知のフローチャートに集約担当が配置され、緊急性の高さをアセスメントし対応していくことになっているが、この集約担当による情報集約の実効性をより高める具体的な工夫がさらに必要である。

その一例として、被害児童に係るできごとを教職員が5W1Hで、時系列で記入していく表(A3用紙や表作成ソフトを利用)の作成があげられる。足りない情報や空白を各々で埋めながら、その児童を取り巻く情報を一元化することで、いつでも共有が可能となる。具体的には、行に年月日、列は担任、管理職をはじめとした教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど担当者ごとに分けてその子どもに関する出来事や事実を記入していく方法がある。

重大事態になりうる緊急性の高いケースを感知するには、一人の教員の持つ情報だけでなく、学校全体として互いに知りえた情報を提供し、共有できるような実務的なレベルでのしきみを作る必要がある。

特にいじめによる不登校重大事態においては、欠席日数だけではなく早退や遅刻等の不登校傾向の状況も含めて、当該児童の不登校傾向の累積や変化を視覚化するなどの工夫を行い、管理職や複数の教員で常に共有できる体制を作ることが早い段階での気づきにつながるといえる。

イ 欠席日数等の適切な把握

いじめによる不登校重大事態における「相当の期間」の欠席は、欠席日数が年間30日であることを目安としている(文部科学大臣決定・いじめの防止等のための基本的な方針)。」しかし、これはあくまで目安であり、30日に至らないからといって消極的な対応をすることがないようにする必要がある。さらに、欠席だけではなく、遅刻や早退、あるいは別室登校なども不登校傾向を表す重要なサインといえる。怖くてクラスに入りにくい、緊張し、一日教室にいるのはつらいといったことが遅刻や早退の背景に関わっている場合も多く、被害児童の心理的な苦痛を把握する際には、このような欠席以外の状況についても目を配る必要がある。

本事案でも、被害児童は、令和2年6月(4月、5月は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う休校)から11月末までの累積日数は欠席15日、遅刻14日、早退5日であり、欠席は30日に達していないものの、遅刻と早退を含めると出席状況はかなり悪化していたといえる。特に遅刻は令和2年11月には前々月に比して10日増えており、いじめの訴えがあった時期に急増したといえる。本事案の被害児童は、XXXXXXXXXX、9月以降はいじめにより心理的に大きな苦痛を受けていたことは明らかであり、11月の時点において、登校が相当厳しい状況にあったことが指摘できる。

また、本事案では、被害児童が小学5年次に、コロナ禍によって4月～6月半ばまで、例年よりおよそ50日登校日が少なく、その間は欠席がカウントされていないという特殊な状況があった。このような状況下では、重大事態の疑いの目安とされる欠席日数30日をさらに少なく見積もるべきであった。コロナ禍のみならず、今後も様々な状況が重なりうることも予想されるところ、それらの様々な状況を十分考慮し、被害児童の置かれた状況を判断して、不登校重大事態となる欠席日

数の目安を弾力的に運用することも必要である。

ウ 外部専門家の積極的活用

学校のいじめ対応において、集約担当は緊急性のアセスメントの役割を担っているが、学校内部の関係者のみで検討するのではなく、外部の専門家の助言を積極的に受けようとする必要がある。学校が躊躇することなく相談できる制度があることは、適切な対応を行う上できわめて重要である。そのためにはスクールロイヤー制度をはじめ、普段から随時協力を得られる制度を自治体が整備し、学校現場に周知する必要がある。

本事案では、被害児童が [REDACTED] 困難な学校生活を送っていたという事情があり、そんな中、いじめ事実や担任の不適切対応といった苦痛が重なり、長い期間にわたって続いていたのであり、専門的な第三者の目が加われば、その精神的な傷つきの大きさ、対応の必要性・緊急性にもっと早い段階で気づくことができた と推察される。

エ 児童生徒による早期のSOS発信を促進するための体制づくり

児童生徒が早期に教職員へSOSを出すことができれば、いじめが深刻化する前に早期に対応ができる。市教育委員会指導課によるいじめアンケート、SOSの出し方教室等の取組はすでになされているが、今後さらに、児童生徒がよりSOSを発信しやすくなるような具体的な方策を検討する必要がある。

また、学級担任への信頼感の醸成は重要と考える。担任がいじめと捉える具体的な言動をあげて、そのような行為をしないこと、もし、そのような行為をされたり、見たりしたときには担任またはそれ以外の教員でもよいので、誰かに相談してほしいことを伝え、必ず対応をすることを伝えておくことで、児童生徒に、担任は力になってくれるという信頼感・安心感を持ってもらうことができ、SOSを発信することに繋がる(なお、本事案では、5年担任が、被害児童へ極めて不適切な対応をしたことで、信頼関係が徹底的に破壊された。不適切対応をしないことは当然のことではあるが、それを予防するためには、教員同士の相談体制・組織的対応をこころがけるほかない)。

担任以外の相談先の周知も併せて行うとさらに効果的であろう。養護教諭や教

育相談担当教諭、部活動の顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど担任以外でも誰でも相談ができることを周知しておく。また、習志野市総合教育センターの匿名相談アプリ(通称「STANDBY」)もあるので、使い方の周知を行うとよいだろう。

オ 不適応行動支援によるいじめの早期発見

不適応行動への支援を通じて、いじめ早期発見の端緒とすることもできる。

学校を休みがちになる、心身の不調が続く、自分を傷つける行為が見られる等の様々な不適応行動は、児童生徒が何らかの支援を必要としているサインである。どうしてそういう行動をしているか背景を考え、児童生徒に寄り添って話を聴き、場合によっては保護者とも連絡をとり、児童生徒の理解を深めて対応をすること、学級の間関係や力関係などにも目を配り、学級の間関係との関連も考えることで、一見いじめとは関係ないと思われる事案でも背景にいじめがあることを発見できる可能性がある。

この判断は、担任など1人に任せると誤った理解や不適切な対応に繋がる恐れがあるので、生徒指導委員会や教育相談部会などで報告相談し、組織的に判断、対応をすることも重要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家への相談も児童生徒の理解に役立つだろう。

生徒指導委員会や教育相談部会は担任から報告を受けるだけでなく、事実関係の把握と組織的対応を行うことを心がける。

管理職は教職員が様々な困難を抱えている児童生徒を一人で抱えていないか、不適切な対応をしていないか注意を払い、察知したときには直ちに指導助言を行う。これらの組織的な不適応行動支援により、いじめの早期発見が可能になることが期待される。

カ いじめの相談・報告がしやすい風土づくり

早期の組織的対応のために不可欠なのは、いじめに気づいたときに教職員が管理職にすぐに相談・報告しやすいこと、同時に管理職も市教育委員会指導課へ相談・報告しやすいことである。

いじめはどの学校、どの学級でも起こりえるという認識のもと、教職員も管理職も躊躇することなく組織としての対応を開始し、重大事態が疑われる場合は市教育委員会指導課へ早急に報告するという体制が求められる。いじめの訴えを軽く見たり、結果的に隠ぺいを疑われたりすることがないようにどの学校もいじめに対して真摯に向かい合う風土作りが望まれる。

また、保護者から学校を飛び越え、市教育委員会へ直接相談があった場合は、すでに学校との関係に問題が生じていることが多く、支援が必要ないじめ事案の早期発見の端緒となり得る。市教育委員会は、誠意を持って対応し、学校の信頼関係の改善を図りつつ、学校に状況の確認を行い、問題の整理を行い、対応の指導助言を継続することが望まれる。

(2)いじめ認知後の適切な対応

ア 認知後は早期に対応に着手する

いじめの事実確認には時間がかかる場合も多い。事実確認を完了するまで待たずに、疑いが生じた段階で対応に着手することを心がける必要がある。ことに、重大事態の端緒においては、ガイドラインにおいても、疑いが生じた段階で重大事態として対応しなければならないとされている。重大事態では、被害児童生徒の傷つきも大きく、被害を拡大させないためにも、早期着手を周知徹底すべきである。

イ 認知後の対応フローの周知

本事案では、関係職員のいじめ法制度の理解が欠如しており、法令違反の誤った手続がなされたことに鑑み、いじめ認知後の対応の流れ・フローについて、平時から学校も組織として備え、基本的な手続きを周知し、理解を図っておく必要がある。

なお、本事案の当該学校の令和5年度いじめ対策基本方針にも、フローチャートが掲載されているが、内容をみると、重大事態と判断した後は「市教育委員会のフローチャートに従う」と記されているのみである。これでは、重大事態認知後の動きの理解には不十分である。学校のいじめ防止基本方針にも、重大事態認知後の調査の手続きを示すフローチャートや資料を作成し、掲載すべきである。

ウ 役割分担についての準備と工夫

各学校のいじめ防止基本方針の標準的ないじめ対応の内容として、①被害者とされる児童及び保護者への対応、②加害者とされる児童及び保護者への対応、③いじめ対策委員会の開催、④市教育委員会や外部専門家等への報告・相談、⑤記録の作成と保存等が定められているものであるが、このように、いじめ対応については学校に多くの役割が求められる。これらをだれが行うのか、普段から検討し、備えておく必要もある。

担任1人が、被害側にも加害側にも関わることは負担が大きいうえ、被害側・加害側という対立する双方の言い分を単独で検討する場合に、中立性・客観性を維持することは困難で、適切な対応ができなくなることも十分考えられる。また、対応に追われて記録の作成が間に合わず、抜け落ちてしまうことも起こりえる。児童生徒や保護者への聴取にあたっては、状況によってはあえて担任以外が聴き取りを行う、あるいは複数(少なくとも2人)で行い、うち1人は記録に専念するなどの工夫も必要である。

災害の避難訓練のように、事前準備やシミュレーションをしておくことは混乱を防ぐ上で重要である。さらに、被害側、加害側への面談等における留意点や組織としての対応を行うための基本的なやり取りの仕方なども普段から確認しておくことも有効である。

エ 記録の重要性

いじめ対応についての正確な記録をとることは、情報を共有したうえで組織的対応をとるために不可欠である。また、重大事態に発展すれば、学校でのいじめ対応の記録は、重大事態調査の貴重な資料であり、また調査対象ともなることから、その重要性はさらに増す。

いじめ対応では特に、その記録の作成者、日付、事実、所感(評価)、対応を区別して簡潔に記録し、時系列で確認ができるよう保存することが望ましい。必要な情報を記録できるように、記録のための書式を各学校で準備し、適宜点検して改訂していくことも必要である。また、録音データ、SNS上のやりとりなど文書以外のデータについても確認ができるように保存しておく必要がある。

なお、本事案では、担任や校長の対応は、本人作成のメモ程度しか記録がなく、関係児童への聴き取りや、繰り返し行われたとされる謝罪時のやり取りを確認できるような記録はなかった。生徒指導委員会や校内いじめ対策委員会の報告書も、文書の作成者、参加者、時間等の形式面での記載にも不足があり、当該委員会内での協議・議論の経過や評価、対応、決定事項についての具体的な記述がみられないなど、極めて不十分なものだった。大幅な改善が必要と考える。

3. 重大事態調査の第三者委員会の構成

(1) 事務局担当者の選定

本事案では、被害児童によるいじめ重大事態申告当初から原調査委員会への調査諮問までの過程で、学校への指導助言を担当した指導課 B 氏が、重大事態調査の第三者委員会である原調査委員会の事務局となったことで、原調査委員会の調査対象の一部が自己審査となったばかりか、当該自己審査に該当する部分の調査が全くなされない事態となった。

再発防止のためには、重大事態調査の第三者委員会の事務局には、従前の過程で当該事案に関わりのあるものは選任しないことを徹底すべきである。

市教育委員会の指導課には、指導主事が複数在籍しているとのことであり、基準も簡明であるので、決して不可能なことではない。

(2) 中立性・公正性のある委員の選定

本事案では、原調査委員会の委員の中に、中立性・公平性に疑義のある委員があるとの指摘を受ける事態があった。

そもそも、重大事態調査の第三者委員の選定にあたっては、公平性、中立性確保のため、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または、特別の利害関係を有する者は除かなければならないことはもちろん、事案と直接の関係はなくとも、学校や市教育委員会と関わりを持つ者も、公平性、中立性を疑われる可能性があり、選定には慎重を期す必要がある。

また、調査実施前に、被害児童生徒側に対し、委員の人選の公平性、中立性、第三者委員会設置までの経緯を明確に説明できるようにしておくことが望ましい。

4. 重大事態調査の記録の扱い

(1) 重大事態調査委員会の議事録作成の徹底

本事案では、原調査委員会の議事録が作成されていないという事態となった。

上述したとおり、議事録作成は、本市の内規でも明確に要求されているのであり、今後、重大事態調査委員会が開催される際は、議事録の作成は必須である。また、極めて基本的なことであるが、重大事態を調査する会議体においては議事録の作成が必要であることを指導課内で周知徹底させることを愚直に実践する必要がある。

(2) 重大事態調査の記録の保存の徹底

上述したとおり、ガイドラインでは記録の5年保管を推奨している。

重大事態調査の記録の保存については、最低限5年間と定める内規を、市教育委員会内で定め、指導課内で周知徹底するべきである。

いじめ事実の調査には時間がかかり、再調査が実施された本事案は、事案発生からすでに4年が経過している。再調査の実施可能性も勘案し、記録の保存についての意識を徹底する必要がある。

第6 おわりに

学校におけるいじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」行為である(法第1条)。今から12年前に、それまでのあまたの子どもたちの犠牲のもと、ようやく「いじめ防止対策推進法」が成立した。

学校は教育の場であり、児童生徒が、「人間関係を構築する幅広い知識と教養を

身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う」(教育基本法第2条第1号)場所であり、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培う」(同法同条第2項)場所である。教育基本法に掲げられた目標を達成するためには、学校が児童生徒にとって安心安全な場所である必要がある。そのため、学校や学校設置者は、子どもを一人の人間として人格を尊重し、子どもの意見に耳を傾け、子どものニーズを絶えず把握しておくことが求められる。

今回の再調査で、学校や学校設置者が、いじめの被害を受けた子どもの声を聴く努力が十分になされず、また、これまでの多くの子どもの声を集約して成立したいじめ防止対策推進法の理解が不十分であったことが明らかになった。いじめは、予防できればそれが一番よいが、たとえ起きてしまっても、学校や学校設置者が子どもの声に耳を傾け、その声の背景にある子どもの困りごとを丁寧に見極めることができれば、子どものニーズに寄り添った対応が可能となる。いじめに対する法やガイドラインに基づかない不適切な対応が、楽しいはずの学校生活を奪ってしまうことがあることを、改めて今一度心にとめるべきである。

子どもの権利に関する条約が批准されて30年経過してもなお、学校においては、子どもの権利が十分に保障されているとは言えない状況にある。習志野市は令和7年度から令和11年度の5年間を期間とする、「習志野市こども若者まんなか計画」を策定した。子どもにとって、多くの時間を過ごすのは家庭と学校である。この計画により、家庭と学校がより一層安心安全な場所になることを期待したい。今回の再調査で明らかになった問題点を市教育委員会や学校は真摯に受け止め、体制を立て直し、すべての子どもが笑顔で子ども時代をおくることができる社会の実現のために努力していくことを切に望む。

第7 関係法令等

- ・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- ・文部科学大臣決定・いじめの防止等のための基本的な方針
- ・習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例(平成27年12月25日条例第25号)

- ・習志野市いじめ防止基本方針
- ・習志野市個人情報保護事務の手引
- ・習志野市情報公開事務の手引
- ・習志野市教育委員会文書管理規程
- ・2020年度■■■■小学校いじめ防止基本方針
- ・2021年度■■■■小学校いじめ防止基本方針
- ・令和4年度■■■■小学校いじめ防止基本方針
- ・習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針